

第一百八十五回国会
衆議院

農林水産委員会議録 第二号

二号

平成二十五年十月三十日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 坂本 哲志君

理事 北村 誠吾君

理事 谷川 弥一君

理事 森山 裕君

理事 村岡 敏英君

理事 井野 俊郎君

小里 泰弘君

勝沼 大串君

菅家 石田君

清水 道孝君

鈴木 光徳君

武部 武井君

中川 熊田君

福山 加藤君

橋本 末吉君

津島 川田君

山本 熊田君

渡辺 道孝君

村上 穂尾君

木下 玉木君

林 玉木君

江藤 鶴尾君

櫻田 孝一君

林 孝一君

中野 中野君

木下 洋昌君

最近の新聞報道では、TPP交渉において、あたかも日本が妥協するような、具体的に言えば、ある品目とある品目は関税を撤廃することを決断したというような報道がなされております。

このような報道は、私は事実ではないというふうに思っております。また、このことは国益を害するものではないかというふうにも思つておりますが、そもそも、この報道が出てくる原因の一つは、TPPの機密保持契約のために、国民に対し十分な情報提供がされていない。そして、情報提供が足りないことによつて、農林水産業の現場が不安に陥っているのではないかといふに思つています。この機密保持契約のために、政府から情報発信が非常に大事だというふうに思つています。現場の不安に対処するためには、政府からの情報発信が非常に大事だというふうに思つています。

一方、情報公開を進めた結果、交渉相手に我が国の手のうちが明らかになつてしまつては、交渉上、不利益をもたらすだけであり、この点は十分留意をすべきではないかといふに思ひます。例えば、五百八十六のタリフラインの内訳を明らかにすべきだという主張もありますが、これは交渉相手に弱みを見せるだけであり、私は行うべきではないというふうに考えております。

このような点も含めて、今後、農林水産業の現場に対してどのように正確な情報の提供に取り組んでいくのか、まず、大臣のお考えをお示しいただければと思います。

○林國務大臣 お答えいたします。

まずは、森山先生におかれましては、先国会で委員長としての重責を担われて、農政に御指導いたしましたことにお礼を申し上げたいと思います。今おっしゃられたとおり、情報公開の難しさといふものが、端的におつしやつていただいたとおりでありまして、ここで私が責任者として申し上げたことは交渉の相手にも伝わる、そういう大前提のもとで情報公開を考えていかなければならぬ、認識を大変共有するところでございます。そういう意味でも、TPP交渉にかかる情

報の提供については政府対策本部のとて全体として対応しているところでございまして、これまでも交渉会合の結果等については、あるいは党の会合、あるいは関係団体への説明会等々で情報提供してきたところをごぞいます。

今おつしやつていただきましたように、TPP交渉、守秘義務規定というものがございまして、公表できること、できないことがあるわけでございますが、公開できることは、TPP政府対策本部のもとで、政府全体として、状況の進展に応じて情報提供していくみたい、こういうふうに考えておるところでござります。

○森山委員 大臣、情報提供すべきものについては、国民に不安を与えるないようにするということが大事だといふに思ひますし、最も大事なことは、やはり国民から信頼をされ、政府に任せることと言つてもらえるような状況を醸成していくことです、できるだけ農林水産業の現場に混乱が生じないように、さらに御努力をいただきたいといふ文化を持つていますから、そういうことを含め

が肝要ではないかといふに思ひます。そのためにも、日本はあうんの呼吸といういふ

文化を持つっていますから、そういうことを含め

次の一質問に移ります。

現在、自民党では重要五品目などの検証が行われていると聞いております。この中には、米、小麦、大麦、乳製品などの国家貿易の対象品目、砂糖や甘味資源などの価格調整制度の対象品目、牛肉、豚肉などのセーフガードの対象品目など、国内の需給調整上、重要な品目が含まれております。また、これまでのEPAで守ってきた加工品調整品も同様に重要であります。さらに、我が国が守るべき重要品目は、五品目に限らず、それぞれの地域で重要な作物があります。重要五品目

のように主張をしていかれるのか、農水省の考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○江藤副大臣 私の方からお答えをさせていただきます。

国民に不安を与えることのないよう、情報が的確に提供してほしいと。まさに、私も地元に帰りますとたくさん言われますし、同僚、先輩の議員の皆様方からも同じような御指摘をいたくわれであります。

私は、引き続き副大臣をやることになります。その要請を受けたからといって簡単に受けるわけではなくて、林大臣に十ヵ月余りお仕えをしてきて、この方が本気で農林水産行政のトップとして委員会決議を守り、農林水産行政のトップとして守り抜いていく決意がひしひしと感じられる方である、そう確信しましたので、この方を引き続きお支えしたいという気持ちがありましたので、これから非常に厳しい、いろいろな場面があるかもしれません、それでも大臣のおそばでお仕えしたい、別によいしょを言つてゐるわけじゃないんですよ、そういう気持ちがありましたので、ここに立つております。

ですから、国民の皆様方も大臣をぜひとも御信頼いただきたい。この大臣は、私は、微動だにしないといふお言葉を先ほど森山先生がお使いいたしましたけれども、そういうお気持ちは持つていただいていると思います。

さらに、この五品目についてのお尋ねでありますけれども、もう内容については先生が今おつしやつていただきました。特に、国家貿易等にかかることがありますので、とりわけ重要な品目ばかりであります。しかし、この五品目に限られ

るものではなくて、「など」という書き方がされて

いるわけでありますから、それ以外にも重要な品目はあるという御指摘は、森山先生のおつしやつてあります。五品目の聖域の確保につきとおりだと思います。五品目の聖域の確保につきましては、これが引き続き国内で再生産可能にならぬよう、その決議を踏まえた、タフな、そして国益を守り抜く、全力を尽くした交渉をやつついふうに思ひます。

そこで、交渉の中で重要五品目などについてどうふうに主張をしていかれるのか、農水省の考

とは一緒に仕事をさせていただいた時代もあります。私は、個人的には林大臣を全面的に御信頼申しあげておりますし、この方が農林水産省の代表としてTPPの交渉に当たつていただくということは大変力強いことだというふうに思います。そ

こは御信頼を申し上げていることを、まず申し上げておきたいと思います。

ただ、週末、やはり現場を歩きますと、びっくりするような不安があるんだなと思います。パリ島での西川委員長の真意が伝わっていないと冒頭申し上げましたが、あの発言は、五品目が四品目になるんじゃないのか、どの品目が外されるんだという質問を受けたりいたしますと、ああ、これは本当に真意が伝わっていないなどということを実は強く思います。

そういうことを西川委員長が言つておられるわけではなかったと思います。私は、その席におりましたから、前後の西川委員長の発言もよく理解をしております。むしろ、今まで守れなかつたもの、TPPでは関税で守らなきやいけないものもあるんじやないかというところから話が始まつたことを思い返してもなかなか真意が伝わつていいんだなということを思います。

ただ、常に政府はできるだけ努力をいただいて情報を提供していただきなければならぬというふうに思います。先ほど申し上げましたように、我々はどこでどう守つていくのかということは非常に大事な課題でありますから、ぜひそのことを強く受けとめていただきて、お願いをしたいといふふうに思ひます。

最近の報道等では、関税撤廃の影響がない品目について関税を撤廃するとか、また、そのことによつて自由化率を引き上げるとか、非常に形式的な議論が目につくわけであります。

TPPの関税交渉の状況は明らかにされておりませんので、具体的な交渉状況は承知をいたしませんが、過去のWTO交渉やEPA交渉などに与党の一員として議論に参加をしてきて思ひますに、国際貿易交渉では、まず二国間交渉におい

て、こちらの要望を伝え、そして相手国の要望をよく聞いた上で、双方が受け入れ可能な着地点を探つていくべきだと思つておりますし、そういう交渉が行われてきたのではないかなというふうに思います。

今回のTPP交渉においても、重要五品目などの中城域を確保するためには、単なる数字の問題ではなくて、お互いの関心事項について二国間交渉を行つていくことが非常に大事なことだと考えておりますけれども、現在の二国間交渉の状況と二国間交渉に臨む農林大臣の御決意をお聞かせいただければと思います。

○林國務大臣 お答え申し上げます。

今、森山委員からお話をありましたように、これはTPPのみならず、あらゆる交渉において、やはり相手の関心、我々が何を欲しているかといふことと相手が何を欲しているか、このことを見きわめた上でやつていくことが大変重要なことだ。こういうふうに思つております。

例えが適切かどうかわかりませんが、孫子の兵法でも、おれを知り相手を知れば百戦危うからずという言葉がありますので、こういう気持ちでしっかりとTPPについても臨んでいきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

TPP交渉については、先ほど江藤副大臣からも、衆参両院での農林水産委員会、重要五品目などの聖域を確保することを最優先にするという決議がありましたがそれに加えて、日米共同声明においても、我が国の農産物のセンシティビティーが明確に認識をされた、こういうことござりますので、こういうものをしっかりと踏まえて、國益を守り抜くよう全力を尽くす考えでございます。

○森山委員 やはり、今から二国間交渉というの是非常に大事になつてくると思いますし、そこで重要五品目等をどう守り抜いていくかということが一番の課題であろうというふうに思ひますから、どうか決議をしつかりと踏まえて、間違ひなき交渉で成果を上げていただけるよ

うに、まずそのことをお願い申し上げておきたいと思います。

安倍総理がパリ島での会合に出席をされて、そ

の内で、TPP交渉が完了に向かっている、年内に妥結することを目的に、残された課題の解決に取り組むことに合意したという環太平洋パートナーシップ首脳声明が出されました。一方で、アメリカの事情を見ると、本当にTPP交渉が年内に妥結するのか、妥結が可能なのかという疑問を持たざるを得ないところもあります。農業団体がアメリカに行かれて、各農業団体との協議をされたようですが、その中で、年内の妥結は難しいのではないかという発言もあったように聞いております。

林大臣は、アメリカの議会のスタッフとして御活動をされた貴重な経験を持つておりますので、よく御承知のことと想ひますけれども、アメリカの行政政府は、議会との関係で、TPAを取得しております。これまで、アメリカが主要な貿易交渉を妥結する際にはほぼ全てTPAが取得されていましたと私は承知をしております。アメリカの行政政府がTPAを取得されないまま交渉が妥結した場合、アメリカの議会がTPP協定の内容に對し修正を求める可能性があると私は思います。したがつて、アメリカではTPP妥結の条件が本当に整つているのかどうか、私はそこに少し疑問を持っています。

TPP交渉においては、年內妥結という目標ばかりが先走って、拙速な交渉になつてしまわないか、早く妥結するために安易な妥協をするのではないか、何かそんな心配をしています。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、こういったけれども、そういう意味では、アメリカの議会がどういう状況であるかということをしつかりと我々としても把握しておくる。そういう意味では、この間、十月の前半でございましたけれども、財政の問題をめぐって、かなりぎりぎりのところまであの問題も行つておりまして、これは一時的に

○林國務大臣 今お話をありましたように、八日のTPP首脳会合におきましては、年内に妥結することを目的に、これから交渉官は残された困難な課題の解決に取り組むべきであることに合意した、こういう声明が出されたということです。

一方で、今、森山委員からお話をありましたよ

うに、いわゆるTPA、トレード・プロモーション・オーソリティ、大統領貿易促進権限、こういうものですが、かつてはファストラックなどと呼ばれていたことがございましたけれども、この間予算委員会でも齋藤委員から御指摘があつたところでございますが、これは、森山委員からお話をあつたように、「〇〇七年に失効しております。したがつて、今、アメリカ政府は議会からこの促進権限をもらつていない、そういう状況にあるわけござります。御指摘があつたように、過去、ヨルダンとの協定等々で例外的なこともあります。したがつて、ほんの大きさの交渉においては、この権限がない場合は、政府が妥結したものを議会が一字一句修正することが可能である、こういう原則になつております。この権限をとることによって、一括してイエスかノーか、こういうことを、ある意味ではあらかじめ権限をもらつてその選択をしてもらう、こういうものでござりますので、今、アメリカ議会において、このTPAに関する議論が行なわれていると承知をしております。

先ほど、敵を知ればということを申し上げましたけれども、そういう意味では、アメリカの議会がどういう状況であるかということをしつかりと我々としても把握しておくる。そういう意味では、この間、十月の前半でございましたけれども、財政の問題をめぐって、かなりぎりぎりのところまであの問題も行つておりまして、これは一時的に

は回避をされました、こういうことでございますので、政府のみならず議会の動向もしつかりと頭に入れながら、冒頭申し上げましたように、首脳会合において共有をされたこの目標に向けてしつかりと努力をしていくといふことではないかと思っております。

○森山委員 大臣の認識と私の認識は全く同じであります。ぜひ、そういうことも少しにらみながら交渉をお願いしたいと思います。

もう一つ気になりますのは、チリの動きであります。P4の一員であるチリが、このところ二回ほど閣僚会議に出席をしていないという事実があります。また、チリでは大統領選挙が行われておりますが、右派の大統領から左派の大統領にかわるのではないか、かなり世論調査でも支持が離れてきているという報道にも接しています。もし右派から左派にかわるようなことがあれば、チリのTPP交渉へのスタンスというのは私は大きく変わるものではないかなというふうに思いますが、このところ二回ほど閣僚会議に出席をしていないというのも我々はよく見ておかなければいけないのだろうと思います。

農林水産委員会の視察でベトナム、マレーシアに参りましたときにも、いろいろな事情をそれぞれの国は持つてゐるようありますから、そういうことをしつかり見ていくことが大事なことではないかというふうに思ひますので、どうかその点もよろしく御配慮いただくようにお願いをしておきたいと思います。

現在、政府におかれましては、TPP以外に

も、日・EU・EPAやRCEP、日中韓EPAなど、大変大きなEPA交渉を並行して進めておられるところであります。

一方、林大臣は、農林水産省内にみずからを本部長とする攻めの農林水産業推進本部を設け、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部の検討とも連携をしつつ、農林水産業の成長産業化や農山漁村の活性化に積極的に取り組んでおられ、私はこのことは評価をしています。

さらに、林大臣が先頭に立つて推進をされてい國別、品目別目標を設定して日本産の農林水産物や食品の輸出推進、今国会に関連法案が提出されました。が、農地中間管理機構の整備、六次産業化のためのA-FIVEによる支援の本格展開等々、農林水産省の取り組みは農林水産業の活性化に向けた大きな一歩になると私は考えます。

もちろん、これらの政策は貿易交渉のために行っているわけではないと理解をしておりますが、貿易交渉のいかんにかかわらず、日本の農林水産業の体力強化が図られ、さらなる発展を遂げていくためには大変重要な課題であると思います。

そこで、林大臣に伺いたいのであります、今後、さらに農林水産業の活性化に取り組んでいかれるると思いますけれども、その方針と今後のスケジュールについてお聞かせをいただければと思います。

○林務大臣

今お話をありましたように、国内農林水産業の活性化を図つていく、このことは、TPP交渉いかんにかかわらず、待ったなしの極めて重要な課題である、こういうふうに考えておられます。

今お話をいたいたように、このため、攻めの農林水産業推進本部をことしの一月に省内に設置いたしまして、省内横断的に検討を進めます。お話をいたいたように、三つの柱、すなわち、生産現場の強化などの供給サイド、それから

国内外の需要拡大などの需要サイド、そして供給と需要をつなぐバリューチェーン、この中に六次産業化いうことが入つてまいります。

こういう柱を立てて、そして、やり方として、やはり現場でいろいろな取り組みが先進的に進んでおりまます。先生方のお地元でもいろいろなことを横展開していくためにには我々がどういう施策を工夫しながらやつておられる取り組みというのは御存じだと思いますが、こういうものを現場の宝ということで集めまして、うまくいっていることを横展開していくためにには我々がどういう施策でそれを応援していかなければならぬか、こういう視点で展開をしておるところでございます。今お触れいただいた農地中間管理機構は供給サイドの一つの大きな柱でありますし、国・外の需要拡大という意味で、輸出の戦略というものが大変大事になつてくる、こういうふうに思つております。

官邸に、農林水産業・地域の活力創造本部、總理を本部長とするものを設置していただきましたので、強い農林水産業や美しく活力ある農山漁村をつくり上げるための具体策を加速化し、そして、今後の政策の指向性を、農林水産業・地域の活力創造プラン、これは仮称でございますが、こういうことで、十一月末を目途に取りまとめてまいりたい、こういうふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○森山委員

終わります。

○坂本委員長 次に、後藤斎君。

農林水産業の活性化を図つていく、このことは、TPP交渉いかんにかかわらず、待ったなしの極めて重要な課題である、こういうふうに考えておられます。

まず冒頭、消費者庁からお答えをいただきたいと思います。最近、おにぎりの偽装の問題や、高級ホテルでの、誤表示なのが偽装なのが別としても、たくさんのいわゆる食にかかる消費者を欺くような事象が多発をしています。そして、これを過去にさかのぼつてみると、五年とか十年とか、何となく需要をつないでいるバリューチェーン、この中に六次産業化いうことが入つてまいります。

そういう柱を立てて、そして、やり方として、やはり現場でいろいろな取り組みが先進的に進んでおりまます。先生方のお地元でもいろいろなことを横展開していくためにには我々がどういう施策でそれを応援していかなければならぬか、こういう視点で展開をしておるところでございます。今お触れいただいた農地中間管理機構は供給サイドの一つの大きな柱でありますし、国・外の需要拡大という意味で、輸出の戦略というものが大変大事になつてくる、こういうふうに思つております。

今お話をいたいたように、このため、攻めの農林水産業推進本部をことしの一月に省内に設置いたしまして、省内横断的に検討を進めます。お話をいたいたように、三つの柱、すなわち、生産現場の強化などの供給サイド、それから

かといいますと、関係の方々からの情報提供をいたしまして、そこから調査をするというものが多い実態でございます。

○後藤(斎)委員 消費者庁として、この表示にかかる体制については、現在、中央組織も含めて何人体制で対応されていますか。

○菅久政府参考人 お答え申し上げます。

申しわけございませんが、手元に正確な数字を用意しておりますが、景品表示法で申しますと、消費者庁の中に表示対策課という課がござります。ここが四十人、五十人ぐらいの人間で調査を行つております。

また、景品表示法に関しましては、地方事務所が消費者庁にはございませんので、公正取引委員会の地方事務所が調査を担当しているということです。

また、その他、JASS法などにおきましては、

農林水産省とも協力して調査を行うという体制になつております。

○後藤(斎)委員 消費者庁菅久審議官にもう一度お尋ねをしますが、阪急阪神ホテルズのこの問題について、現場で料理をされている調理人の方の意識と経営者の方の意識というのが全然交わつてないという、社長も含めていろいろな御発言があるようですが、消費者庁として、これはこれからどのように対応していくのか、そして、この問題は組織ぐるみという判断になつていくのか、この二つについてお尋ねします。

○菅久政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今あります件につきましては、当事者等からよく話を聞くなどいたしまして、必要な調査を進めているところでございます。これにつきましては、調査の結果に基づきまして、その次第によりまして、必要な措置をとつていただきたいというふうに考えております。

また、その結果を踏まえまして、その後、いわゆる業界全体での表示の適正化というものが図られますよう適切な対応をとつていくということも必要になる場合もあり得るかと思つておりますの

事件に至るまでの最初の情報源というのはさまざまなものがありますが、一般的には、どちら

で、そのようなことも並行して考えていただきたいと
いうふうに思っております。

○後藤(斎)委員 今お答えいただいた後者の部分
について、この阪急阪神ホテルズの問題がメディ
ア等で報道されてから、ほかのホテルやいわゆる
老舗のレストラン等で同様の指摘の事象があつた
という報道が、この数日間繰り返しされていま
す。その原因は何ですか。

○菅久政府参考人 お答え申し上げます。

ホテルの場合だけではなく、いろいろな不当表
示の場合でも同様でございますが、一つこういう
ケースが出てまいりますと、同業の方々はそれぞ
れ自社内で点検をされるということが多くござい
ます。点検をされた結果、違反が見つかった場合
には、みずから自主的に報告し、また公表すると
いうことがよく見られるところでございまして、
今回のケースも、そういうことで、皆様方がある
意味では自主的な取り組みをされているというこ
とかなというふうに考えております。

○後藤(斎)委員 JAS法関係でちょっと農水省
にお尋ねします。

JAS法関係で、最近の違反の実態、件数、そ
らに、取り締まり体制について、農水省はJAS
法関係でどのような人数で対応なさっているの
か。あわせてお答えいただけますか。

○小林政府参考人 ただいま、違反の実態と取り
締まり体制ということでお尋ねいただきました。
違反の実態でございますが、二十四年度の場合
について申し上げますと、まず私どもで検査を実
施したのが、年間で約二万七千件の立入検査を実
施しております。

この中で、JAS法違反ということで、過失による比
較的軽微な違反、うつかりとかそういうもの
のですね、そういうものにつきまして、文書によ
つて指導しましたのが五百件、それから、意図
的な違反だというふうに判断をして指示、公表に
至つたのが二十三件、さらに、指示に従わなかつ
た場合の命令が一件というのが二十四年度の実績

になつております。

全般に、ここ五年、十年のタームで見ますと、
店頭での表示につきましては、不適正な表示とい
うのはかなり減少しておりますけれども、意
図的な原産地偽装だとそういったものにつきま
しては、年によつてでこぼこはございますが、引
き続き発生している実態にございます。

監視体制につきましては、農林水産省では、地
方農政局などに約千三百名の食品表示Gメンを配
置しておりまして、こういった職員が業者への立
入検査、あるいは、表示一〇番というのを置い
ておりますので、そういったものへの対応、事業
者への周知活動などに取り組んでいるところでござ
います。

そのほかに、私どもの所管しております独立行
政法人農林水産消費安全技術センターというのが
ございますが、こちらがDNA分析あるいは元素
分析などによる科学的な分析を行つていているとい
うことでございます。

以上でございます。

○後藤(斎)委員 後ほど食の文化遺産についても
ちょっと話をしたいと思うんですが、大臣、今、
レストランの高級店、老舗の方、そして、おにぎ
りに外国産米が入つていてそれを国産にしたとい
うのは、食の流通 小売の部分も、以前も議論をさ
せていただいたように、激しい競争の中で少しで
も利益を上げようという、これは資本主義の国で
すから当たり前のことがもしませんが、それ
が、料理をつくる現場と経営の方方が本当に組織
で相談したかどうかはまたちょっとおいておいて
いる方、ちょっとお答えいただけますか。

○河村政府参考人 お答え申し上げます。

ユネスコの無形文化遺産代表一覧表というもの
がございますが、これは、本年十月現在、世界全
体で二百五十七件が登録をされております。この
うち、我が国からの登録は現在二十一件ござい
ます。

費者庁も新しい組織ですから、四、五十人体制で
もやむを得ないというふうにも思いますが、これど
も、やはりここは、農水省が千三百人体制、せつ
かく地方組織をお持ちになつて、年間二万七千件
という、まあ、多いのか少ないかは少しあいてお
いても、そういう取り締まり実績があるわけです
から。

六月に食品表示法という法律も新たにできて、
二年内に施行ということで、今、政省令を含め
て詰めの作業をしているというお話は聞いていま
すけれども、五年、十年単位の中でこういう食に
かかわる偽装の問題が起ころるというのは、忘れた
ころに、何となくそういうものを、現場でも、激
しい競争環境であれば、利益を出さなければ、現
場は経営者に当然怒られるわけです。そういうも
のが、何となくという形で現場の部分での誘発を
してしまうということ、大臣、当然あると思う
んです。

これは、ちょっとと文化庁、文科省も来ていただ
いています。私の尊敬する櫻田副大臣にも来てい
ただいていますから、和食が年内にも世界無形文
化遺産になるというふうなことをお聞きをしてい
ます。

この和食の部分について、キムチも、今回は日
本の和食とあわせて無形文化遺産に指定をされ
よう流れ、見通しだというお話を聞いているん
ですが、そもそも世界無形文化遺産というのほど
ういう環境の中で指定をされているのか。日本国
政府も、農水省が主体になつて、昨年の三月にユ
ネスコの方に指定申請を出されていますけれど
も、どのような基準でこの無形文化遺産というの
が指定をされ、その基準はどうなのか、おわかり
になる方、ちょっとお答えいただけますか。

○河村政府参考人 お答え申し上げます。

保護条約の政府間委員会において、この勧告を踏
まえた審議が行われ、正式に決定される見通しと
いうふうに考えております。

登録をされますと、自然の尊重という日本人の
精神に基づく伝統的な食文化が世界に広く認めら
れるとともに、栄養バランスにすぐれた健康な食
生活の次世代への継承に寄与する、このあたりが
評価されておりますので、これらがさらに普及し
ていくことが期待されるものでございまして、私
どもとしても、十二月の政府間委員会においても
万全の対応に努めてまいりたいと存じます。

○後藤(斎)委員 林大臣、今のような話で、今、
偽装が五年ぶりに、ブームというよりも、たくさ
ん件数が出てきてしまつたということ、和食も
世界無形文化遺産に登録される可能性が高いとい
う中で、消費者庁と連携をしてもらうのは当然の

この代表一覧表への登録基準は五項目ございま
す。概要を申し上げますと、第一に、ユネスコの
無形文化遺産保護条約に定義された無形文化遺產
であること、すなわち、芸能、社会的慣習、儀式
及び祭礼行事、伝統工芸技術などが条約上の無形
文化遺産の定義として挙げられておりますので、
これに該当すること、第二に、登録されること
で、世界全体における無形文化遺産の認知向上が
期待されること、第三に、十分な保護措置が図ら
れておりること、第四に、関係する人々、コミュニ
ティーが同意していること、第五として、国内に
おける無形文化遺産の目録に含まれていること
なっております。

ことなんですが、今、文化庁次長が話をされたように、新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重であるとか、健康的な食生活であるとか、文化行事との密接なかかわりであるとか、当然、これらの農林水産業、食というのを農林省で考える際の非常に大きなテーマであることは言うまでもないんだと思うんです。

ただ、調理方法であるとか、やはりもうけ主義に走っているあるとか、そういうことがあると、せっかく和食が世界無形文化遺産に登録をされても、それをどう生かしていくのかというのが、消費者庁も含めた消費者の皆さんから支持をされなければいけないということはざることながら、やはり無形文化遺産になれば、富士山の文化遺産と同じように、観光客にたくさん来てもらうということを考えることだけではなくて、それをどう保全していくのか、どう守っていくのかという大きな責任、義務がかかるというのが当然だと思つてゐるんです。

今度キムチが、和食とあわせて、十一月にも形文化遺産になるというふうな報道もあります。韓国も数年前に韓国の宫廷料理を無形文化遺産に登録をしようとしたらしいんですが、やはりそれではダメで、たくさんの方から支持をされるといふことが望ましいということで、キムチという一番韓国の食材で国民的な支持を集めているものに特化をしてやられて、和食と同じように指定を受けたかどうかという部分に入つていて、いう話なんですが、キムチも、大臣御案内とおり、私も好きなんですが、自家消費をする部分はほぼ国産の白菜で手づくりでつくる。でも、私も韓国は余り行つたことがないのでよくわかりませんけれども、飲食店、レストランで出すキムチは、ほとんど無料で、食べ放題みたいな形で、ほぼ輸入の方が多い。そして、韓国産と称して中国産を、やはり偽装の問題で韓国政府当局の取り締まりをしているところが、食の偽装で年間数百件ずつ摘発をしているという話もあるようなんです。

ですから、これからどういうふうに、後ほど生産調整等の問題についてお話をさせてもらいますけれども、和食が世界無形文化遺産に登録をされる見通しになったところで、偽装の問題を含めて、そういう現場の問題を払拭しないかないと、せっかくのものが国内外から支持をされないものになつてしまふ、それは決してあってはいけないことだと私は思つてます。

大臣、その点、消費者庁や関係省庁の連携を始めた、偽装の問題は行き過ぎたもうけ主義みたいなのではなく、食というのは、人間生活をする上で一番必要なものであるということは誰も文句はないことなので、それも含めて大臣が、無形文化遺産に和食が指定されることと、これから農林水産行政と、そして今、消費者庁が熱心に景表法も含めてやられている、そういういろいろな表示や消費者問題にかかる部分の連携等についてどのようにお考えになりますか。

○林國務大臣 今、後藤先生からお話をあつたボイントは非常に大事なところだと思っておりまして、この提案をしたときに、和食を、自然の尊重という日本人の精神を体现した食に関する社会的慣習として提案している、こういうことですから、先ほどちょっと触れていただいたように、いろいろな、新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重等々、日本人が長年かけてつくり上げてきたものである、こういうことで社会的慣習ということになつてゐるわけでございます。

先ほど来お話をあつた偽装みたいなことは、先輩たちが長年培つてきたものである意味では汚す行為だ、こういうことになるわけでござりますから、無形文化遺産に登録される見通しが出てきたわけでござりますので、世界じゅうにこの社会的慣習というものがきちっと誇れるよう、何だ Came to mind. そのうえ、本当にこの社会的慣習といふふうに思つております。

○後藤(斎)委員 大臣、消費者庁も少ない人数の中で御苦労されていますから、人數、中央組織がしっかりとしている農水省が、それと連携協力し合ひながら、きちっと体制整備を、違反事由はきっと取り締まるぞという姿勢は常に持たない

と、何のための法律か。さつき消費者庁みずからがお答えになつたように、自主点検したら出きてきたということなのか、私はここは若干疑問があります。そこは法律といふものがどういう効果等を持つかという本質論だと思います。そこはぜひよろしくお願いしたいと思います。

○櫻田副大臣、副大臣の御地元も農業が非常に盛んな地域でありますし、この間、生落花生の大き

いものを千葉県産ということで食べさせてもらいました。

私は、実は自分の思いなんですが、大臣がきのうお話をされたように、これから需要をどうつくられるかというよりも、実は需要というのは、特に国産材をどう使っていくのかというの、食料自給率、それぞれの品目別に、一〇〇を切つているものというのは、基本的には日本はもう全てが一〇〇を切つてゐるわけですから、一〇〇を切つて見るもののというのは、少なくとも国内マーケットを見ても、基本的に国産材、国産の農産物がまだ頑張れるというものだと思うんです。

表示制度の企画立案及び執行に関する業務を消費者庁にやつてもらつて、我が方は、食品の生産、流通、消費に係る施策を所掌する立場ということであり、ただ、地方組織を我々は活用して、JAS法に基づく監視、取り締まりをやつてゐるということをございます。

消費者庁に寄せられたJAS法違反に係る疑惑情報、これに対しても、我が省が立入検査を実施して消費者庁に連絡するということ。そして、消費者庁を中心として、我が省や警察、厚労等々と連携して、情報を共有するということで連携を図つておるところをございます。

先ほどお話をあつたように、食品表示法が施行になりますので、これに向けて、役割分担それから監視業務の実施方法等を検討していけるところでございます。御指摘が今後藤先生からもありましたので、情報共有の迅速化をするとかいうことを含めて、消費者庁を初め関係機関との連携の一層の強化に取り組んでまいりたい、こういうふうに思つております。

○後藤(斎)委員 大臣、消費者庁も少ない人数の中で御苦労されていますから、人數、中央組織がしっかりとしている農水省が、それと連携協力し合ひながら、きちっと体制整備を、違反事由はきっと取り締まるぞという姿勢は常に持たない

と、何のための法律か。さつき消費者庁みずからがお答えになつたように、自主点検したら出きてきたということなのか、私はここは若干疑問があります。そこは法律といふものがどういう効果等を持つかという本質論だと思います。そこはぜひよろしくお願いしたいと思います。

そこで、櫻田副大臣、文科省も、科学技術の総本山として、大学も所管されている省庁として、研究、技術開発的にやはりもつと熱心に農業にサポートをしてもらいたい。副大臣、現状が今どのようになつてゐるのか。そして、例えば落花生も、一反当たり倍か三倍収量がとれれば、あの味と品質をもつてすれば、多分中国產にも勝てるといふのがいっぱい輸入をされてしまうという、これ

は消費流通の実態とのバランスなんですから、ぜひそういうことを私はやってもらいたいというふうに自分が担当したときから心から思っているんです。

櫻田副大臣、今の産官学の研究の実態と、そしてそれに農業がどの程度、予算が文科省として農業関係に頼注しているのか、さらに、いわゆる多収穫米や多収穫農産物みたいなものの開発努力と、いうのはどのようにお支えしているのか、あわせてお答えいただけますでしょうか。

（櫻田畠大臣）研究の成果の実用化において事業化、新事業、新産業創出に貢献する産官学連携施策は、科学技術イノベーションを推進する上で極めて重要であると考えております。

そのため、成果の実用化のための研究開発や地域のすぐれた構想に係る事業化等の支援を実施しているところでございます。

文部科学省におきましては、これらの施策に對して、主として科学技術振興機構が実施する多くの競争的資金事業と本省が実施する地域イノベーション創出の事業等に分かれておりますが、それにおいて、ライフ、情報通信などの分野ごとの予算措置等を把握しているところでございま
す。

い答弁なんですが、最後に、林大臣にもお尋ねしながら話をまとめていきます。

林大臣、私は何度もこの委員会でお尋ねをしたりしているんですが、いわゆるお米も需要というところに応じてという形でこれからかじを大きく切るという報道が連日されて、私も農家の方と、今二十町歩、三十町歩、若い職員の方を常勤で採用しながらやっている農家の方がいらっしゃるんですが、TPPで関税が全部なくなつてしまつたら自分たちもやめちやおうとか言うんですよね。その話に私は、いや、そうではない、ちゃんと毛作も含めて考えようよという話を実はしていま

す。

そのときの大きなヒントというのだが、いわゆる多収穫米というの、今まで何度もこの委員会でこの話はさせてもらつたようだ。減反政策がスタートをしてもう四十年以上たっていますから、農林水産省も品種改良や研究開発の努力も当然してきました。むしろ、おいしいものをつくれば売れるんだということに特化をしてきました。今、櫻田副大臣が、珍しくといふと怒られました。されども、歯切れが悪かつたのも、文科省も実

はやつできませんでした。
アメリカは、例えば大豆の单収、アメリカは世界一大豆輸出国でもあり、生産国でもありますけれども、平均二百九十キロから、日本の倍か五割から七割増しくらいの单収を一反当たりつくつてているというふうに言われていますが、ある農家の方はその三倍以上の、十アール当たり一トンのトウモロコシや大豆をつくる、そういう数字が実は出ています。

農業の一番のネックであれば、口に入る食の部分は、品種改良も含めてこれからきちっとやつていいにしても、やはりたくさんつくつて、生産量を上げて、新しいニーズをつくっていく。これは、

から入れて、それがある一定程度スーパーまで
ケツトでも売られているという実態から見ても、
これからそういうふうなことが当然起ころう
でしょう。

でも、そのときに、たくさんつくって、マーケット
で、一番は飼料米、そしていわゆるエネルギーに
使うというふうに思っています。これはいろいろ
な統計があると思いますけれども、やはり五倍の
価格差でこわければ、五倍の収量を上げる努力が
どうできるかということだと思います。

櫻田副大臣、実は今、九州大学がバイオ燃料原
料になるトウモロコシ、サトウキビの光合成フル
回転で成長を三割増にしていくという研究開発を

して いる よう です。あわせて、これは 少し 時間 が

かかるようですが、人工光合成という形で、新しく、太陽の光と水を原料として水素やアルコールをつくっていくというふうな技術開発も実はされています。やはりこれから日本の農業が、少なくとも農地というものを守っていくのは基本的なものとして、そこに資本が投入されなければ再生産ができないというのは当たり前のことであります。

始めた冊子を見せていただきました。非常にいいことだと思います。医も福祉も、これから高齢化が進むべ需要が拡大していくます。ですから、拡大し、安定した需要というところに食料生産、農業というものをどう位置づけるかというのは、ある意味で非常に正しいと思います。ですから、もう一步踏み出して、多収穫米や多収穫トウモロコシや多収穫サツマイモとか、そういうものをもつと熱心にやってもらいたいんです。

これは、近畿大学でも鈴木先生が数年前からそ

ても少なからず吉奈畠に傳える。あと二十分の
一にしたいというのが鈴木先生のお考えだそうで
す。ですから、それは価格差だけなんです。
ですから、一挙に二十倍つくれというのではなく
くて、例えば二毛作をすればまず十分の一になる
し、そして東京農工大学で、ブドウの三毛作、四
毛作、一年に三回とれるよう、ブドウの品種改良
を今しています。ですから、そういうたくさんつ
くるるというところで単価を下げるというのは、そ
の前提がなければ。
大臣がせっかくおやりになつていただいた医福
食農連携というのは私たちのときも実はやつたん
ですが、ここまできれいにまとめるることはできま
せんでした。ただ、先ほどの和食の世界無形文化
遺産についても、実は今青森にいる当時の田名部

政務官が非常に熱心にやつて、去年の三月にユネ

スコの方に提案書を出したということなのです。僕は、どこの政権がどうとかじゃなくて、特に食、農にかかわる部分は、与野党を問わず、やはり建設的に議論をし、そしてその中で、大臣、いいものをやり切つっていくこととしかもうないと思うんです。

これから減反政策を本当に廃止するということであれば、その前提条件もつくらなきやいけませんし、ぜひ大臣、多収穫米や多収穫農産物という

ものを、もつと文科省にも、共同研究云々と言わ
すに、予算をきちつと投入しながら、やはり、素
材になるものはいっぱい大学が持っているはずな
いです。それを引き出してやるのが農林水産大臣
の役割でもあると私は思っているのです。
これは以前から農林省と文科省が事務方でも話
をしていますが、なかなか進みません。幾つかの
シーザー、特におもしろいシーザーについて、大臣の
リーダーシップで、私の尊敬する櫻田副大臣も連
携をしながら、ぜひそれをやり遂げてもらいたい
んですが、いかがでしょうか。

私も、この間、山形県へお邪魔したときに、ある豚をつくつていらっしゃる方が、やはり米を食わせた方がうまい豚ができるんだ、こんなようなお話ををして、かなり大きな契約栽培で、飼料用米、豚に食わせる飼料米専用の田んぼというのに連れていってもらいましたが、こういうところ、すなはちカロリーベースでいうと、餌が自給されていないので、という部分がまだあるわけでございまますから、こういうところをどうやって品種改良で補っていくかということは非常に大事なことである、こういうふうに思っております。

例えば、飼料米に適する多収品種では、海外の多収インンド型品種と日本品種の交雑をやって、七日から八百、これは玄米ベースでございますが、

きたあおば、北陸193、モミコマンですか、先生は御専門ですかからよく御存じだと思いますが、寒いところから暖かいところまで、いろいろなところに適合したものをつけているということです。

それから、飼料でいうと、今、十アール当たりの玄米で一トン以上になる飼料用米品種の開発もやっている。こういうことでござりますので、一〇〇になつていいところをどうやつて数字を上げていくかということにしつかりと取り組んで、いたいと思いますし、私も尊敬する櫻田副大臣、いらっしゃつておりますので、しつかりと文科省にお願いして、この分野は非常に、ある意味では大きな潜在力を持つているということですから、研究開発に対する投資というのは、会社でいえば先行投資でございますので、大きなリターンが見込まれるよということで、櫻田副大臣、下村大臣にもしつかりとお願いをしていきたい、こういうふうに思つております。

○後藤(斎)委員 大臣、口に入るものは、今のおいしいものを堂々と手をかけてつくつていただき、そではないものは、済みません、TPPは後で時間があつたらお聞きしますけれども、多分減反の部分でいえば、何となく、TPP交渉が進んで関税化も可能性がありだなということで減反廢止みたいなことが出てきたような、この数週間の、私の、報道だけしか見ていない人間の思いなんです。

大臣、実は米の減反政策というのは、もう四十年以上前から続き、そして、それも需要に応じたというところから当然始まつてゐるわけです。需要が、消費が減退をするから、それにつき過ぎた部分が過剰になつて、政府が全部買いつれなし、財政負担も上がるということで、米の減反政策というのは四十三年前から始まつたということです。

この間、消費は一貫して下がり続けました。特に、ウルグアイ・ラウンドの後の、ミニマムアクセスをつくり、そして、七〇〇%以上かけて関税

化をしても、米の国内価格は下がり続け、国内生産消費量は下がり続けました。消費者の方から見れば小売価格が下がつたので、当然プラスもありました。でも、その小売価格が下がつたから、消費はふえていないんです、大臣。ここが、米が非常に難しいところ。

野菜であれば、台風で野菜生産地がやられた、非常に去年に比べて高いです。それは、消費者の方はきちっと自然環境の中でということで、不承認もあって、消費をして野菜を食べています。米は、だから違うんです。

ですから、米は、できるだけ早く多収穫米といふものをつくつていかなれば、二割、三割では、大臣、実はだめなんです。価格差に対応できないんです。ですから、そこで二毛作、三毛作ができるよう言いませんけれども、フレームをやはり入しろとは言いませんけれども、フレームをやはりつくつしていくべきなんです。それがバイオの力かもしれませんから、文科省の持つてゐる研究素材を使いつつしていくことなんですね。好きな研究をしていてもこれは大切なんですけれども、そうではないということを私もずっと言い続けていたんですけども、なかなか現場は直りません。ですから、それはやり切つていただきたいと思います。

大臣、やはり昔のように、農家の方から見れば、食管法があつて、流通管理もし、政府米の価格も決まつてゐた方が安心してつくれたんです。でも、それを全部取つ払つて一ときに丸裸にするということは、大臣、これは酷ですよ。少なくともこの数日間の新聞報道は、米の減反政策を農水省、政府・与党は廃止をしてしまえという前提で報道されてゐる所が結構あります。

大臣 この真偽はいかがなんですか。

○林国務大臣 とてもいい機会でございますので、今委員まさにおつしやつていただいたように、TPP交渉が佳境に入り、先ほどお話をあつた

に、報道しか見ていないとそういうふうに見えるという言い方をしていただいたわけでござりますが、まだ我々として、もう全部、今委員の言葉を見れば丸裸とおつしやいましたけれども、そうかりれば丸裸とおつしやいましたけれども、そういうことではなくて、しつかりと選挙公約をしたことをやつていいこと。

それは、経営所得安定対策の見直し、これに生産調整。私はどうも減反という言葉は余り好きではありません。でも、その小売価格が下がつたから、消費はふえていないんです、大臣。ここが、米が非常に難しいところ。

野菜であれば、台風で野菜生産地がやられた、非常に去年に比べて高いです。それは、消費者の方はきちっと自然環境の中でということで、不承認もあって、消費をして野菜を食べています。米は、だから違うんです。

ですから、米は、できるだけ早く多収穫米といふものをつくつていかなれば、二割、三割では、大臣、実はだめなんです。価格差に対応できないんです。ですから、そこで二毛作、三毛作ができるよう言いませんけれども、フレームをやはり入しろとは言いませんけれども、フレームをやはりつくつしていくべきなんです。それがバイオの力かもしれませんから、文科省の持つてゐる研究素材を使いつつしていくことなんですね。好きな研究をしていてもこれは大切なんですけれども、そうではないということを私もずっと言い続けていたんですけども、なかなか現場は直りません。ですから、それはやり切つていただきたいと思います。

大臣、やはり昔のように、農家の方から見れば、食管法があつて、流通管理もし、政府米の価格も決まつてゐた方が安心してつくれたんです。でも、それを全部取つ払つて一ときに丸裸にするということは、大臣、これは酷ですよ。少なくともこの数日間の新聞報道は、米の減反政策を農水省、政府・与党は廃止をしてしまえという前提で報道されてゐる所が結構あります。

大臣 この真偽はいかがなんですか。

○林国務大臣 とてもいい機会でございますので、今委員まさにおつしやつていただいたように、TPP交渉が佳境に入り、先ほどお話をあつた

に、報道しか見ていないとそういうふうに見えるということも聞いておりましたので、この検討をずっとやつてきたわけでござりますので、その総合的な検討という中で我々は進めてきました。

産業競争力会議の方ではそういう議論があつたということも聞いておりますけれども、これも我々としてはしつかりと受けとめながら、経営所得安定対策と多面的機能に着目した日本型直接支払いをきつちりと総合的にやつていただきたいと思ひます。

今おつしやつていただいたように、この見直しに当たつては、やはり、私はこゝでも何度も申し上げておりますが、現場が混乱しないということが非常に大事でござりますので、現場の方が安心を持つて、そして中長期の展望を持ちながらやつていけるような仕組みをしつかりつくるとともに、その仕組みをきつちりと、ある意味では定着に丁寧に、時間も必要ならかけてやつていくといふことやつて、こういうふうに考えておるところでござります。

○後藤(斎)委員 大臣、もしその議論を産業競争力会議なるものがするのであれば、TPP交渉が始まる前からしていただかなきやいけなかつたんだけは、その大前提として、私は、収入保険といふ、農家の方がどの品目を、どの農産物をどの地域でつくろうが、自分の経営体力に合つたものをつけつて、少なくともこのくらいの収入が確保できればいいなどいうものを当然念頭に置いてやつてゐるわけですから、そういうフレームがいわゆる収入保険方式で出てくれば、僕はそれが大前提になつた議論をするんだつたら幾らでも構いません。ただ乱暴に、その地べたの部分だけ全部自由にしろ、もう流通規制も買入れ規制も全てのものをなくしながらやるというのは絶対だめです、それは。

メディアの皆さん方は過保護農政と言いますけれども、確かに保護をしています、日本の農業は。ただ、それは過保護ではないんです。せざることは。ただ、それは過保護ではないんです。せざることは。

大臣 この真偽はいかがなんですか。

○林国務大臣 とてもいい機会でございますので、今委員まさにおつしやつていただいたように、TPP交渉が佳境に入り、先ほどお話をあつた

う機能を持つてゐるということは、これはこの委員会の委員の先生方は全てそう思つてゐるはずなんです。国民の全ての皆さんがそう思つてゐるはずなんです。だから瑞穂の国なんです、日本は。

大臣、私はそういう收入保険をやるという明確な意思表示を大臣も一、三日前に記者会見でしてくれたそなですが、それをまずやる、設計を必ず品目横断でやるということを言つていただいて、そして減反政策というの、生産調整でも別にいいですけれども、その上に立つて議論をするんだというふうに明確に御答弁いただけますか。

○林國務大臣 たしか六月の十九日ですか、後藤委員からもお話をあつて、そのときもお答えをしましたと存りますが、いわゆる収入保険制度のようなもの、これは自民党的、先ほど私が申し上げました公約にも検討をうたつておるわけでござります。やはり加入者の負担を前提とした保険の仕組みというのは非常に大事なものであるというふうに考えておりまして、農業共済制度、これは昭和二十二年から、これは委員御専門でござりますが、やつておりますし、それから擔任手經營安定法、これは十九年に導入したもので、米、畑作物の収入減少影響緩和対策、これもやつてきたところです。

共済制度の問題点を今申しあげること

とはいたしませんが、中期的に、農業經營全体に着目した収入保険導入についてやはりこれはやるべきだろう、こういうふうに思ひまして、平成二十六年度の予算概算要求で調査費を要求しております。三億二千百万ほどでござりますが、これを、設計をやはり検討していかなければいけないことを、設計においては、これも次回に説法であります。

この設計においては、加入者の収入をどうやって捕捉するか、

こういうこと、それから過去のデータを踏まえて保険料や保険金、こういうものをどうやって設定していくか、こういうことについてやはり十分な検討が必要であつて、一定の期間の検討というのが必要になつてくると思つております。

前段のお尋ねですが、先ほど申し上げたように、経営所得安定対策の見直し、それから多面的機能に着目した直接支払い、もうずっとこの二月から検討してきておりまして、そもそも、もう政権交代したんだからことしからやるべきじゃないかという意見もある中で、それは現場が混乱するだらうということで、ことしは名前を変えさせていただきますたけれども、大槻、先生方がおやりになつた仕組みの上でやつてきておりますので、これでも遅いと叱りを受けるところもあるわけございますので、二月からずっとやつてきて、しっかりとこれをやつていただきたい。

その中で、今おつしやつていただいたように、収入保険の検討というのも来年の概算要求に入れさせていただいた、こういうことでござります。

○後藤(斎)委員 大臣、私がいつも言いたいのは、どの政権が何をやつたから悪いじゃなく

て、それは一つの大きな時代の流れとしてやむを得ない部分があると思います。

ただ、私の持論でもあるんですけれども、やはり収入が安定する、収入がこの程度だと思うこと

で農家の方が現場で頑張れるんです。ですから、その環境をつくることがなぜ遅々として進まない

のか、僕はよくわからないんです。それで生産調整、減反廃止ということがどんどん出て、過保護

だ過保護だと言つて、メディアからたたかれると

いうのはどうも納得がいかないんです。

ですから、委員長にぜひお願ひをしたいのは、この生産調整、減反をめぐる状況と、そしてTPPの問題、後ほど玉木さんも話をすると思います。

○小泉大臣政務官 ありがとうございます。

被災地の方のTPPとの関連ですけれども、先週も宮城県の沿岸部をずっと回りまして、例えば

今、亘理の方ではイチゴ園地と言われる大変大きな水耕栽培でのイチゴを始めました。宮城県でオリジナルの「もういつこ」という品種をつくりまして、宮城県でのオリジナルのイチゴがようやく初出荷を迎える、そういったことになりました。こ

ういったさまざま、今までの被災地ではなくたような取り組みも後押しをしなければいけない。それが復興へとしてもやらなきやいけないこ

とだと思っています。

その関連で、私は、内閣府の政務官としても甘利大臣のもとでTPPや産業競争力会議も担当していますので、今の御質問に答えるとすれば、年内の妥結に向けて日本が交渉の中で役割を果たす、そういうことを……(発言する者あり)いや、あえ

○玉木委員 民主党的玉木雄一郎です。
きょうは、TPP中心に質問したいと思いま
す。

TPPの担当の政務官であります小泉政務官に
もお越しをいただいておりますので、まずお聞き
をしたいと思います。

小泉政務官は、復興担当の政務官でもおられま
す。何度も被災地に足を運ばれておられるることは
メディアでもよく承知をしておりますけれども、
被災地は農林水産業が大変盛んな地域であります
。私の地元もそうです。今、地元を歩いていま
すと、先ほども話がありましたいろいろ農政の大
転換が出ておりますけれども、やはり、T

PPも年内に妥結だという話が連日のように報道
されていて、大変現場は不安、心配を持っていま
す。特に、それは被災地でもそうだろうというふ
うに思います。

まずお聞きをしたいのは、自民党的J-FFAイ
ル二〇一二には、農林水産分野の重要な五品目等の
聖域を確保するというふうに書かれていました。
これは何度も予算委員会等でも取り上げられま
したけれども、甘利担当大臣は、十月二十一日の予
算委員会でこの聖域に関して質問をされ、具体
的に聖域を日本として特定したことはないとい
うことです。聖域が特定されないと、今政府
がお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小泉大臣政務官 ありがとうございます。

被災地の方のTPPとの関連ですけれども、先

週も宮城県の沿岸部をずっと回りまして、例え

ば

この生産調整、減反をめぐる状況と、そしてTP

Pの問題、後ほど玉木さんも話をすると思います。

○後藤(斎)委員 時間がなくなりましたので、以

上で終わります。

○坂本委員長 ありがとうございます。

○後藤(斎)委員 次に、玉木雄一郎君。

てこれはTPP担当部局に聞いています。農林水産大臣とは、林大臣とは何度もやらせていただきましたけれども、甘利大臣がお答えになつていません、聖域については我が国として特定したことはないというふうに言つていますけれども、一方で、自民党的J-17Aイルでは、重要五品目等の聖域を確保するというふうに書いてあります。

もう一度お聞きますけれども、守るべき聖域とは何ですか。

○小泉大臣政務官

たびたび大変恐縮ですけれども、政府として、今交渉を進めてる段階において、日本は非常に重要な役割をこの交渉の中でも担っています。そういう中で、少しでも交渉の中で日本が不利益をこうむるようなことがないように、本日の委員会も含めて対応しなければいけない。そういう立場は委員も御承知だと思います。

そういう中で、聖域とは何なのかと言われば、守るべきものを守るのが聖域である、そういう認識であります。

○玉木委員

いや、お答えいただいていると思います。少なくとも、これは自民党的先生も含めていらっしゃいますけれども、衆議院、参議院の農林水産委員会で、この資料の裏側に大きくつけていますけれども、我々は、院の意思として、立法府の意思として、この農林水産委員会の決議というものをまとめたわけであります。そこには、一で、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物など例示があるわけでござりますけれども、こういったいわゆる五品目については、先ほど私が申し上げました自民党的J-17Aイルにも同様の記載がありますし、こういったことが確保できない際には脱落も辞さないというところまで書かれています。

改めて聞きます。守るべき聖域は何ですか。
○小泉大臣政務官 はつきり言えたら楽なんですが、それでも、交渉というのではなくかそういうわけにもいかないのですから。

でありますけれども、この五百八十六品目等の一

部が関税撤廃の対象にならないかどうか検証するということを発言され、実際、甘利大臣も二十二日の予算委員会で、精査の作業をされていることはよく承知している。党から資料要求等があれば協力をしていきたいというふうに述べておりますけれども、お伺いしたいと思います。

○小泉大臣政務官 西川委員長には情報をお出しをおられるんでしょうか。

○西川対策委員長 お答えできません。

この五百八十六品目の詳細情報について、甘利大臣がおっしゃるよう、西川対策委員長には情報をお出しをおられるんでしょうか。

○玉木委員 告さん、お聞きになつて、どうですか。地元で、これは与党的先生方も含めて質問をされていましたよ。私もそうです。一体何を守るのか。昨年の衆議院選挙、そして本年の参議院選挙も含めて、これはやはり守つてくれるという期待が、被災地の方も含めて、農家の皆さんにはあります。

私は、総務省に登録されているのが公約だとか、そこに書いてあるから、書いていないからではなくて、今、将来に対して不安を感じている農家の思いに対してどれだけ正面から誠実に向き合えることができるのか、政治が問われているんだと思います。そのことに対して、言葉でごまかしたり、レトリックを駆使したりすることを農家の方は求めていないと思います。

そこで、改めてお聞きをしたいと思いますが、重要五項目については、やはりこれは守るべきものだと思いますし、ここにいらっしゃる農林水産委員の皆さん、この認識は同じだと思います。

○江藤副大臣 西川委員長のことで検証作業が行われているというふうに私も仄聞で聞いてはおりますが、農林水産省として資料を提供していると

いうことはございません。

○玉木委員 五百八十六品目は、ここでちょっと

説明を省きましたけれども、これまで関税撤廃の対象になつていない、そういうものを全部集めると九千近くある、農林水産関係だけで八百二十四あって、その中からさらに絞り込むと、いわゆる重要五品目に関係する細目が五百八十六あると

いうことがあります。いわゆる関税率表とそういうところ

農林水産省から出でていないことは、今副大臣からよく答弁をいただきましたのでわかりましたけれども、この五百八十六品目が一体何なのか、このことについて出さないと、西川委員長も検証できませんよね。牛タンが外れるとかそういうことをよく新聞では見ますけれども、この五百八十

六品目が何なのか。

○林国務大臣 先ほど来、内閣府の小泉政務官

からも御答弁しているとおりでございますが、ここ

で我々が政府として申し上げれば、それは相手に

も伝わるということを森山先生のときに申し上げました。

したがって、委員も五百八十六の、例えば米が

幾つ、麦が幾つという表は多分お持ちだ、こういふふうに思いますし、それは我々共有をしており

ます。そこから先に、どれがその五十幾つに該当

と思います。客観的に関税率表を見れば、しっかりと集めれば、数は多いですけれども、出てくる話なので。これについて、西川委員長に出していることから、西川委員長がおっしゃったような品目が項目の中には、委員がおっしゃったような品目が項目として挙げられていることも承知をしていますので、そういうことを念頭に置きながら、政府としては、そういうことを念頭に置きたい、政府としてははしつかりと交渉をやつていきたい、そういう思いです。

○玉木委員 告さん、お聞きになつて、どうですか。地元で、これは与党的先生方も含めて質問をされていましたよ。私もそうです。一体何を守るのか。昨年の衆議院選挙、そして本年の参議院選挙も含めて、これはやはり守つてくれるという期待が、被災地の方も含めて、農家の皆さんにはあります。

私は、総務省に登録されているのが公約だとか、そこに書いてあるから、書いていないからではなくて、今、将来に対して不安を感じている農家の思いに対してどれだけ正面から誠実に向き合えることができるのか、政治が問われているんだと思います。そのことに対して、言葉でごまかしたり、レトリックを駆使したりすることを農家の方は求めていないと思います。

そこで、改めてお聞きをしたいと思いますが、重要五項目については、やはりこれは守るべきものだと思いますし、ここにいらっしゃる農林水産委員の皆さん、この認識は同じだと思います。

○江藤副大臣 西川委員長のことで検証作業が行われているというふうに私も仄聞で聞いてはおりますが、農林水産省として資料を提供していると

いうことはございません。

○玉木委員 五百八十六品目は、ここでちょっと

説明を省きましたけれども、これまで関税撤廃の対象になつていない、そういうものを全部集めると九千近くある、農林水産関係だけで八百二十四あって、その中からさらに絞り込むと、いわゆる重要五品目に関係する細目が五百八十六あると

いうことがあります。いわゆる関税率表とそういうところ

農林水産省から出でていないことは、今副大臣からよく答弁をいただきましたのでわかりましたけれども、この五百八十六品目が一体何なのか、このことについて出さないと、西川委員長も検証で

きませんよね。牛タンが外れるとかそういうことをよく新聞では見ますけれども、この五百八十

六品目が何なのか。

○林国務大臣 先ほど来、内閣府の小泉政務官

からも御答弁しているとおりでございますが、ここ

で我々が政府として申し上げれば、それは相手に

も伝わるということを森山先生のときに申し上げました。

したがって、委員も五百八十六の、例えば米が

幾つ、麦が幾つという表は多分お持ちだ、こういふふうに思いますし、それは我々共有をしており

ます。そこから先に、どれがその五十幾つに該当

するのかという詳細をお示しするということになりますと、今、小泉政務官が答弁したように、交渉上、不利になるおそれがあるということで、その内訳をお示しすることは控えさせていただきたい、これが我々の考え方でございます。

○玉木委員 納得できません。

一定の政策的な意図が入っている資料なら、それは当然、私も外務省にいましたから、外交交渉にもいろいろな形で携わったことがあります、よくわかります。しかし、客観的に関税率表の中にあって、そして、これまでかつて関税を下げたり抜いたことがないようなものについて、この五百八十六というこれをつくっているわけであります。これを出してもらいたい。

そのうちどれを譲るか譲らないかは、それはもう政府の一義的な判断で決めるものだと思いますけれども、もつと言うと、この五百八十六は、外国であっても、一般人であっても、誰であっても、作業さえすればある程度は絞り込んでくれますよ。

このことも出せないんですか。もう一回答弁してください。

○林国務大臣 したがって、今委員がおっしゃつたように、これは公表された一ライン、こういうラインがあって、これはどういうものであるといふのは、輸入をやつたことがある人ならわかるよう、これは公表された当たり前の情報でございますが、我々が、米といった場合に幾つあるか、それがこれとこれであるということを指示することが交渉に不測の影響を与えるのではないでございます。

逆に言えば、玉木先生から、このラインについて例えば関税率や輸入実績を示せ、こういうことであれば、そのラインについては客観的な数字がござりますので、そういう数字をお示しすることはできる、こういうことであります。

○玉木委員 出していただけない理由がまだわか

公表された資料ですよ。そこから実際こうやつて五百八十六ということを資料までつくられていません、これは政府が。私がつくったんじゃありません、これは。この内訳、例えば米の五十八が何ですかと、ということを客観的に教えていただきたい、それを並べたものを教えていただきたいと申します。

いうことを申し上げているんです。

もつと言うと、それがなければ、少なくとも、自民党で西川委員長は検証できていないですね。だって、何がこれに入っているかわからなければ、検証不能じゃないですか。それは、検証し

ていることを甘利担当大臣は認め、そして、資料を出すことについてはやりますということを言つていますね。

でも、今の答弁ではそうじやないですね。な

いですね。

ちょっと、これにちゃんと答えてもらわないと、私はこれ以上質問できませんよ。

○林国務大臣 委員もお持ちの、米が五十八、小麦、大麦百九、これは皆さんお持ちでございますから、これは与野党の違いございません。

したがって、我々が、米は五十八ある、こういふ資料をお示ししておりますが、これが具体的な関税率表の中でのラインになるのかということを示すのが交渉に不測の影響を与えるという判断を

我々がしているということをごぞいます。

委員御案内かもしれません、このタリフライ

ンを見ていたいきますと、いろいろ細かく分かれ

ますように、我々として、特定のラインが米に当たるという判断をしているわけでござりますので、その判断のところは、先ほど委員がおっしゃるよう、客観的な情報と我々の判断という部分

が分かれるところでございますので、委員からそ

ういう御質問があつたので、あえてお答えをした

わけございます。

○坂本委員長 申し合わせの時間は既に終了して

おります。そこで、質疑を終結いたしたいと思

います。

○玉木委員 最後に一言だけ申し上げますが、外

交上の、非常に手のうちを明かすようなことにな

るのを出せないという御説明でしたよね。

官、それはいいですね。ということは、この五百八十六のうち、一部は譲る可能性があるというこ

とを前提にしているから出せないんですよ。つまり、この五百八十六の細目については、その一部

については関税撤廃の対象になる、そういうこと

が前提になるから出せないんですよ。そういうこ

とでしょ、論理的に言うと。

を終われないと思います。

皆さんも、さつき笑つておられましたけれども、このTPPの異常なほどの情報の秘匿性につ

いて、年内に妥結しようとしていて、これで本当にいいんですか。

それと、我々はそう判断しましたということを

言いましたけれども、今ちょうど特定秘密保護法

案が議論されていますけれども、こんな曖昧な理由で秘密なんだと言われたら、何でもかんでも恣意的に秘密になつて、出てこなくなるじゃないですか。

私も外交のことはわかります。ですから、外交の機微に触ることまで出せと言つているんじやないんです。世の中に、誰も知つてゐる、今も五百八十六ということは出でていて、これが細目は何かという、その表だけ出してくれと言つてゐるんです。それさえ外交上の秘密で、本当に出せないんですか。

○林国務大臣 ですから、先ほど来お答えしていま

ますように、我々として、特定のラインが米に当たるという判断をしているわけでござりますので、その判断のところは、先ほど委員がおっしゃるよう、客観的な情報と我々の判断という部分

が分かれるところでございますので、委員からそ

ういう御質問があつたので、あえてお答えをした

わけございます。

○坂本委員長 林大臣、簡潔にお願いします。

○林国務大臣 その思いは共有しております。しまつた、被災地も含めて農家の方は将来に対しても、

不安を感じています。本当に彼らの気持ちを納得させる、國益を守れる交渉ができるのかどうか甚

だ疑問でありますので、情報公開をもつと進める

ことを強くお願いして、質問を終わりたいと思います。(林国務大臣「最後に一言」と呼ぶ)

○坂本委員長 林大臣、簡潔にお願いします。

○林国務大臣 その思いは共有しております。しまつた、被災地も含めて農家の方は将来に対しても、

不安を感じています。本当に彼らの気持ちを納得

させる、國益を守れる交渉ができるのかどうか甚

だ疑問でありますので、情報公開をもつと進める

ことを強くお願いして、質問を終りたいと思

います。

○玉木委員 終わります。

○坂本委員長 それでは、次の質問に移ります。

○畠浩治君 生活の党の畠浩治でございます。

本日は、まず、いわゆる新マルキンについて議論させていただきたいと存じます。

平成二十二年度から行われておりますこの新マ

ルキン、正確には肉用牛育成安定特別対策事

業というわけですが、これは基本的に、全国一

律で経常収支を算定して、収益性が悪化した場合

には補填金が交付されるというシステムであります。

実は、それによつて肉専用種が一本になつてゐるというのが今的新マルキンでして、従来は、地域の肥育牛の飼育状況を勘査して、品種区分は可能であった。いわゆる地域特定品種を分けることができたわけです。

岩手県の場合には、日本短角種が従来設定され

ていたということになります。これが肉専用種一

定品種は、御存じのとおり、経営安定を図る」とが困難になるわけですね。拠出金も肉専用種一本に引っ張られますし、補填の場合も、結局、赤字率の補填割合が下がってしまうということになります。

地域を回っていますと、そこにはかなり改善の要望がありますて、肉専用種一本ではなくて、地域特定品種、これは日本短角種だけではありますね。熊本なんかだと、褐毛和種、いわゆる赤牛がありますね。こういうものも含めて地域のそういうのがあるわけですが、ここは現場の意向を踏まえまして、そういう地域特定品種を救うような形で制度を見直すべきだというふうなことはいかがでしょうか。ちょっとその点をお伺いしたいと思ひます。

○江藤副大臣 お答えさせていただきます。

ことになつたんですが、自民党政権時代は地域マルキンが認められていて、いろいろな議論がありました。宮崎は地域マルキンを利用しておりまして、都合のいい数字ばかり出しているんじやないかというような批判を浴びた時代もあります。

政権交代後の一〇年の総束として、地域の自立性も生かすことで、地域マルキン制度に実は戻つておりますので、褐毛の話もしていただきましたけれども、こうした地域特定品種、今おしゃつた短角、そういうものも現行制度のもとで地域算定に取り組むことは可能となつております。

ただ、その条件として、客観的に、批判に耐えられるよう、八割程度の数字を出していただくなり、地域でもお取り組みをいただきて、この制度ということが条件になつておりますけれども、ぜひ利用していただければというふうに思います。

○畠委員 まさに地域算定のモデル実施のメニューがあることは私も知っております。」

ただ、それはハードルが高いんですね。つまり、今八割とおつしやいましたけれども、論理的には分けられるわけです。そして、各県を見て

も、地域特定品種を入れて算定する県もありますが、地域特定品種を単独に分けているわけではありません。なぜかというと、八割をとるのが難しいからです、その地域特定品種だけで。地域特定品種をとる場合に、素蓄費とか市場取引価格の八割を

上ということたど思うんですか。その取引価格が難しいんですね。透明で客観的な価格づけが必要だと言わわれております。

これは市場価格じゃなきやいかぬのだろうと申うんですが、こういう日本短角種なんかだと、相対取引が多い。だから、そこで客観的な値づけ取り価格ではないと言われてしまう。八割をともないと言われてしまうわけです。もし、この制度によるとした場合には、その値づけといふところの方を柔軟に見なすし、いまならなんども各々のところを柔軟に見なすし、いまならなんども

假想のところ、それを運転に見なすわけがないんだからうと思います。

も、例えば相対取引がいかぬのは、価格に客觀性がない、勝手に地域でやつているんだろうということになると思うんですが、であれば、相対取引を前提とした上でも八割のとり方はあるんだろうと思います。

例えは、客観的な相取取引、例えは、岩手などに出荷する場合には、地域の中だけじゃなくて、土地の会とか生協とかインターネット販売とか、あるいは業者の流通に乗って出しているものもあります。そういう価格をとつていつて、まあ、そんで八割にならないといふ議論もありますが、八割にならないとすれば、そういう価格を中心に構成

しながら補正すればいいんじゃないでしょうか。
そういう価格の値づけの方法と、いうのを工夫すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。
○江藤副大臣 先生、お気持ちはよくわかるんですよ。お気持ちはよくわかるんです。非常によくわかります、私も畜産をずっとやってきた人間でありますから。

に検討しますという答弁を私はきょうは実はいた
いなと思っておつて、部内でも若干勉強もさせて
いただいだんですけれども、現状の状況のもとで
これはいけますよということはちょっと難しいと
思っています。

今くしくも言つていただきました 価格と
らなければなりません、いろいろなデータをとつ
て。それが八割に到達するというのがやはり一つ
のルールでありますので、ここはやはり地域で、
県畜産協会だけじゃなくて、あらゆる関係する
方々とぜひ御協議をいただいて、そこを目指して
御努力いただくということでおいかがでございま
しょうか。

○畠委員 今八割とおっしゃいましたが、八割は
確べないんですよ。当たり前です。だって、実

際取引しているんだから。その八割が、客觀性がないと言わることが問題なわけです。八割をと

る場合に、そこは客觀性がある価格だという構成をしていただけないかということを申し上げているんです。

るもののが客観性がないと言われたら、市場取引はおかしいんだと思うんですが、客観性のある価格というのはどういうものかというのを答弁いただきますでしょうか。

○江藤副大臣　これは非常にコアのお話になつてくると思います。市場を通しているのであれば客觀性はあるのだ、しかしそれが全體流通分のどれ

ぐらいのロットを占めているのか?というところが議論の対象になるわけでありまして、この部分については市場をきちっと通して価格が把握されるから客観性がある、一部については確かにそうかもしれません。全体像にとって、それがどれくらいの割合を占めているか、そこが議論されるところでありますので、そのところは御理解をいただきたいと思います。

やつていくべきであつて、八割全部がそういう客觀性のある市場取引をしていろというのは、私は酷だと思いますよ。

入るわけですから、その価格というのはそんなにいいかげんなものをやっているわけではないと思います。

そこで、とり方を含めて、ちょっと議論はかみ合いませんが、今後、価格のとり方、あるいは客觀性があると言えるのかどうか、そしてそれが何割ならないのかというのには議論を深めなきゃいけないと想りますので、引き続き、議論をよろしくお願いします。

もだと思いますので、地域算定について、地域の実態がより反映される、地域の独自性が生かされ

る農政というのは我々が求めている農政の姿でありますので、今後、価格や生産コスト等の調査、これは必要になつてきます。こういうことについては、ぜひ県の方から、具体的にこういうアシストであるとか支援であるとかアドバイスであるとか、そういううらわが心要らない、うらわが心要ないと上げて

○ 煙委員 そこは、まさに価格のとり方がどうあるべきかという根本的な議論も含めて、引き続き、議論させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

くお願ひいたします。
それで、この議論をしましたのが、いわゆる牛
というの、黒毛和牛、サシが入ったものが競争
力があるんだ。大臣も攻めの農林水産業とおっ
しゃいますが、実はそういう競争力、黒毛和牛と
違う部分が田舎ではあるということも含めて議論
しなければいけないと思っているわけでございま
す。

環境時代に即したヘルシーで低コストな肉とい
うことで、これはブランド化も含めて、どうやつ

て販路拡大してやつていくかということは課題だと思っておりますが、そこに当たつて、今の和牛というのには、格付規格は脂肪交雑を重視した格付になつております。これはこれで価値はあるわけですが、いいとは思ふんですが、ちょっと別の観点の価値判断、ブランド化が必要ではないのかなといふ思いを持つております。

○畠委員 引き続き、ぜひともしつかりとした対応、支援をお願いいたします。

それで、TPPとの関連で、ちょっと牛肉の部分の状況をお聞きしたいと思うわけでありますけれども、先ほど来議論があつた、聖域とされる重要な五品目の中に牛肉がある。これは聖域なので守られるだろうというか、しっかりと交渉していくだけだと思いますが、関税が撤廃されたり賃税が下がったりすると、黒毛和牛は競争力はあるかもしれない。しかし、短角種を始めとする

だ、こういうふうに思つてゐるわけでもないまゝです。TPPについては、これは先ほども玉木委員長ともいろいろ議論させていただきましたが、重要な項目の聖域の中にしっかりと、米・麦・牛肉・豚肉などということを明記をしていただいております。したがつて、先ほど森山委員のときにもお話をしましたように、相手国の関心などはどの辺にあるのかということを丁寧に見きわめながら、しっかりと、この委員会決議を踏まえて、国益を守り抜くように交渉していくたい、この考え方方は変わつておらないということを申し上げておきたいと思います。

ある。だから、加工品、調製品だからいいということでは全くないし、これはアリの一穴になつてしまつというふうに思います。

この点、そういう検討がされるとすれば、その弊害はどうなのか、どうお考えになつてあるか、大臣にお伺いしたいと思います。

〔森山委員長代理退席、委員長着席〕

○林国務大臣　これはたしか参議院の予算委員会でも、先生からもまた、あるいはちょっと記憶違ひかもしれません、自民党の山田委員からもお話をあつたところでございます。

一般論として申し上げますが、五品目の加工品、調製品の関税が、加工品、調製品ということでお撤廃されたということになりますと、国内市場において國産品が安価な輸入品に代替される、こういうことが起きる可能性が出てまいります。し

調製品が入ってきてしょく、こういくことですか
ら。
したがって、原料としての生産が減少して、結果として国内の農畜産業に影響が及ぶおそれがある。

る。こういうふうに考えておりますので、そういうことも念頭に置いて、しっかりと交渉に当たつていきたいと考えております。

○畠委員 さすがは農林水産大臣としての眞つ当な答弁だったと思います。

ます。一回あけると、もうそこはだめだと政府が指導したり、外国企業に対して指導できないだろ
うと思ふよ。そしは、しげかつ二言つ

うと思ふんでござる。されば少いんだからと言ふて。だから、そこを入れておいた上で脱法行為を指導するんだということも当然あり得ないし、そんなことはできるわけがない。だから、最初か

ら入れるべきじゃない、そういう危惧がありますから。そういう形で検討されるのが本当に合理的だし真っ当だと思います。よろしくお願ひしたい

○ 番委員 引き続き、ぜひともしつかりとした対応、支援をお願いいたします。

それで、ＴＰＰとの関連で、ちょっとと牛肉の部分の状況をお聞きしたいと思うわけでありますけれども、先ほど来議論があった、聖域とされる重要な五品目の中に牛肉がある。これは聖域なので守られるだらうというか、しっかりと交渉していただけだるだらうとは思いますが、関税が撤廃されたり関税が下がつたりすると、黒毛和牛は競争力はあるかもしれない。しかし、短角種を初めとする赤身の肉、これはもちろんオーストラリアなんかの外国産の肉と競合にさらされまして、大変なことになると思います。

実はこういう赤身肉をつくっているところといふのは、田舎の中山間地で、かなり条件のよくなないところが多いわけです、正直言つて。このようなＴＰＰで競争にさらされて壊滅すると、単にそれは赤身肉の話だけだとどちらずには、集落が崩壊するというか、かなり集落の危機になる。維持できない、そういう悲鳴を、実はＴＰＰの交渉の経緯で聞いているところであります。しかも、過疎化地だし、零細的な酪農家が經營しているところが多いものですから、その心配がかなり高まっています。

こういうことを踏まえてお伺いしたいんですけど、牛肉の関税について、交渉はどのような交渉方針で臨んでるか、そして今の交渉状況はどんなものか、改めて大臣から総括的にお伺いしたいと思います。

○ 林国務大臣 交渉の話の前に、赤身のお話をありました。

私も、最近エーディングビーフというのを食する機会がございまして、年齢のせいか、ちょっとと脂肪交雑種が余りたくさん食べられなくなつたということをございまして、これは、言つてみましたら、大変おいしゅうございまして、やはりいろいろな食べ方、外国でもやつておられるようですが、工夫をして需要をつくっていくということとが、先ほど来御議論のあつたことに加えて大事

だ、こういうふうに思っているわけでございま
す。

しまつというふうに思います。この点、そういう検討がされるとすれば、その弊害はどうなのか、どうお考えになつていいか、

大臣にお伺いしたいと思います。

でも、先生からもまた、あるいはちょっとと記憶違
いかもしませんが、自民党的な山田委員からもお
舌があつたところを聞いています。

詰があつたとして申しますが、五品目の加工品、一般論として申し上げますが、五品目の加工品の関税が、加工品、調製品ということを改めて申しますと、四月一日起居税

で撮影されたなどといふことはない。まことに、国内外市場においては、國産品が安価な輸入品に代替される、こういうことが起きる可能性が出てまいります。しかし、どうぞ、日本一の国産品として、おもいきり貢献して下さい。

たがって 加工品 調製品以外の品目の関税が維持されたとしても、原料としてのこれらの品目は、需要が減るわけでござります、すなわち加工品、

調製品が入ってきてしまう、こういうことですから。

結果として国内の農畜産業に影響が及ぶおそれがある。こういうふうに考えておりますので、そういうことも念頭に置いて、しっかりと交渉に当たつ

ていきたいと考えております。
○ 稲委員 さすがは農林水産大臣としての真っ当な答弁だったと思います。

一回そこを加工品、調製品だからいいといってあけちゃうと、まさにそういうことになると思いません。一回あけると、もうそこはダメだと政府が

指導したり、外国企業に対して指導できないだろ
うと思うんですよね、それはいいんだからと言わ
れて。だから、そこを入れておいた上で脱行行為

を指導するんだといふことも当然あり得ないし、そんなことはできるわけがない。だから、最初から入れるべきじゃない、そういう危惧があります

から。そういう形で検討されるのが本当に合理的だし真っ当だと思います。よろしくお願いしたい

だから、そこの国会の審議権を制約するものじやないか、そこも含めてお答えいただけますか。

○瀧谷政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御指摘いたしました院の決議の中に国会への報告ということが書かれていることは承知しておりますところでございまして、私ども、このようない形で、先週の予算委員会も含めまして、先生方から国会で御質問があればきちんと御説明をさせていただいているところでございます。

また、各ステークホルダーなり関係者の方々に対しても、恐らく他の十一カ国とのどの国よりも丁寧に説明をさせていただいているつもりでござります。先生方の御質問等に対しては、これからも真摯に対応させていただきたいと思っております。

○畠委員 しかし、ニュージーランドとかアメリカはああいうことをホームページで公表しているのに、そのひな形さえも日本は云々をコメントできないというのは、私は公表のレベルが、いや、ここにまた改めて、ちょっとと逃げられたようなので、やはり詰めておかなきやいけないというのでは、質問の原点に戻りますが、協定発効後、これは四年間とは言いませんが、何年間かはやはり秘密になつていてるんでしょうか。これは別に各国との信頼関係は関係ないですよね。国会審議にかかることだし、ここは言つてもらわなきや困るのが一点と、そして、そうなつてはいるとした場合に、国会の審議権との関係はどうなんだということをもう一回お答えいただけますか。

○瀧谷政府参考人 確かに、サインをした書簡の中には一定期間そういう制約があることは事実でございます。ニュージーランドのホームページに載つてあるひな形には確かに四年間と掲載されているところでございます。

また、先ほどから、畠委員の方からいろいろ御指摘いただいておりますけれども、この一定期間

の中の制約というのは、交渉過程において、どの国がどういう提案をして、それに対してどの国が反対をして、結果的にこういうふうになつた、そういうつまびらかな経緯については公表を控えると言われております。通常のWTOの協定において、さまざまな新しい協定内容が盛り込まれております。して、例えば、これがどういう理由で、どういう目的で、何を狙つてこういう規定が入つてているのかということにつきましては、国会審議の中で当然御説明をさせていただくことになろうと思います。

○畠委員 ありがとうございます。

特定の国が、どういう国が主張して、どういう国が反対してだめになつたかということは言えない、これは百歩譲つて当然だと思いますが、そういう特定の国名を抜きにして、どういう交渉過程で、まさに今おっしゃつたように、どういうやりとりの中でこういうふうな考え方方に落ちついたか、そういう特定の国名を除いた部分で言うといふことは言うべきだと私も思つておりました。そういう答弁だったと理解させていただきます。

国会決議は、改めて言うまでもなく、私たちは、例えは、守秘義務があるから出せないといふことは言つべきだとも思つておりました。そこで、ストックは、公共財を指すのではなく、富。現代では、人間がつづった社会にある金や銀の時代を経て、その国が発行する通貨を蓄えることが価値の社会に生きているわけであります。

そのストック社会の起源は農耕。すなわち、農業を行ふことで食料を安定的に供給することができ、それによって子孫をふやし、やがてそれが力の源泉になつていく時代を経て、富を蓄えることによく腐心をしているのが現代の人間社会ではないかと言われています。

では、私たちが狩猟採集の民から、なぜ農耕に至つたのか。一万年前、氷河期が終わり、気候が度の高い地域や、季節によつて食料確保に何らかの努力をしなければならない地域があつたのでは

あります。

現在の世界の国の人々の中で、狩猟採集をないとして生活している人が現存していることを見れば、進歩から取り残されたのではなく、農耕を行う必要がない地域に暮らしているからとも言われ、逆に、農耕は効率的な土地利用の観点からはすぐれていて、ハードな労働が必要な分、狭い土地で多くの食料が確保でき多くの人々を養うことができる。農耕が行われている地域の人口密度は、狩猟採集の行われている地域の二十倍から百倍に達するとも言われています。

午後一時十分開議

○坂本委員長 午後零時十五分休憩

ないかと考えられています。

現在の世界の国の人々の中で、狩猟採集をないとして生活している人が現存していることを見れば、進歩から取り残されたのではなく、農耕を行う必要がない地域に暮らしているからとも言われ、逆に、農耕は効率的な土地利用の観点からはすぐれていて、ハードな労働が必要な分、狭い土地で多くの食料が確保でき多くの人々を養うことができる。農耕が行われている地域の人口密度は、狩猟採集の行われている地域の二十倍から百倍に達するとも言われています。

午後零時十五分休憩

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

に備える、こういふことを我々は習ってきたわけですがござりますが、そういう時代からずっと思つてきただ食文化といふものが、先ほど午前中にもあつたように、今度は無形文化遺産になる見通しが出でました、こういふことでござります。

一方で、これだけグローバライゼーションが進んで、いろいろなものが、情報は瞬時に駆けめぐりますし、物や人も流通してくる、こういふことになりますと、やはり我々としては、単に物を生産するというサプライサイドだけではなくて、消費者がどういふものを欲しているか、これをきつと受けとめて、言葉があれですが、マーケットインといいますけれども、プロダクトアウトではなくてマーケットインといふ発想で生産、流通を開いていく、こういふ意識を常に持ついく必要がある、こういふうに思つております。

そういう意味で、私が立ち上げました本部でも、需要サイドの取り組みと、いふのを供給サイドの取り組みと並ぶ柱として位置づけて、いろいろな需要サイドの施策も展開していくみたい、こういふふうに考えておるところでござります。

○鈴木(義)委員 次に、私は応援してくださっている農家の方に、律儀で義理がたく、野菜の作付で連作障害が起つて、他県から視察に来た農家の方にその解決方法を伝授してしまい、翌年から東京の市場に同じ作物が並んで価格が下がつたという話を聞きました。

先ほど大臣が答弁された、二~三に合つたものをつくるんだといふのは、それは当たり前の話だと思います。でも、それをやることによって、結局価格が暴落してしまえば、その農家の人は幾らサボートしようとしても成り立たないのが現実だと思います。

特に、リアルタイムで、市場の情報はその日のうちに、インターネットを使えば、幾らで何の作

物が取引されているかがわかるわけですから、その中で農業をやつていかなければならぬ。ですから、先ほど、あり方に対しても考え方を変えていく時代に入つてきているんじやないかというお尋ねをしたわけです。

それらを、これから幾つかの点に基づいてお尋ねをしていきたいと思います。

いつもいつも同じようなことを言います。製造業、商業、サービス業も同じです、ノウハウがあつて、それを開発、維持することで競争力をつけてきたんだと思うんです。農業も同じだと思いま

す。

しかし、農業は今までどうでしたでしょうか。今私が例示を挙げさせてもらつたように、聖域だから、日本の伝統だからということに固執してしまつて、本当に次のステップに踏み出している時代に入つてきているのか、そのところをもう一度お尋ねしたいと思います。

○林国務大臣 今委員が例として挙げていただきました、連作障害にならないようなつくり方といふことも一つのノウハウといふことがもしもれませんが、大変大事なところでございまして、多分、製造業の分野でも、知的財産、特許ですか商標といったものでそういうものをきちっと守つていこうことによつて、みんなが全部同じものをつくつて価格が下がるということにならないようないバーションに対する報酬ということをやつていいのではないかといふふうに思つております。

農業の分野でも、例えば、山形でつや姫というお米のブランドを開発するときも、品種改良のときからブランド化を視野に入れて、やる。これは、北海道のゆめちからという小麦でも福岡のラー麦という小麦でも同じようなことでございましたけれども、やはり、どうやつて付加価値をつけ、それを努力をしてつくり上げてきた人にきつと還元させるか、これは非常に大事なことです。でも、それをやることによって、結果的に価格が暴落してしまえば、その農家の人は幾らサボートしようとしても成り立たないのが現実だと思います。

特に、リアルタイムで、市場の情報をいつでも守つていくこと。

一方で、非常にベテランの農家の方のたくみのわざというのを最近はICTの技術で、そのベテランの農家の方に特殊な眼鏡をしていただいて、その方の視線が作物の中のどの辺に行つているか、田畠の中のどの辺を見つけていろいろな判断をされておられるかというところまで記録をして、そういうのをICTによりデータ化する。こういうものは、ノウハウと zwar こともありますし、当然その方の了解を得てということだと思いますが、広くみんなで共有する、こういふこともあります。

そういうところをめり張りをつけて、結果として品質やブランド力という強みのあるところをつくりいくというのは、委員のおっしゃるとおり、大事なことである、こういふうに考えておられます。

○佐藤政府参考人 鈴木先生の御質問にお答えします。

今、鈴木先生の方から御指摘がありましたように、我が国の畜産につきましては、飼料を輸入に頼つておりますですから、やはり、国産の飼料の増産によりまして、輸入飼料に依存しない畜産経営を実現するということが非常に大事かといふふうに思つておるところでござります。

このため、自給率の向上に向けまして、我が国の気象条件に適した牧草、あるいは青刈りトウモロコシ、こういったものを水田に作付したり、あるいは飼料、あるいは稲WC/Sなどの自給飼料の生産を今振興していいるところでござります。

○鈴木(義)委員 何か答えになつていいんですけれども。

なぜトウモロコシかといえば、海外から輸入するものは水分が約一二三%、国内でもし栽培した場合だつたら約一六%の水分があつて、それを飼料として育成すると飼料吸収率が増加するというデータもあると聞いています。

これまでの日本では、酪農でも養鶏でも、コストを抑えるために、規模の拡大で生産性を上げて、こここのところの円安も含めて、自営努力では収益の確保に努めてきました。それが裏目に出でて、このところの円安も含めて、自営努力では吸収不可能なコストに見舞われて廃業した農家が多くいると聞いております。私の選挙区でも、養鶏業の方が飼料の高騰で廃業を余儀なくされまし

なぜ、世界同時食料危機が叫ばれている中で、

飼料の供給を国内にシフトできるようなトウモロコシの種の開発、飼育方法の研究開発に取り組んでこなったのか、お尋ねをいたします。大臣でも、どなたでも。

○雨宮政府参考人 お答えいたします。

農林水産省におきましては、飼料自給率の向上に向かまして、各地域の栽培条件に対応した飼料作物や飼料用稻の品種開発、あるいは給与技術の体系化といふものに取り組んできているところであります。

御指摘のありましたトウモロコシの品種などでございますけれども、我が国では、子実を含む作物全体をサイレージ化する青刈り用トウモロコシの品種とその利用技術の開発、あるいは日本の気象条件に適した形で濃厚飼料として利用する技術として、トウモロコシの実のみならず、芯や皮を含む穂穂、穂全体をサイレージ化するアイコーンサイレージの生産利用技術の開発を進めているところございます。

これまでに寒冷地のため青刈り用トウモロコシを栽培できなかつた北海道の根鉗あるいは道北地域でも栽培可能な耐寒性の新品種たちびりかなどとの品種開発や給与技術の開発がなされているところございます。

今後とも、国内の飼料自給率を向上させよう研究開発に取り組んでまいりたいと思っております。

○鈴木(義)委員 先ほど、例示で、一九六〇年代

は約十一万トン生産していたという実績があるわけですね。今、研究開発して、新しい品種を開発したり、作付の仕方を変えたり、いろいろ研究しているんですと言つてゐるんですけども、では、実際、それが何万トンまで上がつてきたのか。ゼロとは言わなくても、ほとんど競争力のないものしか今できていないわけです。だから、そのところを今後どうやっていくのか、大臣でも結構ですから、お尋ねしたいと思います。

○江藤副大臣 私の方からお答えをさせていただ

きたいと思います。

非常に戦後の日本の食文化を変えるようなタクティクスを持つて、アメリカが、トウモロコシ、いわゆる米主食からの転換を、学校給食も含めて戦略的にやつてきたといふあの番組を私も見ました。それは非常に得た質問であると思います。

農林水産省におきましては、

飼料用のトウモロコシというのが特に採卵鶏で

非常に経営の圧迫要因になつておりますので、こ

れを何とかしたいということで、我々は、飼料用の米であれば鶏に食べさせることができますので、飼料用

ますけれども、日本の気象状況からいへば、どう

人間がそのまま食べるトウモロコシの方が当然価格も高いのですから、農家の方々がそちらの方へ向をやはり余り向いていただけない。だから、今、技術会議から説明がありましたように、青刈りのトウモロコシでサイレージするというような形が模索されているところであります。

しかし、委員の御指摘もごもっとも、しかも、

さらに我々自由民主党としましても、飼料自給率を、五〇%、今の一・五倍に上げていくんだといふことを國民にもお約束して選挙をやつておりますので、米だけじゃなくてトウモロコシについても、さらに技術開発も含めて努力をしてまいりました」と考へております。

○江藤副大臣 委員の御指摘も、非常に私として

も共感する部分はあります。

現在でも、飼料用のトウモロコシ、これは水田

でつくる場合ということになりますけれども、十

アル当たり三・五万円の交付金を直払いしてい

るという実績があります。

これに加えて、産地資金によつて、地域の実情に基づいてこれを増額することができますといふことでありますから、やはりこれから農政の行く先として、農家の方々がつくりたいものをつくれるようになつたといふことも一つの方向性としてありますので、先ほど申しましたけれども、飼料

断されれば、そうされますでしょし、やはりス

イートコーンのような形で生食用をつくつた方がいいということであれば、そういうふうに思ひます。

ですから、その三・五万円が生産刺激に不十分だという議論は、これは当然我々も含めてやつていかなければなりませんが、これから私たちがおな

販売量を誇る國へ安定的な供給量を持つてゐることが重要になる、農地ではなく流通へ投資するの最終的には取り扱う量をふやすからである、農業への投資は、天候や病害リスクなど主体的にコントロールできないリスクが多大にあるため、安定供給につながるかどうかは疑問に思つて

います。

現在、この企業と全農がタイアップしてトウモロコシの輸入を行つて、飼料として供給しています。農業を考えたら、何かいま一つしつくりこんなふうに感じるのは私一人でしようか。

育成率が国産のものの方が高いのであれば、飼料のトウモロコシの生産高が上がるよう補助金の額を変えて国内生産を拡大させ、十分に經營が成り立つようにして、安い価格で畜産農家に供給できれば、対抗できると考えられます。農家と畜産家が安定的に事業を行つてもらうために、現行制度を見直して、農業者に規模の基準を設けてでも直接支払い制度に移行してはどう考えますが、大臣にお尋ねいたします。

○鈴木(義)委員 御答弁いただいて、ありがとうございます。それについては、後段でもう少し述べています。

海外では、日本食がヘルシーで健康によいと、確かにうまいと思うんです。でも、テレビでは大食い大会の番組や、町場では食べ放題をうたう店がたくさんあります。肉でいえばサシが入つてるとか、マグロでいえばとろがうまいことなんでしょうか。それを考へるときに来ていうと私は思います。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。それについてお尋ねが最初なんです。

大臣も御答弁をされていますし、私もそう思つております。

しかし、戦後一貫して、日本人は脂質を大量にとる食味がもてはやされています。肉でいえばサシが入つてるとか、マグロでいえばとろがうまいことなんでしょうか。それを考へるときに来ていうと私は思います。

○江藤副大臣 委員の御指摘も、非常に私として

も共感する部分はあります。

現在でも、飼料用のトウモロコシ、これは水田

でつくる場合といふことになりますけれども、十

アル当たり三・五万円の交付金を直払いしてい

るという実績があります。

これに加えて、産地資金によつて、地域の実情に基づいてこれを増額することができますといふことでありますから、やはりこれから農政の行く先として、農家の方々がつくりたいものをつくれるようになつたといふことも一つの方向性としてありますので、先ほど申しましたけれども、飼料

断されれば、そうされますでしょし、やはりス

イートコーンのような形で生食用をつくつた方がいいことであれば、そういうふうに思ひます。

ですから、その三・五万円が生産刺激に不十分だという議論は、これは当然我々も含めてやつていかなければなりませんが、これから私たちがおな

えているのは、この産地資金、これは非常に有効な、地域の特性を生かす資金でありますので、前政権からしっかりと受け継がせていただき、名称は若干変わるかもしれません、ほんのちょっとだけですね、内容はやらせていただき、さらに我々は振りかえ、拡充という方針をとつております。

それで、少しでも飼料に回るトウモロコシができるよう努力はさせていただきたいというふうに考えております。

○鈴木(義)委員 御答弁いただいて、ありがとうございます。それについては、後段でもう少し述べています。

海外では、日本食がヘルシーで健康によいと、確かにうまいと思うんです。でも、テレビでは大食い大会の番組や、町場では食べ放題をうたう店がたくさんあります。肉でいえばサシが入つてるとか、マグロでいえばとろがうまいことなんでしょうか。それを考へるときに来ていうと私は思います。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。それについてお尋ねが最初なんです。

大臣も御答弁をされていますし、私もそう思つております。

しかし、戦後一貫して、日本人は脂質を大量にとる食味がもてはやされています。肉でいえばサシが入つてるとか、マグロでいえばとろがうまいことなんでしょうか。それを考へるときに来ていうと私は思います。

○江藤副大臣 委員の御指摘も、非常に私として

も共感する部分はあります。

現在でも、飼料用のトウモロコシ、これは水田

でつくる場合といふことになりますけれども、十

アル当たり三・五万円の交付金を直払いしてい

るという実績があります。

これに加えて、産地資金によつて、地域の実情に基づいてこれを増額することができますといふことでありますから、やはりこれから農政の行く先として、農家の方々がつくりたいものをつくれるようになつたといふことも一つの方向性としてありますので、先ほど申しましたけれども、飼料

断されれば、そうされますでしょし、やはりス

イートコーンのような形で生食用をつくつた方がいいことであれば、そういうふうに思ひます。

ですから、その三・五万円が生産刺激に不十分だという議論は、これは当然我々も含めてやつていかなければなりませんが、これから私たちがおな

えているのは、この産地資金、これは非常に有効な、地域の特性を生かす資金でありますので、前政権からしっかりと受け継がせていただき、名称は若干変わるかもしれません、ほんのちょっとだけですね、内容はやらせていただき、さらに我々は振りかえ、拡充という方針をとつております。

それで、少しでも飼料に回るトウモロコシができるよう努力はさせていただきたいというふうに考えております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。それについては、後段でもう少し述べています。

海外では、日本食がヘルシーで健康によいと、確かにうまいと思うんです。でも、テレビでは大食い大会の番組や、町場では食べ放題をうたう店がたくさんあります。肉でいえばサシが入つてるとか、マグロでいえばとろがうまいことなんでしょうか。それを考へるときに来ていうと私は思います。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。それについてお尋ねが最初なんです。

大臣も御答弁をされていますし、私もそう思つております。

しかし、戦後一貫して、日本人は脂質を大量にとる食味がもてはやされています。肉でいえばサシが入つてるとか、マグロでいえばとろがうまいことなんでしょうか。それを考へるときに来ていうと私は思います。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。それについては、後段でもう少し述べています。

海外では、日本食がヘルシーで健康によいと、確かにうまいと思うんです。でも、テレビでは大食い大会の番組や、町場では食べ放題をうたう店がたくさんあります。肉でいえばサシが入つてるとか、マグロでいえばとろがうまいことなんでしょうか。それを考へるときに来ていうと私は思います。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。それについてお尋ねが最初なんです。

大臣も御答弁をされていますし、私もそう思つております。

しかし、戦後一貫して、日本人は脂質を大量にとる食味がもてはやされています。肉でいえばサシが入つてるとか、マグロでいえばとろがうまいことなんでしょうか。それを考へるときに来ていうと私は思います。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。それについては、後段でもう少し述べています。

海外では、日本食がヘルシーで健康によいと、確かにうまいと思うんです。でも、テレビでは大食い大会の番組や、町場では食べ放題をうたう店がたくさんあります。肉でいえばサシが入つてるとか、マグロでいえばとろがうまいことなんでしょうか。それを考へるときに来ていうと私は思います。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

かがすいているということと、今委員がおつしやつていただきたい大食い大会みたいなものをテレビでやるということはちょっと違う次元ではないのかなというふうに思いながら聞いておりました。

やはり、我々は食前にいただきますという挨拶をするというふうに子供のときからやっておりましたが、そのときに、食卓にのっているもの、ここに至るまで生産者の皆さんから流通の皆さん、全てに感謝をしながらいただく。ありがたいことである、あるのが難しいことであるということを言いながら食べる、こういう気持ちを持つてやはり食をしなければいけない。こういう年になると、しみじみそういうふうに思うわけですが

それをどういうふうに個々のそれぞれの年齢、それぞれのライフサイクルのところにおられる方に理解していただくかということはなかなか、一律に義務を課すとかそういう問題ではなくて、いわば食育というようななところでしっかりとそういう認識を深めていく、これが大事ではないかと

先日の委員会でも質問したことを再度確認して

どんの業種も、私は、種と工法が一番大切である

世界の種苗会社のうち、種子を持っている企業は、米国のモンサント、デュポン、スイスのシンジェンタ、それが断トツで、日本のサカタやタキイ種苗が国内では大手であっても世界との比較の中では下位に位置します。特に、米国やスイスの企業は穀物の種を持っていて、日本ではほとんど野菜と花卉の種子のみということになっています。

日本やヨーロッパの国では、遺伝子組み換え作

物には大変なアレルギーがあり、開発した作物を生産するのには抵抗があると思います。先ほどのトウモロコシも同じだと思います。海外から入ってくるものは、遺伝子の組み換えをされたトウモロコシが入ってきて、動物に食べさせるんだからそれはいいでしようということで輸入しているわけです。

なぜ国内で遺伝子組み換えの作物を動物に食べさせることができなかなか難しいのか、それは別として、日本で開発だけして、作付するところだけは

理解が得られる国でやって、今アメリカがトウモロコシを売っているのと同じ理屈です。その種苗を作付けていく国に、日本で開発した種苗をほかの国で作付して、安く入れさせられる、それが競争力にもなっていくという考え方。

過去にも、大豆が米国から入ってこなかった時に、ブラジルで大豆を作付して急場をしのいた

うF₁、ハイブリッド、これは、鶏でも大豆でもトウモロコシでも小麦でも、みんなあります。そ

れを日本が積極的に開発していく考え方を持つて国

が後押ししていく考えがあるのか、お尋ねしたい

と思います。

○鈴木(義)委員 次に移らせていただきたいと思

います。

それをどういうふうに個々のそれぞれの年齢、

それぞれのライフサイクルのところにおられる方

に理解していただくかということはなかなか、

一律に義務を課すとかそういう問題ではなくて、

いわば食育というようななところでしっかりとそ

ういう認識を深めていく、これが大事ではないかと

いうふうに考えております。

○鈴木(義)委員 次に移らせていただきたいと思

います。

なぜ国内で遺伝子組み換えの作物を動物に食べさせることができなかなか難しいのか、それは別として、日本で開発だけして、作付するところだけは

理解が得られる国でやって、今アメリカがトウモロコシを売っているのと同じ理屈です。その種苗を作付けていく国に、日本で開発した種苗をほかの国で作付して、安く入れさせられる、それが競争力にもなっていくという考え方。

過去にも、大豆が米国から入ってこなかった時

うF₁、ハイブリッド、これは、鶏でも大豆でもトウモロコシでも小麦でも、みんなあります。そ

れを日本が積極的に開発していく考え方を持つて国

が後押ししていく考え方があるのか、お尋ねしたい

と思います。

○小里大臣政務官 おっしゃるとおりに、海外、

特に欧米の大手種子メーカーは、トウモロコシ、

菜種等に見られますように、土地利用型作物の遺伝子組み換え種子を売り上げの大きな柱としてお

りります。これは、特に害虫とか防草剤、除草剤に

強い種子を大きな柱としているわけあります。

これに対しても、我が国の種苗メーカーは、F₁種

子、交雑種子、これを売り上げの柱としておりま

す。ここに大きな違いがあるわけです。

そこで、委員御指摘のように、遺伝子組み換え

種子をもつと開発すべきじゃないか、売り込んで

いくべきじゃないかという御指摘でござります

が、これは、まず、国民への理解というものが必要

要があります。そのために、科学的、客観的な情報提供に努めながら、国民の理解を図つていただきたいところでございます。

また、御指摘をいただきましたF₁品種、これもすぐれた形質を示すのがF₁品種であります。親よりもすぐれた形質を示すのがF₁品種であります。これを有力な育種技術として認識して、特に、野菜類等では大半の種子が我が国の種苗会社が開発したF₁品種であります。こういったところをしっかりと、育種素材の提供を通じて、日本で開発だけして、作付するところだけは

さることがなかなか難しいのか、それは別とし

て、日本で開発だけして、作付するところだけは

さることがなかなか難しいのか、それは別とし

す。こういったことに対応するために、種苗会社との懇談会を開催し、また、種苗産業の競争力強化、輸出促進に向けた取り組み強化を図つてきたところであります。

これらを踏まえまして、特に、世界一の種苗生産国であるオランダ、これを大きなモデルとして、国内種苗生産体制の強化、海外遺伝子資源の導入円滑化、知的財産権の侵害対策など、総合的な対策を講じてまいりたいと思います。

○鈴木(義)委員 例えれば、お米でいえば、みつひかりといいのはF₁でできているんですけども、国内では一種類しか流通していないんです。先ほど午前中でもお話をありましたように、反対ながら、支援をしてまいりたいと思います。

○鈴木(義)委員 例えれば、お米でいえば、みつひかりといいのはF₁でできているんですけども、国内では一種類しか流通していないんです。

先ほど午前中でもお話をありましたように、反対ながら、支援をしてまいりたいと思います。

○鈴木(義)委員 種の種類によつては、お米だと

か主要穀物と言われているものは、国や都道府県がその開発をしているところがあります。先ほど申し上げたように、それ以外の、花卉だとか野菜

については民間の種苗会社が持つんですけれども、その辺がやはり弱いんだと思うんですね。だから、國がきちつと後押しをするなりサポートを

してやるような体制をとらないと、外国との競争には勝てないんじゃないかというのがあります。

○鈴木(義)委員 その一つとして、私の地元の農家の方のところに種苗会社の人が訪ねてきて、三十年前の種があつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

す。こういったことに対応するために、種苗会社との懇談会を開催し、また、種苗産業の競争力強化、輸出促進に向けた取り組み強化を図つてきたところであります。

これらを踏まえまして、特に、世界一の種苗生

産国であるオランダ、これを大きなモデルとし

て、国内種苗生産体制の強化、海外遺伝子資源の導入円滑化、知的財産権の侵害対策など、総合的

な対策を講じてまいりたいと思います。

○鈴木(義)委員 種の種類によつては、お米だと

か主要穀物と言われているものは、国や都道府県がその開発をしているところがあります。先ほど申し上げたように、それ以外の、花卉だとか野菜については民間の種苗会社が持つんですけれども、その辺がやはり弱いんだと思うんですね。だから、國がきちつと後押しをするなりサポートを

してやるような体制をとらないと、外国との競争には勝てないんじゃないかというのがあります。

○鈴木(義)委員 その一つとして、私の地元の農家の方のところに種苗会社の人が訪ねてきて、三十年前の種があつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

す。こういったことに対応するために、種苗会社との懇談会を開催し、また、種苗産業の競争力強化、輸出促進に向けた取り組み強化を図つてきたところであります。

これらを踏まえまして、特に、世界一の種苗生

産国であるオランダ、これを大きなモデルとし

て、国内種苗生産体制の強化、海外遺伝子資源の導入円滑化、知的財産権の侵害対策など、総合的

な対策を講じてまいりたいと思います。

○鈴木(義)委員 種の種類によつては、お米だと

か主要穀物と言われているものは、国や都道府県がその開発をしているところがあります。先ほど申し上げたように、それ以外の、花卉だとか野菜については民間の種苗会社が持つんですけれども、その辺がやはり弱いんだと思うんですね。だから、國がきちつと後押しをするなりサポートを

してやるような体制をとらないと、外国との競争には勝てないんじゃないかというのがあります。

○鈴木(義)委員 その一つとして、私の地元の農家の方のところに種苗会社の人が訪ねてきて、三十年前の種があつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

あつたとしても、通常の品種だったら、四百八十キロから五百キロ、五百キロから六百キロの間と

は、野菜、花卉とか、短期的に効果のあらわれる、そういうたとこころを特にやつてきていただい

ているという現状があります。しかししながら、民間企業においては、置かれている厳しい環境を考慮しながら、しっかりとまた委員御指摘の趣旨を踏まえて取り組んでまいる必要があると改めて思っているところでございます。

○鎌木(義委員) コシヒカリだとかサニシキだとかあきたこまち、種苗法で言われる保護する年数が過ぎちゃっているんですねけれども、それまでこの間、今御答弁いただいて、国は、主要な穀類とか果樹、あとは畜産の関係だと思うんですけども、それを担当してやってきたにもかかわらず、なぜ今まで、コシヒカリだとかサニシキだ

とか新しい品種をつくり、それを種苗法で守つて、種を外に出さないようなやり方をしてこながつたのか、そのところなんです。どこの国だって、やはり自分のところで種を持つていて、それを戦略上、どんどん作付をして、安い価格なりい付加価値をつけて売つてきたいというのは、同じようなことを考へると思ひます。なぜ日本はそれをとつてこなかつたのかということなんです。

○林国務大臣 種の植物遺伝資源の確保、これは新たな品種開発によつて国内農業の競争力強化を図る上で大変重要である、こういうふうに認識をしております。

したがつて、独立行政法人の農業生物資源研究
所というのがございますが、ここで昭和六十年度
から農業生物資源ジーンバンク事業というものを
実施しております。在来品種を含む植物遺伝資
源約二十二万点等を保存しまして、国内の試験研
究機関、民間企業等に配付をしております。私
も、国会が始まる前にちょっと時間をとりまして
ここを訪れまして、実際に自分で操作をして取り出
してみるとということをやつてみましたがけれども、
随分簡単なやり方でサンプルが出てくるようにな
なつておりました。

したがつて、こういう仕組みを通じて、お申し
でござります。

○鈴木(義)委員 何か答弁がよくわからないんで
でござります。

○鈴木(義)委員 何か答弁が
でござります。

がよくわからないんで

さるような仕組みといふものはやつてきたわけですが、さういふのが、さらにこれが、先ほど冒頭に申し上げましたように、競争力の強化といふものにつながつていくかのように、例えば、施設を大幅に拡充していく等々やりまして、努めていきたいと思つております。

さしきれども 次に行きます。
攻めの農業を推進していくのであれば、過去の
さまざまなもの制度の検証をしていく中で、どの制度
は有効に機能して、どの制度は機能していないなかつ
たのか、検証していく必要があると私は思いま
す。

それからもう一つ、実は、百八十三回通常国会で食料・農業植物遺伝資源条約というものの批准を承認いたしましたので、国内の種苗会社がこの条約の枠組みの中で海外のジーンバンクにもアクセスできる環境も整つたということも申し上げておきたいと思います。

現在、私たちは飽食の中で暮らしています。先ほどありましたように、おなかいっぱい食べさせられてもらっているし、おいしいものも食べられる時代であります。でも、外国では、「きょうもど」がで飢餓で亡くなる人たちがいるのも事実です。日本がとつてきた農政は、いろいろな事態の変遷を経て今日に至つたものと思ひます。

私がお尋ねしたのは、なぜお米を品種改良して
こなかつたのかということなんですね。コシヒカリ
とかサニシキだとか、おいしいと思つて私た
ちがいただいていたものが三十年で保護する期間
が切れてしまうというはわかっているわけです
から、それを三十年、三十年、三十年やれば、九
十年、百年、百二十年と保護できるわけですね。
だから、前の委員会でも御質問したように、あ
たこまちはベトナムの方で五分の一の値段でつ
られてゐる、それが問題なんなんですというふうに
林大臣は御答弁されておられたんですね。だか
ら、なぜ今までお米に関しての品種改良を積極的

にやつてこなかつたのかといふお尋ねなんです。)二)兩宮政府参考人 国あるいは都道府県の試験場におきまして、これまで多くの新しい米に関する品種の育成がなされております。新しい品種につきましては、種苗法に基づく品種登録をして知財権保護をするとともに、先生御指摘のとおり、品種保護の育成者権には期限がありますので、あわせて商標登録などの知財権を新に付与することによって知財保護を図つてゐるような動きが出てきておりまして、国としてもこのような取り組みを進めていきたいというところ

産調整という言葉をあえて使わせていただきます

産調整という言葉をあえて使わせていただきますが、そういうこと。そして、今お話をありました

よう、二十二年ですか、政権交代後、今の仕組みになつて、それを經營所得安定対策ということにしてはやつてゐる。

こうことでございまして、その時代時代でその時代時代の背景に合つたことをやつて來た、大きづばに言へばそういうことかもしませんけ

れども、今委員がおつしやったように、その結果、非常に望ましい状況に全てなっているかといえば、今御指摘のあつたような声も聞かれるわけでござります。

したがつて、我々も、去年の十二月の衆議院選挙の公約で、やはり経営所得安定制度の見直しとすることと、それから多面的機能に着目した直接受け取る形態の制度を確立する方針を立てました。これが実現すれば、経営者の方々の負担が軽減され、また、従業員の方々の所得が安定するという二重の効果が得られるものと期待してお

支払い、これを車の両輪として見直していく、こうと
いう公約を掲げて選挙を戦ったわけでございます
ので、この検討を与党と議論をしながらまとめて
いきたいというのが今の状況でございます。
○鈴木(義)委員 関連して、農水省から、米の所
得補償交付金の作付規模別支払い状況の平成二十
三年の資料をいただきました。これは農水省から
いただいた資料です。〇・五ヘクタール未満から
二ヘクタール未満、小規模で農業をされている、
水稻の作付をしている面積の対象者が全体の九
〇・一%、支払い額が六百一十三億円で、全体の
四〇・七%になるわけです。
一方、もう一つの統計である経営の状況と分析

指標、この経営体別の一覧表を見ると、水田作の作付面積規模別の資料では、〇・五ヘクタール未満の経営体は、農業所得が十万一千円の赤字なんです。〇・五ヘクタールから一ヘクタールで一万九千円、一ヘクタールから二ヘクタールで四十九万円の農業所得なんです。

ので、簡潔にお願いいたします。

○林國務大臣 そもそも、明治の初めには農商務省というところでスタートしたわけでございますが、どちらがのみ込むかは別にして、これは連携をしてやつていくことが大変に大事だというは委員の御指摘のとおりであります。

したがつて、今輸出の話をしていただきました。が、今年度予算からは、経済産業省所管のジエトロとの連携を通じまして、ジエトロの中に専門の部局を置いていたので、輸出しようとする事業者の育成、商談会の開催、海外見本市等々のビジネスサポート体制の構築を積極的に進めていきたい、こういうふうに考えておるところでござります。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、村岡敏英君。

○村岡委員 鈴木議員に続きまして、維新の村岡敏英です。

久しぶりの農水委員会で、この休会中に質問したいことがたくさんあつたんですが、なかなか国会を開いていただけない、また閉会中審査をしていただけないということの中、その間にどんどん農政の方向性が変わることで、質問をする前にどんどん変わっていくということで、さうは、大臣初め幹部の皆さんにお聞きしたい、このように思つております。

この間に、休会中も含めて、ことしは大変台風そして集中豪雨が多く、被害が出ております。直近では、伊豆大島で多くの方が亡くなられ、大変御冥福をお祈りします。また、被災している方にはお見舞いを申し上げたい、このように思つております。

農業の被害ももちろんあると思いますが、災害自体の復旧ももちろんあると聞いております。その部分は、今のところ、激甚災害で指定されたところ、それから査定しているところがあると思いますが、どのような状況把握をされているでしょうか。

○實重政府参考人 農地、農業用施設の災害の状況について、まず申し上げさせていただきます。

況について、まず申し上げさせていただきます。

委員御指摘ございました激甚災害の指定、三回についてございました。

六月八日から八月九日までの山口県、島根県、岩手県、山形県、秋田県等が広範に被害を受けた梅雨前線を含む豪雨災害、これは激甚災害に指定されまして、現在、三百九十六億円の被害額を把握しております。

それから、八月二十三日から二十五日までの島根県江津市、邑南町を中心とした豪雨災害につきましては、七十三億円でございます。

それから、九月十五日から十七日までの京都府を始め広範な地域で被害が生じました台風十八号を含む豪雨災害につきましては、三百億円。

合計でございますが、全国で四万六千四百九十七カ所、約七百六十九億円の甚大な被害となつているところでございます。

○村岡委員 ゼビ、農地を含めて大変な被害に遭っているので、大臣の方もしっかりと把握して、復旧対策をお願いしたい、このように思つております。

久しぶりの農水委員会、朝、来ましたら、テレビカメラがたくさんあつて、もしかしたら今のTPPの問題として減反の問題だといろいろ興味があるのかと思いましたら、一人政務官が帰られました午後は誰もいないという状況で、残念なことだと思つております。

それは別にいたしまして、やはり農産物とかそういうのは、林大臣、江藤副大臣を初め、たくさんの方々が国産を勧めるとした中、私は、このごろ国会を歩いていますと、国会に名物の食べ物ができたということで、私がネーミングしているのは林ライスと言っていますが、牛重であります。

そういう意味では、別に民間企業に押しつける秘書が連れていくときに、ここが有名な牛重があるところです、こういうふうなことを言われます。

そういう意味では、別に民間企業に押しつける品というものはやはり内閣全体で考えていた

たい、こう思いますが、林ライスをつくった林大臣から一言お願いいたします。

○林國務大臣 林ライスというと、いわゆるレストランで出ているハヤシライスが出るかと思つて行かれると残念に思われるかと思いますので、牛重ということでお話があつたというふうに聞いております。

これは、そもそも村岡委員が、たしかこの場か予算委員会か、ちょっとと記憶は定かではありませんが、お聞きいたいで、そのときに私からは、院内の食堂でありますから議院運営委員会の方できちっと対応していただく、ただ、私の立場からすれば、国産のものをお使いいただきとありがたみななどという答弁をした経緯がございまして、多分、いろいろなところをお考えになつたのかなうメニューというのをおつくりになつたのかなと私は思つております。

ああいう形で非常に、今委員がおつしやつていただいたところによりますと、人気メニューみたいなものになつてているということですから、たしか値段もかなりお高い値段だったと思ひますけれども、新しい需要の一つのあらわれがあつた形で出てきたという意味では、非常に歓迎すべきものであろうか、こういうふうに思つております。

やはり、おいしいものをいい価格で提供していただくということが食料産業の重要な使命であろう、こういうふうに私も思つておりますので、ますますそつとう形でいろいろなものが出てくると

いうことを後押ししていきたい、こういうふうに思つております。

○村岡委員 ゼビ、各省庁にもそして出先の機関

もやはり国産を使つたおいしいメニューというのを推進していくなければ、こう思いました。

その中で、まず、安倍総理は二月の二十二日、私は選挙を通じて、聖域なき関税撤廃を前提とするTPPには参加しないと国民の皆様にお約束し、今回のオバマ大統領との会談により、TPPでは聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になりました。まず

最初は、断固阻止の人が多い。今度は、聖域なき関税撤廃が前提じゃない。この時点で言葉は変わつているとは思いませんか。

○林國務大臣 ここでもたしか議論はさせていただいたと思いますが、自由民主党の昨年の十一月の公約、それのもとになる党内での取りまとめ

しろTPPの交渉はしつかりと進めていくべきだと選挙前から言つておりましたので、外交交渉として、中身の問題で品目だとかというのは余り追及したくはないとは思つております。しかし、外交渉の中で秘密だというよりは、私は多分国内対策だと思っております。それぞれの項目がわかれることは、国内でやはり大きな騒ぎが起きてしまうという中で、なかなかそれは発表できません。これはいたし方ない、こう思つております。

自民党は、民主党が消費税を選挙の公約では言つていないので上げると公約して、そのとき自民党は消費税を上げると公約して、そして民主党が消費税を上げると公約違反、うそ、こういうような形で選挙前ずっと責めてきました。

これは民主党さんのことをかばうわけではありませんが、自民党も振り返ると、このTPPに関しては、ほとんどの議員がTPP断固阻止という鉢巻きをして全国で選挙運動をされました。私は、秋田の農業県なのに巻いておりません。そして、意見もきちんと、TPPには参加するけれども、農業の今の現状は、TPPがあろうがなかろうが、これは衰退している、しっかりとした大転換をしなければならない、このように話してお

ました。

その中で、まず、安倍総理は二月の二十二日、私は選挙を通じて、聖域なき関税撤廃を前提とするTPPには参加しないと国民の皆様にお約束し、今回のオバマ大統領との会談により、TPPでは聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になりました。まず

を、当時、野党時代、私が座長でございましたが、聖域なき関税撤廃を前提とする限り、交渉参加には反対する、これが文章でございました。そのおりのことが公約になつて、こういうふうに覚えております。

したがつて、その公約がある以上は、総理も首脳会談において、我々はこういう公約で政権を委ねていただいているという立場でこの共同声明をオバマ大統領との間でされた、こういうことでござります。その際、交渉参加に当たつて、聖域なき関税撤廃が前提とならないことを確認でございましたとおつしやつたということでござりますので、事実関係としてはそういうことであるといふふうに認識しております。

○村岡委員 そして、近ごろでは、西川委員長の中、タリフラインを検証するということになりました。タリフラインを検証するということとは、誰が考へても、それは交渉の中で何かそこに食い込まれるだらうということの前提がなければ、何も検証することはないわけであります。そして、八百三十四項目、そして聖域は五百八十六ですか、その中で検証するという作業になると、やはり覺悟を決めなければならないということにどちらんですけれども、大臣はどういう認識でしょうか。

○林国務大臣 これは、午前中の質疑の中で森山委員から、森山委員は、発言がパリで西川委員長からされたときにそこに一緒におられたという立場で御質問されておられましたけれども、森山委員の言葉をかりれば、西川委員長の発言が少し誤解を招いています。西川委員長の発言が少し誤解を招いています。

したがつて、我々としては、党の西川委員会で、また西川先生のところでいろいろと検証されるということをしつかりと見守つていきたいたいというふうのが今の政府の立場でございます。

○村岡委員 林大臣からはそういう答弁だろうな、こう思つておりましたか、実際には、農業者の方々もそう思つておりませんし、さらには、これは予想しちゃいけないですけれども、自民党の

議員の方々も地域で説明するのが大変だと思うんですよ。

ですから、ここは、一旦TPP交渉に参加するでありますから、この段階だというようなことをお話しします。やはりこういう状況になると、しっかりととした対策と一緒にセットになつて言わないと、農業の人たちもこれは心配いたします。そして、それぞれ我々も説明するときに、政府の秘密交渉で何もわからぬ、対策もどれをやるのかわからない。

やはり農業というのは、食は国民の健康と命を守る、これは大事な産業であります。そういう意味では、何か与野党が分かれでやる問題では農業ではないとは思つております。しかし、隠事があつたり、変更したことを、それはこの過程の中だけでやつっているんだというじやなく、しっかりと真摯な態度で、農業政策を与野党とも一緒にやるといふことが、農業も、そして食の安全も、日本全体の食品というものを守れると思つてゐるんですが、どう思つていらつしやいますか。

○林国務大臣 これも午前中も御議論させていたしましたが、昨年十二月の衆議院選挙の公約におきまして、経営所得安定対策の見直し、それから多面的機能に着目した日本型直接支払いの議論をやりますというふうに既に十二月にお約束をして、ずっと党内でも御議論をしていただきております。

また、少し唐突感がある、こういうふうにおっしゃいましたが、これは産業競争力会議の第三回農業分科会で、経営所得安定対策に関する議論とあわせて生産調整が取り上げられた。そこだけ少し報道が大きくされたといふこともあるはあります。これは産業競争力会議の第三回農業分科会で、経営所得安定対策に関する議論と

議員の方々も地域で説明するのが大変だと思うんですよ。

という中で、農業政策をしつかりと打ち出さないといけない。その中で、産業競争力会議の中でいろいろな問題を打ち出しています。しかし、こ

れも、林大臣や今の政府にいる人に聞くと、まだ党で検討している段階だというようなことをお話しします。やはりこういう状況になると、しっかりととした対策と一緒にセツトになつて言わないと、農業の人たちもこれは心配いたします。そして、それぞれ我々も説明するときに、政府の秘密交渉で何もわからぬ、対策もどれをやるのか

わからない。

やはり農業というのは、食は国民の健康と命を守る、これは大事な産業であります。そういう意味では、何か与野党が分かれでやる問題では農業ではないとは思つております。しかし、隠事があつたり、変更したことを、それはこの過程の中だけでやつっているんだといふことが、農業も、そして食の安全も、日本全体の食品というものを守れると思つてゐるんですが、どう思つていらつしやいますか。

○林国務大臣 これも午前中も御議論させていたしましたが、昨年十二月の衆議院選挙の公約におきまして、経営所得安定対策の見直し、それから多面的機能に着目した日本型直接支払いの議論をやりますというふうに既に十二月にお約束をして、ずっと党内でも御議論をしていただきております。

また、少し唐突感がある、こういうふうにおっしゃいましたが、これは産業競争力会議の第三回農業分科会で、経営所得安定対策に関する議論と

く。当然、経営所得安定対策の見直しといふ中で、今申し上げましたように、生産調整がかかる提案といいますか、自民党に対する提案ですけれども、実は我々、先ほど鈴木議員からもありましたけれども、参議院選挙前に、公約は項目で参入の促進、これは、今ちょうど経団連も農協とともにいろいろな連携をしていくことですけれども、もう少し詳しくいきますと、企業の参入の促進、これは、今ちょうど経団連も農協とわってくるわけでござりますので、そこをしっかりとやつていくということ。

そして、今申し上げているのは、まさに今議論をしておるところでござりますので、逆に、まだ議論が生煮えで、いろいろなところが詰まつておらない段階で、急ぎ過ぎて、こういうふうになります。ただとかいう見通しを示すことの方が現場に混乱を招く、こういうふうに思いますので、しっかりととしたものをつくつて、そしてその上でしっかりと周知をしていく。願わくは、仕組みがころころ変わらぬ、猫の目農政だと言われないようにするためにも、しっかりと長く続く仕組みということにしていきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○村岡委員 多分、TPPから産業競争力会議まではきちんととしたスキームがあつたと思うんですけど、やはり農業者に不安があつたり、そして国民全体にも不安を与えていると思ってるんで。このスキームといふのは実は一つ意味があります。それを少し隠しながらやり過ぎることによって、もちろん、スキームの中にしつかりとした計画性を持つてあることをなし遂げるというのもあるんですけど、実はたくらみという意味もあるんですね。

だから、これがたくらみのようと思われると、せつかく今農業の大転換のときなんです、たくらみのように思われないようにするために、例えば表現でも、先ほど大臣が言つていました、経営安定大綱の見直し、言葉がわかりにくいであります。そこだけ少し報道が正直にいましまよ。正直にいかないといふふうに思つてゐるんでは、たぶん農業者たちはかかわらないと農業者は思つてゐるんです。

我々は、減反をしつかりと進めていく中で、農業を変えなきやいけないと思つていてます。やはり言葉は正直にいましまよ。正直にいかないといふふうに思つておられます。

○村岡委員 今、一つだけ、我々の衆議院、参議院選挙で公約なり農業政策として発表した一端をいが納得できるいい環境をつくつていくといふことが非常に大事だと考えております。

農業の成長戦略、そして中山間地域は環境農業と

さて、今、産業競争力会議で出てきたいろいろな提案といいますか、自民党に対する提案ですけれども、実は我々、先ほど鈴木議員からもありましたけれども、参議院選挙前に、公約は項目で参入の促進、これは、今ちょうど経団連も農協とましいかなきやいけない。やはり時代が変わつていく、その中で企業の土地の所有の問題も、我々もいろいろな連携をしていくことですけれども、このことの問題。それから、農協も進化していくかなきやいけない。やはり時代が変わつて、企業の参入促進ということに関して、大臣はどのように取り組まれようと思っています。

○林国務大臣 今お触れになつていただきましたように、また、きのうの所信でも申し上げましたのが、やはり経済界と農業界の協力は非常に大事です。それを少し隠しながらやり過ぎることによって、やはり農業者に不安があつたり、そして国民全体にも不安を与えていると思ってるんで。このスキームといふのは実は一つ意味があります。それを少し隠しながらやり過ぎることによって、もちろん、スキームの中にしつかりとした計画性を持つてあることをなし遂げるというのもあるんですけど、実はたくらみという意味もあるんですね。

だから、これがたくらみのようと思われると、せつかく今農業の大転換のときなんです、たくらみのように思われないようにするために、例えば表現でも、先ほど大臣が言つていました、経営安定大綱の見直し、言葉がわかりにくいであります。そこだけ少し報道が正直にいましまよ。正直にいかないといふふうに思つておられます。

また、少しあたらしい感じがある、こういうふうにおっしゃいましたが、これは産業競争力会議の第三回農業分科会で、経営所得安定対策に関する議論と

因になつてゐるんだ、私はこういうふうに認識しておりますが、かなりの流入が今できてきておる。多分、そのことが経済界と農業界が協力してやつていいこうといふ機運が生まれている一つの原因になつてゐるんだ、私はこういうふうに認識しておりますが、そういうことを進めながら、お互いに納得できるいい環境をつくつていくといふことが非常に大事だと考えております。

○村岡委員 今、一つだけ、我々の衆議院、参議院選挙で公約なり農業政策として発表した一端をいが納得できるいい環境をつくつていくといふことが非常に大事だと考えております。

して、さらには減反政策の見直し。さらに、農地集約というのは、やはり一ヘクタール以下ですと、なかなか、赤字で利益は生まれない、そういう中で、土地の賃貸の中で抛出してもらうことも考えなきやいけない。こういったものが何か産業競争力のところに全部吸い取られたような感じですが、逆に、それは進めたい、こういうふうには思つております。

しかし、減反政策の見直しは、我々は言つてはいるんですけども、段階的な見直しをしなきやいけない。来年だとか二年後だとかというのは、これはとてもついていけないことになる、こう考えております。

言葉を使わせていただいております。
それとあわせて、多面的機能に着目した日本型
直接支払い、やはりこれはセットでなくてはなら
ないということ。
それから、やはり農政はころころ変わつてはな
らないというのはもちろんござりますし、今ま
でやつてきたことを急に変えることになりますと
現場が混乱するということもござりますので、
しつかりと理解を得ながら、長年続く制度とい
うものをしつかりとつくった上で、じっくりとこれ
を実施段階においてやっていけるように、混乱な
く実施していくよにしていく。大きな船でござ
いますから、急にかじを切つて転覆、座礁しない

れて進めなければ、これはころころ変わると言わ
れるのが当然だと思います。そのことを大臣に
は、今の大転換のときに大臣になられたというこ
とですから、ぜひ、意志の力をしっかりと發揮し
て、日本の農業を変えて成長産業にしていただき
たい、そう思います。

そして、中山間地域という大変不利な状況のと
ころ、しかしながら、ここには水という大切なも
のがあり、山がありということですから、中山間
地域に対しては、しっかりととした環境の分野で
守っていくということも忘れずにいただきたい、
こういうふうに思つております。

大臣にも何回もこういうことをお聞きしました

齡が七十歳を超えるわけでありまして、思い切つて、覚悟を持つて農政の転換をやるということであれば、余り時間をかけて遅くやつても、やるなら早くやらなきやならないと思つています。しかし、それはやはり、まず与党の皆様方と議論を尽くして、そして農水委員会の場でも議論を尽くして、正直な議論を通じて、皆様方の英知を集めた形での新しい展開になれるように努力をして、大臣を支えてまいりたいと考えております。

○村岡委員 ぜひ、小里政務官にも。

○小里大臣政務官 御指名ありがとうございま

す。

ついこの間まで、私は自民党の農林部会長とし

昨日も全中の会長に、「ころころ変わる農政はしてはいけない」ということを述べられておりましたけれども、その意味では、減反政策の見直しというのが、実は、企業の参入、農地の集約、それから成長戦略は六次産業化、そして環境農業、全部一緒になって、日本の大転換は、減反の見直しがスタートすることによって、これが全て有効に新しい大転換に進むと思っているんですが、大臣はどうお思いでしようか。

○林国務大臣 午前中もちょっと申し上げたように、私は、どちらかというと、減反という言葉よりも生産調整という言葉を努めて使うようにしております。

それは、減反ということが始まった時代には、確かに、まさにその名のとおり、面積を減らしていくということをやってきた時代もあったというふうに承知しておりますが、少なくともこの数年やっているのは選択制ですね。要するに、農家の

ようにしていく、こういう観点も大事だというふうに考えております。

○村岡委員 ゼひ、林大臣を初め農林省の皆様も、これは大転換のときを迎えると思うんです。そのときに、先ほど言つた、スキームがたくらみにならないように、しっかりと年月を重ねながら、日本の農業がしつかりとした成長産業になり、そして、所得も上がり、また、それがひいては農村社会につながるようになつかりとやつていただきたい。そのときには我々維新はしつかり支えていきたい、こういうふうに思つております。

先に言わせていただくのはいつでも言いますので、選挙で厳しくとも我々はしつかりと将来の農業のためにやつていく覚悟のある人間ばかりですので、そういう意味では、ぜひ相談をさせてください。そつすれば、提案をしながら、大きな抵抗ではなくて、一緒にやつていくという意志を持つ人たちとここは進めていかなければならぬ、

○江藤副大臣　あくまでも私は大臣を支える立場です。
　ただ、私も産業競争力会議には出席をしておりまして、新浪さんとは直接随分激しいやりとりをいたしました。かなりきついことをおっしゃるわけですが、委員がおっしゃるように、今大臣もおっしゃっていたいたように、急に曲がれといったって、急に曲がれるものじゃない。私が申し上げたのは、巨大タンカーのようなものですから、方向転換するにしても、我々はタグボートとしてゆつくりと、きちっと着岸をさせないと、岸壁にぶつかって、結局のところは、逆に耕作放棄地がふえてしまったり離農者がふえてしまったり、そういったことになりかねませんと。本来の目的から大きく外れる。

てやつております。

細かいことは申し上げませんが、今の農政改革はまさに待ったなしであります。しっかりと新規就農者をふやして、担い手を育成して、それぞれの担い手が頑張つていただく。頑張つて規模拡大をやれるところはやってもらい、効率化を図つて、付加価値をつけて、所得が倍増する姿を目指していこう、そのため、政策を総動員して、現場と一体となつてやっていこうということでござります。

今まさに議論になつておりますことも、従来の経営所得安定対策の見直し、そして多面的機能の直払い制度の導入、そしてまたこれに関連する米政策、これを三点セットで進めていく。さらに申し上げれば、輸出拡大、六次産業化、そして、特に土地利用型水田作における農地集積、こういった関連する政策を含めて総合的にやつていく必要

選択によって、これに参加するかどうかは自主性に委ねるということと、それからもう一つは、水田のフル活用ということで、主食用の米以外のもの水田を活用してつくってもらおう、こういうことでございまので生産調整という言い方をしておりますが、先ほどのお言葉で言えば、正直に言えということでござりますから、あえて、生産調整もかかわる経営所得安定対策の見直し、この

こう思つております。
一つ、その中で いけば、総理の所信表明に、心
志あれば必ず便宜あり、意志さえあれば必ず道は
開ける、スマイルズの言葉を言つていました。意
志の力ということ。
でも、信頼なくして全体には意志の力が伝わり
ません。ですから、このＴＰＰの交渉も、そして
新しい農政への大転換も、しっかりと信頼を得ら

総理が言われたことは、所信表明演説でも、いろいろなところで言われていますが、日本の国柄を守る、美しい伝統文化を守る、田園の風景も守るということも総理の掲げる目標でありますから、それに沿つて内閣にある人間は努力をしていかなければなりません。

しかし、ここに至つて、これから、オリンピックは七年後ですけれども、七年たつと就農平均年

皆様の御指導をいただきながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○村岡委員 そうなると、何か全部与党に賛成している応援の質問みたいになりますが、どうではなくて、その方向性をきちっと示していくため、党内も多分反対派の人もいると思います、しかし、ここは、大方針を決めたら、それはかじは

急には切れないでしようけれども、計画どおりに進めることを党内もまとめてください。そして、与野党で日本の農業を変えるという努力をしなきやいけない。そういう時期の最後のチャンスかもしれないという気持ちでぜひ取り組んでいただきたい、こう思っております。特に、江藤副大臣、小里政務官も農業県でしようから、信頼を得て、スキームが信頼という意味に変わるように、ぜひお願いしたいと思います。

そして、我々農業県なんすけれども、まだ私は秋田県知事としつかりと話していないですけれども、新聞記事を見ると、秋田県の知事が減反見直し、こういうようなことで出ているわけです。それはやむなしで、ちゃんととした対策をとっていること。

多分、中央が国全体の農政の方向を変えれば、農業県の人たちも少しづつ変わり始める。しかしながら、それは、急ぎ過ぎたら反対に全部変わる。しかし、逆にここでひょっと全く計画を立てなければ、ただ単に十年過ごして、先ほど江藤副大臣が言った、七年後のオリエンピックのときは、耕作放棄地がふえて、どんどん自然減になって、土地は集約できるかというと、逆に、農地として使えないところがふえるという現状が出てくると思いますので、ここは覚悟を持って、反対の方々にもしっかりと説明して、そして計画を立てて、この大転換を果たしていくべきだと思います。それに協力ををしていただきたい、こういうふうに思っています。

大臣、覚悟をもう一度お願いします。

○林國務大臣 副大臣、政務官からもそれぞれ答弁があつたところでございまして、まさに今、岡委員からも御指摘いただきましたように、ある意味では岐路に立っている。平均年齢が六十六歳ということでありますし、耕作放棄地も年々ふえているということです。それで、それでは衰退への道をたどるのかといえば、それではいけないということで、大きな改革になるということをしつかりと見据えた上で、国家百年の計で

あるこの改革にしつかりと取り組んでまいりたままであります。

○村岡委員 ザひそのようにお願ひしたいと思つております。

それで、やはりお米なんすけれども、私は前にお米にしても果樹にしても、いろいろな面で生産を技術で高めていくといふことも、もちろんブランディングもあります。

いろいろな地域によって、よく言われている適地適産という中で、いろいろな特区とかそういうものはこの生産調整の見直しの中で考へることはできるでしようか、大臣。

○林國務大臣 今まで我々、特区というものは、構造改革特区ということで、いわゆる規制緩和の例外というのをやりました。これは、規制緩和を全国で一律にやりますと、影響がどのぐらいかまだわからぬところがあつて、やつてみて、よろしければ全国に展開しよう、こういうようなことをやつてまいりまして、その後、総合特区、また今の政権でも国家戦略特区というものを検討しておるところでございます。

そういう意味では、農業の場合は、適地適作とか、先ほど来御議論になつた産地資金、産地交付金的なものはござりますけれども、一の行政区画を区切つてその中だけというものが、全くないとは申し上げませんけれども、ここでできるもの、そこでできるものというのを、まさに適地適作という言葉があるように、その地区地区に応じて、特区というよりは、自主性を重んじてその地区に合った施策をやつていただけるような、ある意味ではフレキシブルな仕組みを持つておくといふことが肝要なのではないかというふうに考えております。

○村岡委員 決して四十七都道府県なんという単位で考へていいわけではないんですが、北海道には北海道、東北には東北の特性がある、そういうことは、減反の見直し、中間管理機構、輸出、そし

ば、この大きな大転換のとき、全国一律競争と自由はいいんですが、しかしながら、それを任せたまでは農業は崩壊すると思います。

○江藤副大臣 まさにいろいろな、経営所得安定化スキームを立てたときに、ある程度の、北海道の部分、九州の部分、そういう大きい単位では特区的なことを考へていかない、これは一挙に崩れてしまうと思いますので、そこのことろもしっかりと考へてもらいたいと思つていますが、どうでしようか。

○江藤副大臣 特区という考へ方は、大臣がおつしやつたように、まず試験的にやるということが基本的にはあるんだろうというふうに思います。これから、私たちが考へているのは、やはり地域でビジョンを作成していただくということをやつていただく。地域の自主性を生かすには我々の地域はこういう方向性を向いて、この地域の活性化、そして特徴を生かした競争力のある地域づくりをするんだということは、あくまでも地域の主体性を土台としたものとするべきだと思いまして、このビジョンの作成を通じて委員のおっしゃるような思いは実現されていくのではないかというふうに考へます。

○村岡委員 というのは、これまでの農政の中でも、もちろん日本の生産調整にしてもいろいろな農政にしても、一年ごとにいろいろな農政が変わつたと言われていますけれども、その中で、今まで江藤副大臣が言つたように、自主性にほどんど任せていません。經營者が国みたいな形だったんです、農業が。

そういう意味では、いろいろなアイデアを出してきた大きな単位での地区に關しては、ある程度自由裁量の中でお金も使わせていただかない、なかなか農業が成長産業にならないということがあると思います。

やはり、農業を国が經營してきたような状況から農業者の手に戻すといいますか、農業者がしっかりと經營者になる、こういう意識で大転換をしなければならない。先ほど言つた、技術的なものでは、減反の見直し、中間管理機構、輸出、そし

て農業の再生エネルギー、これはいいんです。しかし、農業者の気持ちが、また法人が、そういうところが、国が經營しているんじゃなく、自分たちが經營しているんだということに変わつていかなければ、本当の大転換にはならない、こう思つてゐるんですけども、どう思つてゐるんですか。

○林國務大臣 まさにいろいろな、経営所得安定化対策を見直していく、また直接支払い等々の設計をする、こういうことになるときに、一つの大重要な視点は、何をつくっていくか、適地適作の中でも、どういうものを經營の中に入れていくって、そして、先ほど鈴木先生の議論でもありましたけれども、所得を安定的に高めていくか。これを決めるのが經營者ということであれば、この經營者の視点を非常に大事にしていきたいといふうに思つていていかなければならぬ。

○村岡委員 大臣、今まではそうでなかつたといふうに言つておりましたけれども、今までではやはり、農業は經營という感覚は持たなくてよかつたんです、經營という感覚は持たなくてよかつたんです、経営という感覚は、それが、何年か前からは、持たなきやいけないということで、もちろん法人とかそういうのははきてきましたけれども、根本的に変えなきやいけないときなんですね。國が經營している、親方日の丸という考への中でやつてある部分では、なかなかこれはうまくいかない。

そこの中で、ただ、そこは先ほど言つたように、一挙にはいかないことはわかつております。ですから、經營者としてしつかりとした能力を發揮できるような部分の施策も必要です。その部分で、やはり大臣の認識は、經營者としての部分を生かせるようにといふ部分が、しつかりとそこの部分を対策としてもつていただきたい、こういうふうに思つております。

農業も、江戸時代とかそういうところになれば、いろいろなところの融合という中で、経営者だつたんです。例えば、米や野菜をつくる、そしておけや何かを内職でつくる、それから酒をつくる、いろいろな意味で、経営者として農業が成り立つていた。しかしながら、食料不足だつたり何かで、やはりつくつていただぐという中で、ずっと農業は流通や販売にかかわらなくていいような国の方に行けなかつた、こういう部分があります。

そして、この大転換は、減反と言つちゃいけないと言つていますが、生産調整、そして先ほどのことだけをバラ色のように伝えちゃいけないと思つたんです。やはりここで、自己の責任がある経営の方を行けなかつた、こういう部分があります。

○村岡委員 ぜひ、その認識のもとで進めていた

ををしておるところでございます。

まさに、何をつくってどう土地を最大限利用し

ていくか、労働力を最大限活用していくかとい

うことを経営者という概念でやつていただく、この

視点をやはり大切にしていく必要が、重要である

と思つております。

○村岡委員 ぜひ、その認識のもとで進めていた

だきたいと思います。

中には、ヨーロッパ型を目指そうとすると、日

本は気候や環境が違うのでできないと言つた人がい

る。私は、そつは思つていません。日本もそれだけに、先ほど大臣が言つたように、いろいろなこ

とができるのが百姓でありますし、やはり農家の

方々は地域のこともよくわかつっていますし、しつ

かりと経営の理念なり、そして経営の実践ができ

るようになれば、農村社会は変わつてくる、こう

思つております。

○林國務大臣 大変大事な視点だというふうに

思つておりますし、与党の方でも御議論をいただ

いて、農業、農村の所得を倍増していくことを目

指すと、農業、農村と言つたのは、今まさに委員

がおつしやつていただきた、観光等との連携等も

含まれた六次産業化と言わわれているものをやること

によつて、農村そのものがやはり発展していくかな

ければならない、こういう意識でございます。

したがつて、農林水産省にとどまらず、官邸に

農業それから農村活性化の本部を置いていただき

まして、ほかの閣僚にも御出席いただきまして、

例えば、総務省は地域政策を担当しております、

I Tも担当しておられますし、経済省、外務省、

環境省等々、それぞれと連携して、寄つたかっ

てと言うと何となく悪いことをするようなイメージ

がありますが、寄つたかつて、やはり農業、

農村の活性化を政府全体としてやつていく、こう

いう仕組みもできておりますし、午前中答弁した

ように、そこで取りまとめは十一月いつばいぐ

らいをめどにやつていただきたい、こういうふうに

思つております。

今、我が省でも、各省にどういうことをやつて

いただくかということを具体的にして、ただみん

なでやろう、寄つてたかつてやろうといつだけ

はなかなか施策に落とし込んでいけませんので、

具体的に各省にこういうことを投げかけていこ

う、一緒にやつていこうということを、弾を出し

て実際に折衝していただいているところです。

ござりますので、そういう施策を通じまして、農

業、農村が活性化していくようにしていただきたい、

こういうふうに思つております。

○村岡委員 ぜひそのことを考えながら進めてい

林省の分野だけではできないと思ひます。経済産業省もあるでしょう。そして、国土交通省の観光局もあると思ひます。そういう意味では、地域全体、丸ごと農村社会が成長するというところにもうちょっと大きなプランを持つてぜひ示していただければと思つております。

○林國務大臣 これは、どこかの視察を行つたとき現場の方に言われて、なるほどなどと思つたのは、今先生もおつしやつていただきましたが、明

治、またそれ以前の江戸時代に、百姓という言葉があつて、百姓の言葉の意味というのは、百のこ

とを同時にやるんだと。適地適作の中での生産効率を上げ、売り上げを最大化するために、百もの、いろいろな作物をおつくりになつていていたとい

うことだと思ひますが、まさに、そういう言葉があるわけでござりますので、そういうものをしつかりと捉まえてやつていただきたいと思ひます。

よく言われるは、EUの共通農業政策、コモン・アグリカルチュラル・ポリシー、CAPとい

うのがござりますが、ここでよく出ていたのはデカッピングという話で、何と何をデカッピルするか、外すかといえば、何をつくるかということ

と、いろいろなそれを支援する制度というものがこのなるべくつかないようにするというのがこのデカッピングの意味だ、こういうふうにも承知

ただきたいと思つています。

というのは、企業で、もちろん農村社会が一緒になつて发展していくところもあると思ひます。しかし、家族経営でも絶対生きられないというわけじゃないと思っているんです。

それは何かというと、例えば、全く農業ではないですが、京都とか浅草というのは、店を見ると家族経営の店が非常に多いんです。それは観光等、それから商売もいろいろな部分があると思ひます。それが、そういう意味では、農業も家族経営の集合体のところでも成功する例をつくると、それはそういう地域もできると思うんです。

だから、企業家のところで成長する農村社会、家族経営で農村社会が發展するところ、その部分もいろいろな組み合わせがあると思います。その中には、先ほど言つた地域全体での特区もありますけれども、そういうモデル地域をつくるといふべきで、農村活性化の本部を置いていただきまして、ほかの閣僚にも御出席いただきまして、例えば、総務省は地域政策を担当しております、I Tも担当しておられますし、経済省、外務省、環境省等々、それぞれと連携して、寄つたかってと言うと何となく悪いことをするようなイメージがありますが、寄つたかつて、やはり農業、農村の活性化を政府全体としてやつしていく、こういう仕組みもできておりますし、午前中答弁したように、そこで取りまとめは十一月いつばいぐらいをめどにやつていただきたい、こういうふうに思つております。

今、我が省でも、各省にどういうことをやつていただかかということを具体的にして、ただみん

なでやろう、寄つてたかつてやろうといつだけ

はなかなか施策に落とし込んでいけませんので、

具体的に各省にこういうことを投げかけていこ

う、一緒にやつていこうということを、弾を出し

て実際に折衝していただいているところです。

ござりますので、そういう施策を通じまして、農

業、農村が活性化していくようにしていただきたい、

こういうふうに思つております。

○村岡委員 ぜひそのことを考えながら進めてい

ただきたいと思つています。

の中でも大事なことは、その經營体といいます

か、やつている方々が一番うまくチームとしてで

きていくような仕組みをどう形づくつしていくか、これが大事なところでありますので、そういうこ

とを視点に置きながら、いろいろな施策を展開していく、こういうことが大事だというふうに思つております。

○村岡委員 最後になりますけれども、TPPの問題は、これは外交交渉なので、しっかりと外交交渉の中で、国益、そして守ついくものは守つていくことは大切なことで、ぜひ政府の方で交渉を進めていただきたい、こう思つております。

いつも言うように、それにはかかわらず、農業の政策をしっかりと、大転換だという意識を踏まえて、ぜひつくり上げていただきたいと思います。抵抗はたくさんあると思います。しかし、思ひは、抵抗する人も、そして新しく農業を転換する人も、農業そして農村社会をしっかりと育てるということは、目的は一緒だと思います。そのためには、先ほど言つたように、信頼をいたがけるような形での資料の発表、政策の発表といふことは、日々ついていただきたいと思つております。そのためには、ただ単に競争を農業に求めているわけではなく、農村社会、農業がしっかりと発展していくこと、それを望んでおりますので、そういう政策で進めていかれるならばぜひ協力ををしていきたい、こういうふうに思つております。

我々日本維新の会も、ただ単に競争を農業に求めていたり、農村社会、農業がしっかりと発展していくこと、それを望んでおりますので、そういう政策で進めていかれるならばぜひ協力ををしていきたい、こういうふうに思つております。

きょうは、TPPのことだけに集中しようといふことの質問をしておりましたが、午前中は終りましたし、そして、やはりこの産業競争力会議で言つてのことの実践が実際に進むことを望みながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、林宙紀君。

○林(宙)委員 みんなの党の林宙紀です。大臣、副大臣、政務官、そして委員の皆様、国会閉会中は大分長かったなと思いますが、御無沙汰しております。今国会もどうぞよろしくお願ひいたします。

端的に言いまして、今の政権の、特にこの農林水産行政というところにおきましては、我が党とも大変今後を楽しみにしているところでござります。

というのも、私たちがずっと政策の中に入れてきた農地の集約、大規模化というのは、もう既にこの政権が成立してから取り組んでられておられることがありますし、最近は、きょうの質問の中でもさきの質問者の皆さん方が挙げられていましたが、生産調整をどのように見直していくかというような議論も出されているようなので、私たちとしては、これをできる限りいい方向に持つていけるよう、ぜひ協力をさせていただきたいなというふうに思つています。

もちろん、TPPに関してですとか、いろいろな問題がこの閉会中にあつたわけなんですが、悪いことばかりではなくて、いいニュースでいえども、農林水産とは直接関係ないかもしれませんのが、東京オリンピックの開催も決まりました。本当に長い閉会期間だったなというふうに思つています。

そんな中で、きょうは、非常にピントな話題での御質問をさせていただきたいと思っていました。

そこで、いろいろなこと、いいことも悪いことなどあつたなというふうに思つています。

話題での御質問をさせていただきたいと思つています。

閉会中にふと気がついたことがありますて、私の地元の宮城県も、これはもう自信を持つて農業県ですというふうに常日ごろ言つてゐるわけなんですが、全国比例の方も入れて、国会議員が衆参合わせて十数人、とにかく地元を宮城にしている国会議員の方といふことで、十数人いらっしゃるわざなんですが、そのうち農林水産委員会にいますのが私だけなんですね。

私のような経験の浅い新人がいいのかなと思つながら、しかしながら、責任を果たしていかなければいけないだろうということで、この閉会中いろいろ宮城県各地に行つて、農業あるいは農地においていたくとか、あとは一キログラム当たり八千ベクレル以上のいわゆる指定廃棄物になつてゐるものについては、市町村ができるだけ集められるものは集める、集められないものについては、これも同じで、農家の軒先に何とか保管をし

あります。

その中で、さまざま問題がある中で、今、非常に悩ましいというのが、皆さんのお手元にもお配りをさせていただいておりますが、ちょっと裏表なんですが、汚染稻わらという問題でございます。これは、皆さんも恐らく報道でごらんになつておられる方が多いんじゃないかなと思うんです。

詳しい内容はこの記事、あるいはこの委員会が終わった後にぜひ調べていただきたいということにしますが、簡単に申し上げますと、宮城県を含みます北海道プラス九県で、放射性物質、放射線に汚染されていますよと言われる稻わらとか牧草とうに、ぜひ協力をさせていただきたいなというふうに思つています。

もちろん、TPPに関してですとか、いろいろな問題がこの閉会中にあつたわけなんですが、悪いことばかりではなくて、いいニュースでいえども、そのうち宮城県がほぼ半分近い、そんな状況になつています。半分以上と言つていいですね。

そのぐらいになつてゐるわけなんですが、当然、地元では、この汚染稻わら、牧草をどのように処理していくかというのが非常に懸念事項で

す。なぜならば、農地に影響するというのはさることなんですが、宮城県は実は牛もかなり有名なんですね、仙台牛。その牛を飼育するのに使つていた稻わらだと牧草というのがこのように汚染されている形で、なおかつ、当然、風評被害みたいなものを恐れるところもあるので、この汚染牧草や稻わらがある近くでは農業もできない畜産もできない、そういうことになつてゐるわけで、そういう形で、なつかつ、当然、風評被害みたす。

具体的には、大体、各農家さんの農地のできるだけ人から離れたようなところに集積して置いておいていたくとか、あとは一キログラム当たり八千ベクレル以上のいわゆる指定廃棄物になつてゐるものについては、市町村ができるだけ集められるものは集める、集められないものについては、これも同じで、農家の軒先に何とか保管をし

岩手でも大変悩ましい問題ということで今まであつたわけなんですが、とりあえず、一キログラム当たりが八千ベクレル以下の指定廃棄物ではな

い一般廃棄物、これは市町村で処分をしてくださることになっています。先ほど申し上げた八千ベクレル以上の指定廃棄物は、これは国が責任を持つて最終処分場をつくつて、そこで処理をするということになつてますが、八千ベクレル以下だと市町村、各自治体でやつてくださいといふことになつています。

具体的にはどうするか。各市町村にある焼却場、ここで燃やして大丈夫ですよというわけなんですね。あるいは、農地に土を埋め込んで構いません。こういう方法が可能なんです。ということは、岩手では焼却が進んでいて、柄木ではすき込みがその処理の主流になつてゐるということです。

では、宮城もそれをできないものなのかなといふことで突き詰めていくと、宮城県はどうしてもそれができないということになりました。汚染牧草だけで二万八千トンあるわけですから、とにかく宮城県で進まないことに全般的に話がまとまりでこないだらうということはもちろんそうなんですね。仙台牛。その牛を飼育するのに使つていた稻わらだと牧草というのがこのように汚染されてしまつて、なつかつ、当然、風評被害みたいなものを恐れるところもあるので、この汚染牧草や稻わらがある近くでは農業もできない畜産もできない、そういうことになつてゐるわけで、いわゆる地元の住民の皆さん方がこれは反対しているわけなんですね。要は、震災後の瓦礫の処理でもありました。東北の沿岸部の瓦礫を、いろいろなところでちょっと助けていただきう、処理をするのを助けていただきこうといつたときに、そういうもののを地元に持つてこないでくださいという議論が確かにありました。それに近づいていたくというようなことになつていています。

思つてはいたところに、今度は今度は今度はこの記事の裏側の資料になりますが、我が党の参議院議員の中西健治議員が、この稻わらを牛の餌として活用できないかということを提案しました。当然、牛の餌といつても、通常の市場に流通する牛ではありません

ん。

実は、福島第一原発から二十キロ圏内で、今までお殺処分されずに飼育されている牛、いわゆる被曝した牛というものが存在しています。これは、当初、國の方から、畜産家の同意を得て殺処分をする方針ということで決めたんですけれども、同意を得られなかつたところに關してはこのように残つてます。これが大体七百頭ぐらい残つてます。処分の前は三千五百頭ぐらいおりましたが、餓死あるいは殺処分ということで、今は七百頭ぐらいになつてます。

皆さんもお聞きになつたことがあるかもしれません、福島・浪江町の希望の牧場というところで、その七百頭のうちの半分、三百五十頭ほどを今飼育しているような状態ですということですね。この希望の牧場は、現在、居住制限区域といふことになつてます。中西議員が提案し、私たちが提案をしているのは、要は、この生きている牛というのを、生体に対する放射線の影響調べるということで、貴重な研究対象にするべきなんじやないかというような趣旨でお話をさせてきていただいたんですね。この資料のとおり、実は我が党、渡辺喜美代表それから中西議員が、党を代表して、九月の六日に大臣についての要請をさせていただきました。大臣にこの件についての要請をさせていただきましたということになります。ちょっと前置きが長くなりましたが、ここから質問になります。

九月六日、要請させていただいたとき、ちょうど我が党もいろいろ大変な時期ではあつたんですけれども、報道をいろいろ騒がせてしまいましたので、久しぶりにちゃんとした政策という形で報道に載せていただいたなということです。うれしかつたんです。ただきました。非常に、私としては、少しでも前向きなお答へたかなというふうに思つてい

ます。

そして、これは直近、十月十八日、参議院本会議ですが、同じく中西健治議員が、代表質問の中で林大臣にこの件を改めて問い合わせたところ、心情的には理解できますが、どうような御答弁をいただいてるんですね。

ですので、ある程度一定の、これはやれるものならやつた方がいいんじゃないのかなと御理解はいただいてるのかなと思いますが、まずは、要請をしてからここまで、本件についてどのよう

進捗状況になつてあるのかというのを教えていただきたいと思います。

○小里大臣政務官 みんなの党、渡辺代表から要請をいたしました、その取り組み状況というところでございます。

まず、九月十三日に、飼料の輸送費について東京電力へ要請内容を伝達しております。

また、十月十日には、畜産・獸医学の専門家を同行して、当該牧場の現地調査及び意見交換をしております。これは、特に白い斑点の牛が多く見受けられる、その原因調査のためということでございました。

そして、十月二十八日に汚染牧草の移動等について福島県と協議をいたしまして、現在、現地調査等を踏まえた関係市町とのこの移動についての意見交換を行うための調整を今やつてているというところでございます。

ただいてから、少しづつ進捗というか進めていただいてるのかなという感じはしますが、その当

時に、我が党の渡辺代表からは、これは非常に緊急性の高い案件なんだ。緊急性というのは、危険度がという意味ではなくて、時期的に早目にやつていただきたいというようなお話をなんですね。

というのは、汚染された牛、汚染されたと言つたら変ですね、被曝した牛に飼料として汚染牧草

を与えてはどうかというような趣旨の要請だったわけなんですが、実は、この牛に食べさせていた飼料というのが、間もなく冬を迎えるので、かなり減つてます。この冬を越せないんじやないかという危機感があります。

そういう意味でいきますと、政府の中でもいろいろな捉え方があると思いますから、端的にお聞いいただいてるのかなと思ひますが、まずは、要請をしてからここまで、本件についてどのよう

聞きたいんですね。というのは、これはやはり、やれるものだと考えてるのか、いや、これよりもっと先にやるべきことはあるんだよ、後回しにした方がいいよ、そういうことなのかとということについて、御見解をいただきたいと思います。

○小里大臣政務官 御指摘の趣旨はわからないわけでもありませんし、大変悩ましい問題でございます。

また、後ほど御質問もいただくんだろうと思いまます、これを進めるに当たつて地域住民の理解というものが必要になつてくる。また新たな風評被害を生むかもしれない。いろいろな懸念が予想をされるわけであります。

そこで、対応が遅いじゃないかということでござりますが、要請のあつた内容のうち、東京電力への要請内容の伝達、暫定許容値以下の飼料の活用、研究への活用等の飼料の調達以外の点につきましては、十月十日の現地調査の段階までに、事務方から要請者に対して説明を行つております。

問題の飼料の調達につきましては、当事者間でまず調整をしていただかなければなりません。特に、暫定許容値を超える汚染牧草の移動につきましては、関係自治体、そして福島県内の生産者団体等の御理解を十分いただきながら進める必要があるわけであります。

このため、現在、十月十日の現地調査等を踏まえた関係自治体との協議を行つてますといふうに御理解をいただきたいと思います。

○林(宙)委員 今の御答弁の中で出てきた当事者同士というのは、具体的にどなたどなたになりますか。

○林(宙)委員 つまりは、その牧場の方が飼料と体、また地域住民の皆様だと思います。

○小里大臣政務官 関係県、市町村、生産者団体、そして汚染牧草を欲しいというのであれば、まず最初に、その方々と市町村、あるいは県で協議をしていただくべきだという御趣旨でよろしいですね。そういうことでよろしいでしょうか。

○小里大臣政務官 まず、この受け手、出し手はもちろんでありますけれども、これによって影響を受けるであろう住民の方々、また、関係生産者団体、そして県、市、自治体、こういったところも十分に御理解をいただきながら進める必要があるということでございます。

○林(宙)委員 そうすると、住民の方々というお答えも今出てきたのです。

今は居住制限地域なので、常時的に住まわれている方というのはなかなか多くいらっしゃるわけではないというか、夜になつたら、これはもう帰らなきやいけないという状態なので、避難をされている住民の方々も含めて、お話を、協議をすべきだという趣旨でよろしいんですね。それだけ、かなり難しいんじやないかと思います。

あるいは、例えば、浪江町の町長さんと直接お話をして、それを住民の皆さん代表とするとか、そういうことでよろしいんですね。今、うんほど、わかりました。

そうすると、今回の要請の肝というのは、実はそこをどうするかという細かい議論もそうなんですが、要は、この被曝した牛が、将来の家畜ですかとか動物一般、あるいは、そのさらに先に行くと、人間に、生体に対しても、放射線という意味での影響において、どんな影響が残るのかということを研究する貴重な調査対象になるんじやないのかなと思つてます。

まさに、生きている個体で、放射線被曝に関する

る研究を行っていくというのは極めて難しい。当然、世界のどこを探しても、そのような生体が存在するところはほんないわけですね。今回は不幸にしてこういった状況になってしまっているわけなんですが、ならば、むしろ、それを今後のために生かすというのも一つ大事な視点なんぢやないかなと思うんです。

実はその要請を大臣に行わせていただいたときに、同席をさせていただいた学者さんがいるわけですね。その方は放射線関係の研究をされている学者さんで、三・一一の後に、農林水産省さんの関係の研究にも従事をされていた方ですよというふうに私は理解しております。そういった学者さんも、この生きた牛というの非常に大事だ、今後生かすべきだというふうにおっしゃっているからこそ、同席をさせていただいたわけです。

それについて、それについてというのは、この研究が非常に貴重な機会なんだ。研究がどうか、この生きている牛ですね。被曝しながらも生きている牛、これが非常に貴重だと私たちを考えていますが、農林水産省としてはどのようにお考えなんでしょうか。

○雨宮政府参考人 被曝牛の研究についてお答え申し上げます。

被曝牛を使って家畜への放射線の影響を調査することにつきましては、研究の対象とされる以前に、どの程度被曝したかという放射線量の程度が不明でございます。したがつて、有効なデータを得ることは難しいのではないかというふうに考えております。

一方で、屠畜前に牛肉中の放射性物質濃度を確定する技術の開発といった、被曝牛を用いても有効なデータが得られるものにつきましては、提案公募型の研究資金を活用して研究支援をしているものもござります。

今後とも、大学等から具体的な研究の計画がございますれば、提案公募型の研究資金に応募していただければと思つております。以上でございます。

○林(宙)委員 ということは、この要請の肝です。よと言いましたが、要は、この個体に関しては、何をしてこういった状況になってしまったのか。そのようなことでは量がわからぬがゆえに研究対象にはなり得ないと考えられているということでよろしいんでしょうか。お願ひします。

○雨宮政府参考人 先ほど申し上げましたように、被曝牛を用いても有効なデータが得られる、そういう研究もございます。ですので、そういう具具体的な研究の計画が出てくれば、その時点で検討するということかと思います。

○林(宙)委員 ということは、それを用いても有効な研究ができますよという研究の申し出があれば、その時点で考えるということなんですか。それでよろしいんでしょうか。

○江藤副大臣 はるかに私の方が低レベルの理解度しかないんですけども、あえてお答えさせていただきますが、私も野党時代にこの施設には行つたことがあります。そして、研究されている方にも直接お会いをしました。被曝したものに限らずに、例えはイノシシなんかの肉を検体としてとつて、それを送つて研究している方もおられました。

そういうことについて資金の提供等をして後押しされておりましたが、しかし、大変かわいそうな牛ですよ、被曝をしてしまつて。この子たちを、私は牛のことをこの子と言いますから、見殺すようなことは人道的にも心情的にもとても耐えがたいことがありますけれども、では、検体として今後の何に生かしていくのかということを考える

る、その上で、万が一それが起つたときのことを考えて研究をするというのはけしからぬというような内容なのでしょうか。そのようなことではないのでしょうか。

○江藤副大臣 けしからぬということを言つているのであれば、例えば先ほど申し上げました、イノシシの肉を送つて調べるなんということも我々は認めませんし、そういうこともやめなさいと、研究費の助成もいたしません。

そういうことは、やはり学問的な知見を重ねるという観点では非常に有益かもしれません。我々は農林水産省でございますので、そういう観点では、この牧場にも、多分私は筆頭理事と一緒に進行しております。現地の方と意見交換をし、その牛のものもこの目で見ました。

そういう意味で申し上げたのではござらぬとか、そういう意味で申し上げたのではございません。

○林(宙)委員 それは大変失礼をいたしました。私の理解が恐らく間違っていたんだと思います。ただ、それを研究して今後につなげていくことが私たちには効果だと思つたがゆえに要請をさせていただいたというところだけはぜひ御理解をいただきたいんですね。

そのお話をさせていただいたときに、要是、私のもともとの問題意識というのは、東北地方を含め、北海道と九県でそういった汚染牧草がまだ残つてしまつていて処分のしようがないといふようなお話をだつたわけです。そこから始まつて今の要請のところにつながつてきたわけなんですが、実際にいろいろな理由があると思うんですけども、その牧場の方々が言つていたのは、仮にそれを食べさせていいよということになつても、多分、では、宮城県からその稻わらあるいは牧草を運べるかとなつたときに、実は運べませんといふふうに言われましたということなんですね。

これは、政府としての見解としての理由を教え

る、その上で、万が一それが起つたときのことを考えて研究をするというのはけしからぬという立場の対象地域であります。そのため、両県が厚労省の了解のもとに出荷検査方針というものを定めております。これは、暫定許容値を超える汚染稻わら等について、県と市町村はその処分、焼却とか先ほどのすき込みとか、これがまず前提にあります。その処分までの間、関係団体等と協力し、定期的に適切な保管がなされていることを確認するということとしております。

このような中で、畜産物の生産を目的としない場合であつても、誤給与の防止、また最初に申し上げた、新たな風評を生んでしまう必要もあるわけでありまして、そういうことも考えていかなければいけない。そういうことで、福島県においては、暫定許容値を超える汚染牧草の被曝牛への飼料利用についても慎重とならざるを得ないといふ考えであると承知をしております。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

県境を越えてはいけないと、私も、地方に聞いてみると、どつちかというと、どうやら國は移動させてくれるなどという立場だと聞いたんですね。なんだけれども、もし万が一移動させなきゃいけないということになつた場合には報告をしてくださいといふような、ちょっと微妙なイメージの違いがあつたんですね。

これだと、自治体としても、それは、あとは自治体で決めてくださいと言われても、なかなか動けないというような事情があるということはおつしゃつておられたというのを共有はしておきたいなとうふうに思います。

とにかく、県境を越えて動かすというのは、確かにいろいろセンシティブな問題があると思うんです。大臣も、十八日の中西議員の本会議での質

問に対する答弁としては、今後、住民の帰還を進めようとしている中につけて、住民の理解が得られるのかどうか、そういった、慎重に対応する必要があります。

大臣の住民に対する懸念というのは、これは先ほどの議論でも出てきたところなので、ちょっとと確認になるんすけれども、今ここは居住制限区域と帰還困難区域にまたがるエリアになつてますので、常時にいらっしゃる住民というわけではないのかなと思うんです。要は、例えばそれを代表する町長さんとお話をしなければいけないというか、そういうぐらいの意味なのかどうか、ちょっとと確認だけさせていただきたいと思いますが、この住民というのはどなたを想定しておつしやつているのか、教えてください。

○小里大臣政務官 御質問の趣旨に沿つてお答えをしたいと思いますが、御案内のとおり、旧警戒区域内の南相馬市と浪江町にまたがつて御質問の牧場は存在をしております。

平成二十五年四月一日及び十六日にそれぞれ再編をされまして、当該牧場の大半が居住制限区域に指定されていると承知をしているところでありますけれども、これらの自治体内には比較的の練量の低い避難指示解除準備区域、すなわち、これら住もうという地域も存在をしております。今後、除染が進められた後には、地元に帰還し、営農再開を希望する住民の方々も存在すると考えられるわけであります。

また、先ほどお触れになりましたように、汚染牧草を移動する際に、通過する地域の居住者が飛散等による汚染を懸念する可能性も考慮する必要があると考えられます。

このため、さきの本会議では、再編後の区域区分や帰還の時期にかかるわらず、これらの自治体の住民を想定して答弁をしたという次第であります。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

そこに、例えば県外から運び込もうというどこ

るに對していろいろな懸念事項があるということはあります。

大臣に対する懸念というのは、これは先

ろに對していろいろな懸念事項があるということはあります。

私が理解していますので、それは強引にそこを何とかしなければいけないということにはならない

と思うんですね。

ただ、そつすると、問題というか、要は、ここ

の牛たちに對して、今飼料がない、御本人さんた

ちも、賠償という形でお金はいだいたようですけれども、それは殺処分を前提とした、いわば経済的価値を捨てるために賠償されたものであつて、そのお金だけでは到底飼育を続けていくこと

はできないよということになるわけです。ですの

で、では、それを飼料が手に入らないということ

で諦めてくださいというわけにもなかなかいかないんじゃないかなと私は思つてます。

うなことは、当然、そしゃくをされて、尿とかふんと

い形で、または土壤還元元のようなことも行われていくわけで、片っ方では除染を行つておりますし、あの牧場では食べさせているというような、

例えば本当にリミットな世界で、本当にとどまる

ことがでけるのかということも若干正直心配です

よ。

やはり、こういうことというのは、一つを緩め

ると何かなんかなになつてしまふような世界があ

りますので、やはり百べクレル以上のものについ

ては、定期的に適切な管理を確認するというル

ル、これはやはり守つていくべきだというふうに

考えてます。

○林(宙)委員 ここまで質疑で、大体どういつた御見解なのかというのには理解できました。

ここまで、私たちも、いろいろ農水省の方々も

含めてお話をさせてきていただいていますが、実

は、当初から農水省は、口に入らないものの研

究、これは対象にはならないんですけど、いうお話を伺つてきましたので、ただ、その後に、とはいつてお話をさせていただきましたが、実

はやはりそれも違つんじやないかなと思っていて、

今の話を裏返して言うと、住民の皆さんが焼却處

分あるいはスキ込みに同意をしていただければ話

は実は一気に進むようなことでもあるといえあ

るんですよ。ただ、そこは非常に難しい。

そのとき、私はこの間の東京オリンピックの

安倍総理のプレゼンを思い出しました。あのときの、日本にオリンピックが来るかどうかという中

で非常に大きな懸念だったのは、いわゆるあの汚染水の問題です。あれに関して総理が自信を持つておつしやいました、コントロールされている

と。それがいいかどうかは私はここでは言いませ

んよ。だけれども、しつかりと自信を持つて、だ

から東京でやりましょと国トップがはつきりとあのようにおつしやると、国際社会も、ならば

ということにしていただければ、まだ少しは楽な

のかなと思うんですね。

ただ、今は、百べクレルを超える牧草を与える

ことは基本的にはだめですよと言われているの

で、ここを許容することができるのかどう

か、これについての御見解をお願いします。

○江藤副大臣 この牛たちを餓死させるようなこ

とは、動物愛護の観点からも人道的にもあつてはならないことだと私も思います。

そうは思いますが、しかし、百べクレルを、明

らかに許容量を超えて粗飼料を与えると

いうのは、後々に、農水省としては、研究対

象としてはとお話をしたけれども、放射線の

価値、放射線を被曝した牛から生体への影響をと

るというところに価値があるんだという立場で私

たちは申し上げましたので、そのところに関し

て、この牛を、では、今後全くデータとしては使

わないということであれば、もう諦めてください

と言うしかないのかもしれないが、とにかく、

一方では汚染された牧草というのが処分できない

でいるので、それで、餌としてそこの牛たちに提

供していくというのは、一つ考えられる措置とし

てはありなのかなと思うわけなんです。

そのときに、畜産物の安全性というところか

ら、最初の通達では、被曝した二十キロ圏内にい

る牛に対しても正常な飼料を与えましょ

ういう通達だったわけなんですけど、ここに対し

て、この基準を緩めて与えるということもダメな

んでしようか。

そのため、宮城県、その県境を越える、越え

ないの話は別なんすけれども、当然、福島県内

にもそういった牧草というのはありますので、そ

ういったものを管理されている方から、与えてい

いでですよ、そこは県をまたぐわけじゃないので、

移動できるんだつたら移動して与えていいですよ

ですので、これについては、スタートが汚染稻わらとか牧草、これをどう処理するかという中でのお話をいうこともありましたので、農水省さん

の中では、きょうは最終的に確認をさせていただ

たんばかりで、御見解をお願いします。

ただ、今は、百べクレルを超える牧草を与える

ことは基本的にはだめですよと言われているの

で、ここを許容することができるのかどう

か、これについての御見解をお願いします。

○江藤副大臣 この牛たちを餓死させるようなこ

とは、動物愛護の観点からも人道的にもあつては

ならないことだと私も思います。

そうは思いますが、しかし、百べクレルを、明

らかに許容量を超えて粗飼料を与えると

いうのは、後々に、農水省としては、研究対

象としてはとお話をしたけれども、放射線の

価値、放射線を被曝した牛から生体への影響をと

るというところに価値があるんだという立場で私

たちは申し上げましたので、そのところに関し

て、この牛を、では、今後全くデータとしては使

わないということであれば、もう諦めてください

と言うしかないのかもしれないが、とにかく、

一方では汚染された牧草というのが処分できない

でいるので、それで、餌としてそこの牛たちに提

供していくというのは、一つ考えられる措置とし

てはありなのかなと思うわけなんです。

そのときに、畜産物の安全性というところか

ら、最初の通達では、被曝した二十キロ圏内にい

る牛に対しても正常な飼料を与えましょ

ういう通達だったわけなんですけど、ここに対し

て、この基準を緩めて与えるということもダメな

んでしようか。

そのため、さきの本会議では、再編後の区域区

分や帰還の時期にかかるわらず、これらの自治体の

住民を想定して答弁をしたという次第であります。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

そこに、例えば県外から運び込もうというどこ

その点については大丈夫だろうというふうに理解されたからこそ東京だつたんじやないかと思うんです。

あれを見たときに、私はちょうどこの問題について非常に悩んでいました。ぜひ責任あるボジションの方が、これは農水省に限った話ではないかもしれません、問題の性質として環境大臣なのかもしれません、大臣でもいいですし、副大臣の対応でもいいのかもしれません。政府が、これは自信を持って大丈夫だと言つていただくことは持つて最後までやりますよと言つていただっこどで、地元の住民も、何かいまいち不安だなと思つていらっしゃるような人たちがたくさんいると思うんですけど、そういうた懸念を払拭していただきことはできないのかなと思うんです。今のところは、市町村の担当者が矢面に立ちながら、いろいろなことを言われながら説明に回つているわけなんです。

これは最後の質問にしますけれども、そういうところに大臣が農水大臣として行くというのはまた違うかもしれませんけれども、例えば、政府内でもこの問題を共有して、どなたかに解決を図つていただくとか、そういう動きというものはできないものなんでしょうか。お聞きします。

○林国務大臣 渡辺代表と中西先生がお見えになつたときにこの話を聞いたわけですが、そのときに私からは、この牧場の方はこういうことをやつておられる、一方で、被曝した牛を本当に泣く泣く殺処分した方もいらっしゃる。そういう方がいらっしゃるということとも踏まえた上で、やはりこういうことは進めていかなければいけないのではないかと。ではないでしょうかと、そのときにも申し上げたわけでございます。

したがつて、今、安倍総理の御発言を林委員は引かれておっしゃいましたけれども、やはり責任ある立場にある者がきちっと安全ですと言ふには、先ほど副大臣、政務官かられる御答弁をさせましたけれども、疑念を抱かせるといふことも含めて、やはりこういうことがないとい

うものをしつかりと押さえておらないと、トップとしては責任ある発言にはつながらないだろう、こういうふうに思いますので、したがつて、私は、本会議でも、心情的には理解できるけれども、そういうところを全部考えると非常に慎重に検討する必要がある、こう申し上げたところです。ざいまして、今もそういう認識であります。

○林(宙)委員 では、最後に、これは質問ではなくて申し上げたいことは、被曝牛の問題はそのとおりなのかもしません。ただ、一方で、そこから離れて、いまだに汚染された稲わら、牧草が残っています。それを、少なくとも一般廃棄物の分類になつているものについては、住民の皆さんとの合意が得られればと/orいう前提で、焼却あるいは引き込みで処理をすることができるんだ、それについては、これは環境省の方になりますが、お役所の方ともいろいろとお話ををして、実は、八千ヘクタール以下だというふうに言われていますけれども、実際にはかつてみると大体ほとんどが数百百ヶれルぐらいの線量だということ自体はわかっているとおっしゃっていました。

ですので、リストとしてゼロとは言えませんけれども、これは、そういうふた処分をしても適正に管理もできるし、安全なんですよ、皆さんに御迷惑をおかけすることはできません、だから早くこの問題を処理しましようというふうに政府として問題意識を持つていただき、あるいはそのように行動していくなどと、いうのが大事なのではないかなというふうに私は考えておりますので、ぜひ今までこの問題を處理しまして、その後、この被曝の牛だけではなくて、そもそも、汚染された稲わら、牧草についても、全国的に見たら非常に狭い地域で問題になつてることなのかもしれません、実は農業や畜産に対しても、風評被害につながりかねないものとしてまだ残つてゐるんだということをぜひ御認識いただきたいなどいうふうに思います。

非常にピンポイントな話題でしたが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○鶴尾委員 民主党の鶴尾英一郎でございます。時間も余りございませんので、早速ですが、所間に移りたいと思います。

先日、産業競争力会議で民間議員の方が、生産数量目標に従つて米を生産する農家に直接支払ふ交付金を来年度に廃止するということを提言されたということをございます。その理由としては一言で言えば、市場をゆがめるということが書かれてあります。しかし、米価変動補填交付金につきましては、これも著しいモラルハザードを引き起すために極めて問題だ、平成二十六年産から廢止すべきとこれも提言をされております。また、商業競争力を強化する観点から、平成二十八年には生産数量目標の配分を廃止して、生産調整を行わないということを提言されました。

この委員会でも議論されたと思いますけれども、この報道に接して、やはり地元の農家の皆さんは相当心配をされているわけござります。牛産調整廃止と大々的に、もう目に触れただけではえつ、自分たちはこれからどうなるんだろうとただでさえ、いろいろなTPPの問題で世間が騒いでいるような状況の中で、まさに足元が揺らぐような、そんな話がぽんぽんと出でくることに対して、かなり心配をされております。

大臣が記者会見でおっしゃつておられましたこれは政府・与党と十分相談しながら対応するという発言をされております。

生産調整の見直し、あるいはそのもつと前に我々がやつた戸別所得補償政策について、新たな考え方のもと、自民党の中で見直されているところは聞いておりますけれども、生産数量目標の廃止、ここまでこの提言はされているわけですけれども、生産数量目標の廃止が、大臣がおしゃつた、政府・与党との相談に含まれるのかどうかというのを聞きたいと思います。

ませんで、まだ十分に議論が詰まっている段階ではございません。

さまざまな生産基盤を抱えている私のような余り米のないところで、今筆頭はおられませんけれども、米生産県の富山県の先生とは当然考え方は合わないわけでありますと、しかし、それを合わせていく努力はしなければならないと思います。

そして、先ほども答弁させていただきましたが、私も相当激しく言い返したつもりです、それはでれども、競争力会議に私が出席をしているわけではありませんが、かなりきついことを言いますよ、新浪さんはやはり。相当地ついいことを言いますが、私も相当地ついいことを言います。

そして、新聞等が何を論拠にあいいう報道の方をしたのかよく私には理解できませんけれども、私の宮日にも共同通信配信でかでかと出まして、すさまじいハレー・ションが起ころっているわけでありますけれども、そのようなことを、まだ私たちの方で、生産数量目標そのものをいついつまでに全部やめてしまうというような、そんな乱暴な議論は今のところいたしておりません。

ただ、皆様方も共有していただけると思いますけれども、将来のあるべき姿として、そういうものではなくとも、農家の方々が自主的に、例えば飼料米であるとか、多収穫米であるとか、ほかの戦略作物であるとか、そういうたどころに耕種変更をしていただいて、生産調整がなくとも自主的な需給のバランスがきちっとれるような世界が実現できれば、それがベストだという考え方そのものは持っております。

○鶴尾委員 端的に、生産数量目標の廃止が含まれるかどうかということです。見直す方向性はあるんでしようけれども、最終的に廃止ということを含めて議論しているのかどうかというところのお答えがいただきたいかった、一言だけでも。

○江藤副大臣 今の段階ではそこに至っておりません。

○鶴尾委員 そもそも、この産業競争力会議ですから、政府で議論されているということです

が、この結論に、もちろん農水省も政府の一つですけれども、農水省がどこまで拘束されるのかについて、ちょっと原則論をお聞かせください。

○林國務大臣 この産業競争力会議、正確に言いますと農業分科会というのをつくつておられるようですが、産業競争力会議分科会は、我が国産業の競争力強化や国際展開に向け残された課題について分野別に集中的な議論を行うため開催するとされておりまして、農業については、新浪議員、秋山議員の二名の民間議員をメンバーとする農業分科会が設置をされております。

農林水産業を成長産業にするため、経営所得安定対策等の見直しなどについて検討を進める、こういうふうにされております。

したがって、我々としては、最終的には、午前中にも申し上げましたように、官邸にございます本部で、農林水産業・地域の活力創造プラン、これまで、関係方面と幅広く相談をしながら決めてまいりたい、こういうふうに思っていますので、そこによる過程の中で政府・与党の間で議論をするということ、産業競争力会議における議論も含めて、関係方面と幅広く相談をしております。

○鷲尾委員 今の時点では、それぐらいの御答弁になるのかなと思いますけれども。

よく、市場をゆがめるとか、自由な経営判断を阻害するとか、経営者の方はこうのが好きで、その取り扱いというのは私は慎重であるべきだと思います。市場というのは何も万能な存在ではないし、それは、市場という抽象的な言葉が何を意味しているかというのは、正直申し上げて、そんな安易に使つて、市場をゆがめるからなんといふ話をされても、農業の現場の実態から考へると、余りにも離れ過ぎているのかなと私は思つているところでございます。

ですから、市場原理、競争というものが、果たして我々の目指すべき農業の姿、農業がどうあるべき姿としてあって、それがどう国益にかなうの

かというところで初めて市場の取り扱いが決まつてくるわけでありまして、正直申し上げて、経営者の方が市場をゆがめますよ。それで、ああ、

そっちの方が格好いいなど私は安易には思えません。

ですから、今政府部内でいろいろ検討されるということでしようけれども、農水省として、やはりそこは冷静な議論を促すように御尽力をいたさたいと思いますし、何が国益で、我々として何を実現しなきゃいけないのかというところを誤ってしまって、市場によって農業の現場は壊されてしまうという危険はあるということは強く認識していただきたいというふうに思つております。

その上で、経営所得安定対策の見直しを行つておられるということでありますけれども、これもまた、産業競争力会議の提言にもありましたが、もう来年度に廃止せいという提言が出ていて、これは、大臣、実際どれぐらいの時間軸で、我々は戸別所得補償政策と呼んでいましたけれども、経営所得安定対策を変えるのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

〔委員長退席、齋藤(健)委員長代理着席〕
○小里大臣政務官 経営所得安定対策の見直しの議論がどういう時間軸でどのように進んでいくかという御質問でございます。

この問題は、御案内のことおり、先ほどからまた議論にありますように、多面的機能支払い制度、そして米政策全般、この二つとともに、いわば三点セット、さらに言えば、水田作、土地利用型農業に係る話ですから、農地集積も含めた、周辺の政策も含めた総合的な議論が行われているわけであります。

先ほどからありますように、その中のごく一部を、しかも曲解をして報道されて、現場に混乱を來しておることは大変残念に思つていて、いるところです。

そういう中で、おっしゃるように、米の問題、農業の問題、TPPの問題もそうでありますから、そして現場に混乱なくスタートできるところからやつて、いろいろな理念のもとに、いろいろな部分が

あるんじゃないかなと私も昔から思つてまいりました。したがつて、よく議論を尽くしながら、また、産業競争力会議の意見も注意する必要はあるけれども、同時にまた、党内、野党の皆さん

の議論もお伺いをしながら、しっかりと検討を進めいく必要があると思っております。

そういった中で、なるべくその議論も、慎重にしながらも急いでいいかないといけませんけれども、それも、その内容、方向性が固まつたら、速やかに現場への周知を図つていいかないといけない、そして、現場に対してソフトランディングをさせていく、そういう内容であり時間軸でないといけないな、そのように思つております。

○鷲尾委員 今の政務官の御答弁ですと、時間が具体的に聞こえてこないのでございますが、もうちょっとと明示的におつしやつていただきたいわけですが、どういうことが目下現場の今一番の関心事ですかといふことだと思つてお聞かせください。

〔委員長退席、齋藤(健)委員長代理着席〕
○小里大臣政務官 自民党における公約では、経営所得安定対策を見直しして、一方で、多面的機能、すなわち日本型直接支払い制度の導入を図つていくと公約をしておるわけであります。

二十五年度につきましては、先ほどから御指摘のある、現場に混乱を与えてはいけないということで、制度そのものの実施は、見送ったわけじやなくて、今、慎重に制度設計を進めております。

とりあえず名称を変えて、あるいは中山間地払いとか、あるいは農地・水保全管理支払いとか、そういうふうに充実させてきたところであります。

そして、いよいよ、二十六年度はどうするかと云うことであります。そこで、まずは予算措置でできるところから、そして現場に混乱なくスタートできることがあります。その中で、まずは予算措置ができるところからやつて、いろいろな心配もあると言われておりますけれども、この点について、担い手形式でもつて農地の利用がしやすくなつたという形でございまして、貸借により株式会社が農業に参入する、これはいろいろな心配もあると言われておりますけれども、この点について、担い手

方向性のもとに議論が進んでいると認識をしております。

〔齋藤(健)委員長代理退席、委員長着席〕

○鷲尾委員 今の答弁は非常に興味深く聞かせていただきましたして、とりあえず名前を変えたという

以上に、現場に混乱のないところから予算措置で

もつて二十六年度からやられるということでありますから、現場に混乱を生じさせないと今おつしゃいました。

先ほど大臣の答弁にも、猫の目農政と言われた農業政策をどう現場に徹底するか、理解を求めていかかということは重要な問題だとおつしゃつておられました。そのとおり、これは正直申し上げて、何か安倍総理もTPP年内妥結だという話もされています。生産調整廃止だという話もされています。いつも以上に、現場の相場観と

しては、皆さんは混乱されていますよ。

その中で、余り荒れ球をぽんぽん、これから年未が押し迫る中で出されると、農業者の方は本当に困ると思います。ですから、そういうことも含めて、冷静に球出しをしていただきたいというこ

とをお願いしたいと思います。

続きまして、農業の担い手についてお伺いをいたしたいと思います。

農地の集積ということで、当然、我が党も政権与党時代に取り組ませていただきましたが、大規模法人の育成を推進していくということで、将来的には、法人事業体で一万二千五百法人を五万法人にまで上げていこうということが政府としての目標であると聞いております。

その中で、改正農地法以降、株式会社もリース形式でもつて農地の利用がしやすくなつたという形でございまして、貸借により株式会社が農業に参入する、これはいろいろな心配もあると言われておりますけれども、この点について、担い手形式でもつて農地の利用がしやすくなつたという形でございまして、貸借により株式会社が農業に参入する、これはいろいろな心配もあると言われておりますけれども、この点について、担い手

○小里大臣政務官 これも、ここにでずっと議論を行つてまいりました。企業はすぐれた販路、ノウハウを持っておりましたから、これを最大限に活用を図つてまいりました。その方向性で議論を進めてまいりました。

その一方で、五年前でしたか、農地制度改革というものを自民党政権時代にやりました。その根本は、所有権から利用権への転換ということであつて、利用権本位の農地制度改革を進めていくことになりました。

これに基づいて、企業には利用権において全面参入の道が開かれたわけあります。企業が農業に参入する方法としては、利用権による方法、それに参入する方法として、利用権による方法、そして農業生産法人に参加する方法、あるいは農業経営者と契約をしてそれにかかる方法等々あります。そういう方法をしっかりと駆使しながら企業の活用を図つていきたいと考えております。

○鷲尾委員 一方で、農地の集団化ですか、農業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的、総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがある場合があるということで、改正農地法の議論のときも懸念されていましたので、実際に法が施行されてから、政務官がおつしやったように数年たつておりますから、そこで、今どういう状況なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○小里大臣政務官 御指摘のとおり、農地制度改革議論のときからその懸念はございました。すなわち、リース方式で行つても、企業が不耕作、あるいは転貸を目的として農地の利用権を取得するのではないか、あるいは担い手への農地利用集積に支障を来すのではないか、そういう懸念がございました。

このため、不適正な利用があつた場合には、所有者側からリース契約を解除して、所有者というのは農地の所有者、原状回復を行える制度とした

わけであります。そこに、企業に利用権本位だけの農地、農業への参入の道を開いたという根本的な理由があるわけです。

そして、平成二十一年の農地法改正後、約六年六ヶ月たつわけですが、千二百六十一法人がリース方式で参入をしているところであります。その中で、企業が不適切な農地利用によって契約解除されたという例は承知をしておりません。一方で、本業の経営不振によつて撤退してしまったという例はあるけれども、その場合は、所有者側からのリース契約解除によつて農地は原状に復されたという状況でございます。

また、企業が農業参入することについてアンケートをとりましたところ、参入前は、周辺農業者の五割がこれを否定的に捉えておりました。しかししながら、今はそれが一割になつておるということで、地域における、農業者間における理解は大分進んできたかなと認識をしております。

このように、リース方式での企業参入については、農業界も受け入れておりまして、また経済界とも連携してその動きが進んでおります。これからもこの延長線上で取り組んでまいりたいと思います。

○鷲尾委員 大麥丁寧な答弁をありがとうございます。

今申し上げたように、株式会社モリース方式で農地を利用することができます。そのとき、今どき、今どういう状況なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○小里大臣政務官 御指摘のとおり、農地制度改革議論のときからその懸念はございました。すなわち、リース方式で行つても、企業が不耕作、あるいは転貸を目的として農地の利用権を取得するのではないか、あるいは担い手への農地利用集積に支障を来すのではないか、そういう懸念がございました。

このため、不適正な利用があつた場合には、所有者側からリース契約を解除して、所有者というのは農地の所有者、原状回復を行える制度とした

いろいろな混乱が生じているんじゃないかなと、そのことにつきまして、ちょっとと政策論的に議論させていただきたいというふうに思つてます。一般的な形で申上げたいと思いますけれども。

農業者の立場に立つてみて、いろいろな所得向の政策メニューがあるよということを政府が示してくる。そこで、では、そのうちの一つが六次産業化だよ、もう一つは六次産業化のファンダム。よ、いろいろな政策メニューが農業者の立場に立つと提案されるわけですね。それは所得もふやしたいよということで、自分も創意工夫しながら、いろいろな人に手伝つてもらなながら、新たな事業を取り組もうとするします。そのときに、六次産業化を使おうか、それともファンダムを使おうか、当然いろいろな制度がありますから。アグリビジネス育成法人というものもあるし、幾つかの制度が重なつていています。

その中で、例えば六次産業化の特色というのでは、それに加えて、六次産業化のファンダム、A-FIVEを使おうということになるなど、A-FIVEを使おうということになるかというと、A-FIVEの認定事業者となるのは実は株式会社であります。農業生産法人であるかどうかということよりは、農業者が株式会社に出資をする、そこでパートナー企業もあわせて出資をする、そこにA-FIVEから出資を受けるという形で新たに事業を行う、そういうスキームになつていています。

六次産業化ですけれども、これは、六次産業化、それからファンダム、法律まで制定させてもらつたということで、我々の、我が党が進めてきた中でも本当にいい政策だなと思っていました。ただ中でも本当にいい政策だなと思っているわけですが、設立され、出資も始まっています。

○鷲尾委員 大麥丁寧な答弁をありがとうございました。

今申し上げたように、株式会社モリース方式で農地を利用することができます。そのとき、今どき、今どういう状況なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○小里大臣政務官 御指摘のとおり、農地制度改革議論のときからその懸念はございました。すなわち、リース方式で行つても、企業が不耕作、あるいは転貸を目的として農地の利用権を取得するのではないか、あるいは担い手への農地利用集積に支障を来すのではないか、そういう懸念がございました。

このため、不適正な利用があつた場合には、所有者側からリース契約を解除して、所有者というのは農地の所有者、原状回復を行える制度とした

もいろいろな混乱が生じているんじゃないかなと、そのことにつきまして、ちょっとと政策論的に議論させていただきたいというふうに思つてます。一般的な形で申上げたいと思いますけれども。

農業者の立場に立つてみて、いろいろな所得向の政策メニューがあるよということを政府が示してくる。そこで、では、そのうちの一つが六次産業化だよ、もう一つは六次産業化のファンダムだよ、いろいろな政策メニューが農業者の立場に立つと提案されるわけですね。それは所得もふやしたいよということで、自分も創意工夫しながら、いろいろな人に手伝つてもらなながら、新たな事業を取り組もうとするします。そのときに、六次産業化を使おうか、それともファンダムを使おうか、当然いろいろな制度がありますから。アグリビジネス育成法人というものもあるし、幾つかの制度が重なつていています。

その中で、例えば六次産業化の特色というのでは、それに加えて、六次産業化のファンダム、A-FIVEを使おうということになるなど、A-FIVEを使おうということになるかというと、A-FIVEの認定事業者となるのは実は株式会社であります。農業生産法人であるかどうかということよりは、農業者が株式会社に出資をする、そこでパートナー企業もあわせて出資をする、そこにA-FIVEから出資を受けるという形で新たに事業を行う、そういうスキームになつていています。

六次産業化を使うか、六次産業化のファンダムを使うか、A-FIVEを使うか。農業者の立場に立つてみると、六次産業化の補助事業というのは自分の生産法人でやることです。A-FIVEを使うとなると、新たな法人を株式会社として立ち上げて、そこで事業を行うということです。これ

は実は大きな違いがあると思います。

それは何が違うかというと、自分たちの生産法人と新たな株式会社を設立するとでは、事業リスクが違うということです。生産法人でやる部分については、新たに加工販売施設をつくりつてやるとしても、それが失敗したらそれこそ悲劇ですけれども、失敗したりリスクはその生産法人がしようわけです。しかし、A-FIVEですと、株式会社を別につくりますから、そこで事業リスクが遮断され、株式会社に出資した分が基本的にはリスクを負う対象になるわけです。ここまででは大丈夫です。

大臣、ここまで、私は、六次産業化とA-FIVEの違い、六次産業化とファンダムの違いというのは、事業リスクの遮断が一番大きな違いだと思つてます。その理解が正しいかどうか、一言コメントをください。

○林國務大臣 鷲尾委員は、金融は大変お詳しいので、今の話は、多分有限責任か無限責任かといふことで、まさしく出資金の範囲内でリスクが局限されるというのがファンダムによる出資ということです。事業リスクの遮断が一番大きな違いだと思っています。その理解が正しいかどうか、一言コメントをください。

○鷲尾委員 大臣にいい答弁をしていただきま

す。

普通、農業者が事業をやるという立場に立ちますと、例えばレストランを經營しますよ、レストランを經營している中で、そうだ、そうしたら新商品をこの会社で生産して、例えばワインナリー兼レストランをつくりました、そこでピザも出して

みよう、そしたらトマトとかパジルとか、これも当然その株式会社で生産をして、そのレストランで提供したいじゃないかということは、普通の農業者だったら、生産者だったら考えます。

今大臣は、A—F—I—V—Eだと自由にお金が使えるとおしゃった。しかし、もし、この株式会社が生産設備を持つということになると、今の制度では、この生産設備に対してはファンドのお金は使えないということになつていています。御存じでしたか。

○林國務大臣 ここに支援基準というのがござりますが、これは郡司大臣のときにつくらせていただいたものでございます。

したがって、出資をするための基準というのは、この仕組みについてはこういうふうに決めていただいておりますし、それから、いわゆる一般的の株式会社においても、会社の場合はこういうことをやるという事業目的を決めてやりますから、その範囲の広い狭いはあると思いますが、全く最初から意図せざるもの、結局は、最後はどこまで認めるかという範囲の問題だ、こういうふうに思つております。

私が先ほど申し上げたのは、補助金と比して、出資金という性格上、自由度がある、こういうことを申し上げました。

○鷺尾委員 ゼひひとつ農水省内で検討してみてください。そういうことも、恐らくはこれからまた出てくると思います。利用しやすい制度をぜひ目指していただきたいと思います。

その上で、最後に、小泉政務官に来ていただきておりますので、ちょっと質問したいと思いますけれども、TPPの話であります。

政府統一試算が三月十五日に出でおりまして、さまざまな仮定が置かれる中で、TPPに参加した場合、さまざまな想定の中、大体、経済構造調整が終わった段階、おおむね十年程度の将来で

経済効果が約三・二兆円あるということです。

一方で、四月十二日に日米協議の合意の概要が出ておりますが、ここには、自動車関税の取り扱いにつきまして、日米協議の中で、TPP交渉における最も長い段階的な引き下げ期間によって撤廃され、かつ、米韓FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものになることを確認したとあります。その上で、これが議会通知がなされまして、本格的に七月から我が国も条件交渉に入っている、そういう流れであります。

三月のこの政府統一試算を見ますと、約十年後の姿という形で出ているわけですよ。この四月十二日の日米協議の概要では、米韓FTAよりも実質的に上回るですから、最低米韓FTAなんですよ。そうですね、日本語としては。最低米韓FTAの内容を見ますと、例えば貨物自動車なんかは、アメリカの場合は発効後十年目に完全撤廃なんですね、一つ取り上げて出していますけれども。

私が申し上げたいのは、もう一度試算し直したらどうですか。だって、これは大体十年後の経済効果と出していますけれども、米韓FTAで十年後に完全撤廃される関税があつて、それを上回るもののがそもそも日米協議、既に条件交渉に入る前の条件ですから、改めて試算し直した方がいいと思いますけれども、いかがですか。

○小泉大臣政務官 御質問ありがとうございます。

結論から申し上げれば、試算をやり直すという考えはありません。

その理由としましては、今委員から御説明を丁寧にいただきましたけれども、統一試算、これは仮定として全てが関税撤廃をされた、そういうたれども、TPPの話であります。

政府統一試算が三月十五日に出でおりまして、さまざまな仮定が置かれる中で、TPPに参加した場合、さまざまな想定の中、大体、経済構造調整が終わった段階、おおむね十年程度の将来で

までの、この統一試算の中でも、最終的に関税撤廃されたという部分において、今回の日米合意と結果として変わりがありませんので、以上の理由で試算のやり直しは行わない、そういうふうな考えであります。

○鷺尾委員 政務官、結果は変わらないと断言しないでください。それはわからないですよ、正直申し上げて。もう一度見直す、やり直す方が国民に対しても誠実であると私は思っています。それは、恐らく自民党の議員さんも、そう思っている方がいらっしゃるんじゃないかなと思っております。

もう時間も過ぎましたので、最後に、その日米協議、要するに条件交渉に入る前に、随分、我々も、自動車関税については妥協しているなどという印象が拭えないわけです。だったら、これは大臣、しっかりと日本の農産物を守つてもらわなきゃ困りますよ。一言、決意のほどをお願いします。

○林國務大臣 その事前協議の結果を決めたときも、それからその前の日米共同声明においても、我が国の場合、一定の農産物にはセンシティビティーを有するということを文書で明記をしておりたいと思います。

したがつて、これをしつかりと使いながら、この委員会の決議を踏まえて、しつかりとやつてまいりたいと思います。

○鷺尾委員 ありがとうございました。

質問を終わります。

○坂本委員長 次に、内閣提出、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣林芳正君。

〔本号末尾に掲載〕

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案

○林國務大臣 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の国土の大半を占める農山漁村は、基幹産業である農林漁業の低迷等により、その活力が低下しており、地域の未利用の資源を生かした事業の導入による農山漁村の活性化が急務となつております。

こうした中、平成二十四年七月に再生可能エネルギー電気の固定価格買い取り制度が開始され、再生可能エネルギー発電の事業性が大幅に改善されたこと等を踏まえ、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元させ、地域の活力の向上及び持続的発展に結びつけることが重要な課題となつております。

このような取り組みを進めるに当たっては、農山漁村において無計画に再生可能エネルギー発電設備が整備されることにより、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等が失われ、食料供給や国土保全等の農林漁業が有する重要な機能の發揮に支障を来すことがないよう、農林地等の利用調整を適正に行うとともに、再生可能エネルギーの導入とあわせて地域の農林漁業の健全な発展に資する取り組みを促進することが重要であります。

このため、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本理念についてであります。農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携のもとに当

該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならないこと、また、その促進に当たっては、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならないこととしております。

第二に、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の創設についてあります。主務大臣による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及び再生可能エネルギー発電設備の整備を行ううとする者に対する設備整備計画の認定等について定めることとしております。これにより、農林漁業の健全な発展と調和のとれた太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等をエネルギー源とする発電設備の整備が計画的に行われるようになります。

第三に、農地法、森林法、漁港漁場整備法等の特例措置についてあります。市町村の認定を受けた設備整備計画に従つて行う事業については、これらの法律に基づく許可があつたものとみなすこと等とし、これにより、再生可能エネルギー発電設備等の整備に必要な手続のワンストップ化を図ることとしております。

第四に、農林地等の権利移転を促進する計画制度の創設についてあります。市町村が所有権移転等促進計画を定め、当該計画に定められた農林地等の権利移転等を一括して処理できるようになりますにより、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な土地の確保とあわせて、農業の担い手への農地の集約化など、周辺の農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用が確保されるようになります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○坂本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十一月六日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時六分散会

適正に行われなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて次に掲げるエネルギー源(次項において「再生可能エネルギー源」という。)を変換して得られる電気をいう。

一 太陽光

二 風力

三 水力

四 地熱

五 バイオマス

他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的とする。

(基本理念)

第一条 農山漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電に関する法律

(目的)

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

第二条 この法律は、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を行つて、市町村の認定を受けた設備整備計画に従つて行う事業については、これららの法律に基づく許可があつたものとみなすこと等とし、これにより、再生可能エネルギー発電設備等の整備に必要な手続のワンストップ化を図ることとしております。

第三条 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、市町村、再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者、農林漁業者及びその組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

二 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、食料の供給、国土の保全その他の農林漁業の有する機能の重要性に鑑み、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るために、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

して農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。以下この号及び次項において「林地」という。)及び林地とすることが適当な土地

四 再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業の健全な発展に資するものとして農林水産省令で定める施設(以下「農林漁業関連施設」という。)の用に供される土地及び開発して再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供されることが適当な土地で農山漁村にあるもの(前三号に掲げる土地を除く。)

五 前各号に掲げる土地のほか、これらの土地との一体的な利用に供されることが適当な土地

六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をあつてエネルギー源として利用することができます(原油、石油ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。

七 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして主務省令で定めるもの

八 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

九 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。

第十条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第十二条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第十三条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第十四条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第十五条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第十六条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第十七条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第十八条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第十九条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第二十条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(農用地及び次号に規定する林地を除く。)

三 木竹の集団的な生育に供される土地(主と

に資する取組の促進に関する基本的事項	ギ・発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項
五 前各号に掲げる事項のほか、次条第一項に規定する基本計画の作成に関する基本的事項	3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項
六 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	4 基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならぬ。
七 基本方針は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。	5 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
八 基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
（基本計画）	（基本計画）
第五条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。	第五条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。
2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針	一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針
二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
三 前号に掲げる区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	三 前号に掲げる区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模
四 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項	四 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合にあっては、その区域及び当該区域において実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
五 前号に掲げる事項のほか、再生可能エネル	五 前号に掲げる事項のほか、再生可能エネル
ギ・発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項	3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項その他の主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。
六 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項その他の主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。	4 基本計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、当該基本計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備及びこれらの用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るたため行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（第十六条において「所有権の移転等」という。）を促進する事業をいう。第一号及び同条第一項において同じ。）に関する次に掲げる事項を定めることができる。
（協議会）	（協議会）
第六条 基本計画を作成しようとする市町村は、基本計画の作成及びその実施に關し必要な事項について協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。	12 第五項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。
2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。	11 市町村は、基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
一 基本計画を作成しようとする市町村	10 市町村（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百十七号）第二十条の三第三項に規定する指定都市等に限る。）は、基本計画の作成に当たっては、同条第一項に規定する地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
二 当該市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者	9 基本計画は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他の法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならぬ。
三 その他の農林水産省令で定める事項	8 市町村は、基本計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該基本計画に定める事項について当該協議会における協議をしなければならない。
四 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。	7 前項の市町村は、同項の提案を踏まえた基本計画を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。
五 設備整備計画の内容が基本計画に適合する	4 前三项に定めるもののほか、協議会が定める必要な事項は、協議会が定める。

ものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。

得なければならぬ。

て「対象民有林」という。)において行う行為であつて、森林法第十条の一第一項の許可を受

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第二項の規定により同条第

二 設備整備計画に記載された再生可能工ネルギー発電設備等(前項第一号の再生可能工不

農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、農地法昭

けなければならないもの 都道府県知事
五 保安林において行う行為であつて、森林法
第三十四条第一項又は第二項の許可を受けな

一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

連施設をいう。以下同じ。)の整備に係る行為が、当該計画を作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であつて漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならないものである場合に

和二十七年法律第二百一十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならぬもの(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農

ければならないもの 都道府県知事
六 都道府県が管理する漁港の区域内の水域又
は公共空地において行う行為であつて、漁港
漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けな
ければならないもの 都道府県知事
七 海岸保全区域(当該計画作成市町村)が管理す

農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第一項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

備に関する事項が同条第二項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。

地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に限る) 農林水産大臣

するものを除く。)内において行う行為であつて、海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならないもの、海岸管理業者(同法第二条第三項に規定する海岸管理業者

又は第九号に掲げる行為(自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る)による設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等

ギ一発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。次項第七号及び第十三条において同じ。）内において行う行為であつて同法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第七条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの方の許可をしてはならない場合に該当し

いて所有権若しくは使用及び収益目的とする権利を取得する行為であつて、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの（前号に掲げる行為を除く。）都道府県知事

三 集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第三条第一項の規定により指定された集約酪農地域をいう。第十条において同じ。）の区域内にある草地（同法第二条第三項に規定する草地をいう。第十条において同じ。）において行う行為であつて、同法第九条の規定による届出をしなければならないもの 都道府県知事

をいう。第八項において同じ。)。
九　国立公園(自然公園法第二条第三号に規定する國立公園をいう。第十四条において同じ。)の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三号の許可を受けなければならないもの又は三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの環境大臣

の整備に係る行為が、同条第四項の規定により同条第三項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一 第四項第四号に掲げる行為 森林法第十一条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

二 第四項第五号に掲げる行為 森林法第三十

計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあつては、その同意を

四 森林法(昭和二十六年法律第三百四十九号)
第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてゐる同項に規定する民有林(保安林(同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林(森林法第一条第一項に規定する森林をいう。)を除く。第十一條第一項において

十 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三条第一項又は第十一一条第一項の許可を受けなければならぬ行為 都道府県知事

農林水産大臣又は都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。

四 第四項第十号に掲げる行為 温泉法第四条
第一項 同法第十一條第二項又は第三項において
同法第三十九条第二項の規定により同条第五項
の規定により同条第二項の許可をしなければならない場合に該当する
こと。

三 第四項第六号に掲げる行為 漁港漁場整備
法第三十九条第二項の規定により同条第一項
の許可をしなければならない場合に該当する
こと。

いて読み替えて準用する場合を含む。)の規定

により同法第三条第一項又は第十一条第一項の許可をしなければならない場合に該当する

こと。

8 海岸管理者は、第四項第七号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、海岸法第七条

第二項(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により同法第七条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 第四項第一号に掲げる行為(当該行為に係る土地に二ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る) 農林水産大臣
二 第四項第十号に掲げる行為(隣接都道府県における温泉・温泉法第二条第一項に規定する温泉をいう。)の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る) 環境大臣

10 環境大臣は、前項第一号の規定による協議を受けたときは、関係都道府県の利害関係者の意見を聽かなければならない。

11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聽かなければならない。
一 第四項第二号に掲げる行為 都道府県農業會議
二 第四項第四号に掲げる行為 都道府県森林審議会
三 第四項第十号に掲げる行為 自然環境保全

法 昭和四十七年法律第八十五号第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関

(設備整備計画の変更等)

第八条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定設備整備者」という。)は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水產省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただ

し、農林水產省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定設備整備者は、前項ただし書の農林水產省令・環境省令で定める軽微な変更をしたとき

は、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。

3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第三項の認定に係る設備整備計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。)に従つて再生可能エネルギー発電設備等の整備を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができ

る。

4 前条第三項から第十一項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(農地法の特例)

第九条 認定設備整備者が認定設備整備計画に

従つて再生可能エネルギー発電設備等を整備するため再生可能エネルギー発電設備等を整備するための許可を受けなければならない行為を行つ場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて対象民有林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行つ場合には、当該許可があつたものとみなす。

3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第三項の認定に係る設備整備計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。)に従つて再生可能エネルギー発電設備等の整備を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項から第十一項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(漁港漁場整備法の特例)

第十一条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて漁港の区域内の水域又は公共空地において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて漁港の区域内の水域又は公共空地において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

(海岸法の特例)

第十二条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて再生可能エネルギー発電設備等を整備するため漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を行つ場合には、当該許可があつたものとみなす。

(海岸法の特例)

第十三条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて海岸保全区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならない行為を行つ場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて海岸保全区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならない行為を行つ場合には、これらの許可があつたものとみなす。

(自然公園法の特例)

第十四条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため

自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。
2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて所有権の移転等を促進するため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農業法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

例) 第十条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて集約酪農地域の区域内にある草地において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第九条の規定は、適用しない。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(温泉法の特例)

第十五条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて対象民有林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため森林法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行つ場合には、これらの許可があつたものとみなす。

(所有権移転等促進計画の作成等)

第十六条 計画作成市町村(第五条第四項各号に掲げる事項が記載された基本計画を作成した市町村に限る。次条において同じ。)は、認定設備整備者から認定設備整備計画に従つて農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があつた場合において必要なとき、その他農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水產省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所

2 前号に規定する者が所有権の移転等を受けている土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行ふ者の氏名又は名称及び住所

4 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が設定又は移転を受けたものとみなす。

あつたものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(温泉法の特例)

第十五条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(所有権移転等促進計画の作成等)

第十六条 計画作成市町村(第五条第四項各号に掲げる事項が記載された基本計画を作成した市町村に限る。次条において同じ。)は、認定設備整備者から認定設備整備計画に従つて農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があつた場合において必要なとき、その他農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水產省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所

2 前号に規定する者が所有権の移転等を受けている土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行ふ者の氏名又は名称及び住所

4 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が設定又は移転を受けたものとみなす。

又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあつては地代又は借賃及びその支払の方法

六 その他農林水産省令で定める事項

3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 所有権移転等促進計画の内容が基本計画に適合するものであること。

二 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。

三 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

四 所有権移転等促進計画の内容が、認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の周辺の地域における農林地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するように定められていること。

五 前項第一号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあつては、農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

ロ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等が農地法第五条第一項の規定によるものとする。

<p>(登記の特例)</p> <p>第十九条 第十七条の規定による公告があつたときは、その公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。</p>	<p>第十八条 前条の規定による公告があつたときは、その公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。</p>	<p>第十九条 第十七条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の特例を定めることができる。</p>	<p>第二十条 国及び都道府県は、市町村に対し、基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施に関する必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。</p>
---	--	--	--

<p>(援助)</p> <p>第二十二条 この法律に規定する農林水産大臣及び環境大臣とし、その他の部分については農林水産大臣とする。</p>	<p>二 第七条第四項第五号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(民有林を除く。)の指定に係る保安林において行う行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)</p>
--	--

<p>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第十五号)</p>	<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業のうち、次に掲げるもの)</p>
<p>(指導及び助言)</p> <p>第二十一条 計画作成市町村は、認定設備整備者に対し、認定設備整備計画に従つて行われる第</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(地方自治法の一部改正)</p> <p>第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一に次のように加える。</p>

一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)

二 第七条第四項第五号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

(民有林にあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)
三 第七条第九項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正す

る。

第六条第一項第一号中「(平成五年法律第七十

二号)及び」を「(平成五年法律第七十二号)」に
改め、「(平成十九年法律第四十八条)」の下に
「及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再
生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法
律(平成二十五年法律第

号)」を加える。

第五条 農地法の一部改正

第三条第一項第九号の次に次の一号を加え
る。

九の二 農林漁業の健全な発展と調和のとれ
た再生可能エネルギー電気の発電の促進に
関する法律(平成二十五年法律第

号)

第十七条の規定による公告があつた所有權
移転等促進計画の定めるところによつて同
法第五条第四項の権利が設定され、又は移

転される場合

理由

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能
エネルギー電気の発電を促進することにより農山
漁村の活性化を図るため、主務大臣による基本方
針の策定、市町村による基本計画の作成及び設備
整備計画の認定、当該認定を受けた設備整備計画

に従つて行う事業についての農地法、森林法、漁港漁場整備法等の特例並びに農林地所有權移転等
促進事業について定める必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

平成二十五年十一月十三日印刷

平成二十五年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局